
平成21年 第2回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成21年6月15日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成21年6月15日 午前10時02分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第3号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第4号 平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第6号 平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 議案第54号 平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第55号 由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について
- 日程第9 議案第56号 由布市学校給食センター設置条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 挾間町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第11 議案第58号 湯布院町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第59号 由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第60号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第62号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 平成21年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第64号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第65号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第66号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第20 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問

- 日程第2 報告第2号 平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第3号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第4号 平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第6号 平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 議案第54号 平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第55号 由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について
- 日程第9 議案第56号 由布市学校給食センター設置条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 挾間町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第11 議案第58号 湯布院町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第59号 由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第60号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第62号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第64号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第65号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第66号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第20 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

出席議員（24名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 渕野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君

18番 久保 博義君
20番 吉村 幸治君
23番 山村 博司君
25番 丹生 文雄君

19番 小野二三人君
22番 生野 征平君
24番 後藤 憲次君
26番 三重野精二君

欠席議員（1名）

21番 工藤 安雄君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君
書記 馬見塚量治君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	行財政改革推進課長	河野 隆義君
税務課長	飯倉 敏雄君	収納課長	工藤 敏君
監査・選管事務局長	佐藤 忠由君	会計管理者	佐藤 利幸君
産業建設部長	佐藤 省一君	契約管理課長	渡辺 定君
都市・景観推進課長	若林 純一君	健康福祉事務所長	秋吉 敏雄君
福祉対策課長	加藤 康男君	子育て支援課長	宮崎 直美君
小松寮長	菅 正則君	健康増進課長	衛藤 義夫君
保険課長	生野 博文君	環境商工観光部長	平野 直人君
環境課長	溝口 博則君	商工観光課長	松本 文男君
挾間振興局長	米野 啓治君	挾間地域振興課長	二宮 正男君
庄内振興局長	佐藤 和明君	庄内地域振興課長	服平 志朗君
湯布院振興局長	佐藤 和利君	教育次長	島津 義信君
教育総務課長	森山 泰邦君	学校教育課長	秋篠 義隆君
生涯学習課長	佐藤 式男君	消防長	浦田 政秀君

○議長（三重野精二君） 開会前に、教育長及び総合政策課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。教育長。

○教育長（清永 直孝君） おはようございます。14日の朝刊に、合同新聞で大分版の中で、大分市が小学校の給食費が非常に高いという記事の中で、由布市が市町村の中で小学校平均月額4,568円、それが一番由布市が高く、次に大分市が2番目だというような記事がありました。

08年5月の統計なんですけど、これ取り寄せましたが、その統計が非常に、市町村それぞれ別、いろんな根拠が違ってまして、父母負担の金額そのまま上げているところと、それから、補助金を入れたものを上げてるところの差があります。それで、由布市の場合の4,568円は、補助金を入れた金額を上げてます。

それで、このような数値になってるわけで、保護者の負担については、15市町村の中で小学校は今4,100円ですから、庄内町は4,300円ですが、15市町村の中では下から6番目ぐらいに位置する金額です。ですから、何か非常にあの記事そのものを見ると、何で一番高いのかというような感想を持たれるかと思いますが、以上説明をしておきます。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 大変申しわけありませんけども、報告第2号の1ページにつきまして、記述ミスがございましたので、この1ページ、2ページにつきまして差しかえをお願いしたいと思います。

具体的内容につきましては、1ページの7に「監査意見書」とありますけども、これが「財産目録」の誤りでございました。大変申しわけありません。以後、こういうことのないようにしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（三重野精二君） 開会を前に、傍聴者をお願いをいたします。

傍聴者は、傍聴席に掲示の規則に反しないようお願いいたします。

なお、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードをお願いいたします。もしこれらに反することがございましたら、退席をお願いすることがあります。御承知おきをお願いいたします。

また、議場ではクールビズ対応となっておりますので、上着をお脱ぎになっても結構でございます。

午前10時02分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。工藤議員から入院のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（三重野精二君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め一人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、2番、高橋義孝君の質問を許します。高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） おはようございます。2番、高橋義孝です。どうぞよろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、市長の行政報告にもありました5月30日に「厚生年金病院と保養ホームを守る湯布院集会」が、多数の御参加のもと盛大に行われました。けさも秋田社会保険病院の方からお手紙をいただきまして、大変力強い運動に勇気をいただきましたということで、全国各地の方にさきの集会が勇気を与える集会となりました。

改めて首藤市長を初め、関係議員の方、そして所管であります健康増進課の衛藤課長及び佐藤係長には、もうこの場をお借りしまして心より敬意を表する次第であります。今後とも引き続き取り組みいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。後ほど御意見、御批判をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞしばらくの間、おつき合いをお願いいたします。

初めに、行政改革について、組織の見直しについてお伺いをいたします。

これまでどのように見直しの取り組みがなされてきたのかをお聞かせをください。また、見直しによる成果についてもあわせて伺います。

2点目、各公民館の館長及び室長については、管理職、課長から課長補佐に改められましたが、組織再編に当たりどのような検討、協議がなされたのか、現状をどのように把握されているのか教えてください。

3点目として、防衛施設対策室については、日出生台の特別委員会及び行財政改革特別委員会において防衛事業の対策強化のために充実が求められています。現状をどのように検証されているのか、また今後のあり方についてどのようにお考えであるか、お聞かせをお願いいたします。

続きまして、教育諸問題についてお伺いをします。

1点目、まず皆勤賞、精勤賞についてお伺いをいたします。

皆勤賞あるいは精勤賞を校長より直接授与し、その努力をたたえるような指導をしていただきたいと思いますが、指導をいただけますかというのが最初の質問であります。

続きまして、学力向上施策について。

1点目として、全国の調査、県の調査、由布市独自の調査があります。これについて分析、活用、報告、あわせて児童生徒の学ぶ意欲の向上にどう反映されているのか、お聞かせください。

2点目として、県の調査結果活用講習会や学力向上会議等での検討、指導方法、学習状況の改善について具体事例があれば、あわせてお伺いをしたいと思います。

3点目として、教育委員会の学校訪問においての実態把握、問題点等をつかむための手立てをどのように工夫されたのかをお聞かせください。

続きまして、実効性ある学校評議員制度についてお伺いします。これは、もう以前にも2度ほどお伺いをしていますが、制度の成果と課題について、あわせてより効果的な制度となるためのお考えについて、お聞かせをください。

教育問題の最後は、教職員による選挙活動等についてということをお伺いします。

地方公務員、地方教育公務員は国民全体の奉仕者として、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営を図るという観点から、選挙活動については関係諸法令により禁止、あるいは制限をされています。

1点目として、これまで違反するような事例があったのか。

2点目として、教育の政治的中立性を確保する観点から、どのように服務規律を確保するのか、お聞かせください。

再質問については、この席で行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問3日目となりました。最後でありますけれども、精いっぱい誠実に答えてまいりたいと思います。

まず、第1の行政改革組織の見直しについて、組織機構については常に検証し、見直していくこととされているけれども、組織編成については、これまでどのように見直しの取り組みがなされてきたのか、また見直しによる成果はどのようなかということでございますが、平成18年11月策定の由布市行財政改革大綱におきましては、効率的な行政運営の推進及び住民サービスの向上を図るため、5つの視点から行財政改革に集中的に取り組む、将来にわたり行政サービスを安定的に供給して、住民ニーズにこたえ得る市政を目指すものとされているところであります。

視点の1つであります組織の再編につきましては、平成19年5月、副市長を会長に総務部長

等9名の職員からなる組織再編検討会議を設置いたしまして、行財政改革プランの定員管理計画、保育所等の民間移譲実施による職員の配置、団塊世代の大量退職に伴う管理職制度の見直し等について、平成20年度から実施に向け、12回の会議において検討を行ったところでございます。

具体的には、子育て支援課の新設、それから教育委員会に総括事務を担当する教育総務課の新設、総務課に秘書広聴係、総合政策課に企業誘致係、保険課に後期高齢者医療係の新設、さらには、健康温泉館長及び各公民館長は課長補佐を配置することなどについて決定をいたしまして、平成20年4月1日から実施をしたところでございます。

次に、各公民館の館長について、管理職から課長補佐に改めたが、組織編成に当たりどのような検討がなされ、関係機関との協議がどのように行われたかということでございますが、各公民館の館長を課長——管理職であります。管理職から課長補佐に改めましたのは、合併に当たっての協議では、館長には課長補佐を配置する計画でありました。しかし、旧町の管理職を降格させることはできないとの判断から、合併当初は課長、つまり管理職を配置した次第であります。

平成20年3月の管理職の退職によりまして、見直しを行う中で課長補佐を館長として配置をした次第でございます。

組織機構におきましても、具体的に各公民館は教育委員会生涯学習課の所管でございます。生涯学習課の指揮命令系統をスムーズにして、社会教育及び生涯学習施設の充実を図るために行ったものでございます。

次に、防衛施設対策室について、現状をどのように検証しているのか、また今後のあり方についてどのような考えであるのかについてお答えをいたしたいと思っております。

現在、防衛事業といたしましては、民生安定事業及び障害防止事業ともに、由布市主体の工事等の事業は実施をしておりません。

予定されている事業といたしましては、県が主体となる平成22年度要望の障害防止事業が3件で、事業費は3億7,000万円でございます。

また、交付金につきましては、平成20年度実績で1億1,359万円が交付をされております。

防衛施設対策室につきましては、現在は湯布院振興局内に設置してございまして、室長及び担当職員1名の配置でございます。地域振興課長及び担当職員1名がいずれも兼務で対応しているところでございます。

今後につきましては、防衛省への積極的な予算要求活動や新規事業の発掘及び米海兵隊の訓練等が予想される中、十分な安全対策も講じる必要がございまして、防衛施設対策室のあり方についても、早急に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。教育諸問題につきましては、教育長がお答えをいたします。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 2番、高橋義孝議員の教育問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の皆勤賞、精勤賞についてですが、児童生徒が学校を欠席せず、できるだけ出席することが望ましいことであり、それを奨励し認めていくことは大切なことであると考えています。

しかし、その一方でこれまでも体のぐあいが悪いのに無理をして登校し、後で何日も休む事例もありますし、病気等により努力してもできない場合もあります。このようなことを含めて、すべての子どもの心情を考慮した上で、学校に対して一律に指導することについては、学校長の意見を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えています。

次に、学力向上施策の1点目の学力テスト等の分析・活用・報告についてですが、県の基礎・基本定着状況調査の結果は、毎年7月下旬に届きますので、この時期に「由布市学力向上会議」を開催し、市全体の結果の分析や経年比較等の説明を行い、対策を示しています。

また、各学校の「学力向上プラン」を持ち寄り、情報の交流を行うとともに、ブロック別の小中学校交流会で小中の連携についての意見交換や授業参観等の交流を行っています。今年度の交流テーマは、「家庭との連携・家庭学習」に設定する予定です。

全国学力・学習状況調査につきましては、8月下旬ごろに結果が届きますので、市で分析した後、校長会にて説明を行っています。市のホームページや広報紙等を利用して、情報の公開と保護者や地域の方のより一層の協力を求めています。

また、9月には教育事務所主催の学力向上推進協議会が行われ、管内全小中学校関係者の参加のもとで、分析と活用について説明を受けた後、他市の教職員との小グループでの意見交換を行っています。

1月に実施している市の学力調査の結果は、2月下旬に届きますので、各学校では期末PTA等で学校の取り組みとその評価について活用し、年度末まで点数の低い単元等の補充や次年度の取り組みにつなげています。市教委でも分析を行った上で、「第2回由布市学力向上会議」で説明と改善策を提示をしています。

また、各学校に評価アンケートを行い、次年度の市の「学力向上プラン」の策定につなげています。

なお、次年度の市の「教育方針」と「学力向上プラン」を3月に完成させ、校長会にて説明することで、各学校の次年度の「学校教育方針」「学力向上プラン」の作成につなげ、4月スタートから組織的に取り組めるようにしているところです。

「学ぶ意欲の向上」については、前述べました各調査の質問紙調査で、生活面や学習に対する意欲・学ぶ意義について調査結果が出ております。点数などの表面的に「見える学力」がマスコミ等で取りざたされていますが、学習意欲など「見えない学力」、「学習に向かう力や基盤となる力」がなければ、真の学力はつかないと考えていますので、分析の際にその動向や相関関係を踏まえ、説明を行っているところです。

2点目の、どのように検討がなされているのかにつきましては、さきに説明しましたとおり、各会議では結果の分析と課題、そして対策について説明や意見交換を行っています。

由布市では、家庭学習の時間が少ないことが課題です。これが定着度の低下に影響していると考えられますので、どのように家庭学習の習慣づけを行うかなど、各学校の取り組みを交流する中で課題と対策を結びつけています。

その中で、教育委員会では、ことし「学びのススメ10ヶ条」を作成し、配布を行いました。また、学校では「家庭学習の手引き」を作成したり、具体的な学習方法を示したりして取り組みを進めているところです。

学力向上に関して一番大切なのは、授業であることは言うまでもありません。授業改善については、市全体の研究会や校内研修を中心にして取り組んでいます。全教員が1回以上の提案授業を行うよう計画しています。各学校の実態にあわせた課題から、取り組む教科や育てたい力を焦点化して取り組んでいます。

ほとんどの学校が新学習指導要領の方針に基づき、言語活動の充実を取り入れることで思考力、判断力、表現力等を向上させようとしています。また、個に応じた指導、理解や習熟の程度にあわせた指導を行うなど、各学校の課題と実態にあわせた取り組みを行っているところです。

3点目の教育委員会の学校訪問についてですが、教育委員訪問や教育長訪問、指導主事による要請訪問のときには、必ず全クラスの授業を見て気がついたことを指導しています。先生と児童との雰囲気、学習規律、教育環境、指導主事は授業のねらいがはっきりしているか、「振り返り」は感想ではなく、具体的であるか、「定着・活用」の取り組みはあるかなどを見ています。

問題点をつかむ手立ては、授業を見る機会をふやすことと、職員との関係づくりだと考えています。各学校長に対して教職員評価にも関連して、できるだけ多く授業を見、的確な指導を適宜行うよう指導しているところです。

次に、大きい学校評議員制度についてですが、学校評議員は開かれた学校づくりを一層進めるために、保護者や地域住民の意向を把握し、学校に反映させ、その協力を得るとともに、学校運営の状況を周知するなどの学校の説明責任を果たしていく観点から設けられているものであり、学校評議員一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものですが、あくまでも校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べるものです。

その成果については、学校運営に必要な地域の情報を得て、学校と地域の連携の進め方を探る上で貴重な意見をいただき、学校運営に生かすことができていると考えています。課題については、特にないと考えています。

今後、より効果的に進めるためにも、定例の評議員会のみならず、各学校で行われているように、各種行事や授業の参観等にさらに積極的に参加していただき、地域の声を聞かせていただきたいと思います。

次に、教職員による選挙活動についてですが、1点目の違反するような事例については、由布市では今のところ聞いておりません。

2点目の服務規律の保持については、県教育委員会からの通知の徹底を行い、各学校における服務規律研修にも取り入れて周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それでは、まず組織の見直しについて再質問させていただきたいと思います。

当然、行革のプランで行われてるっていうのは、よく私も理解をしております。個別的に各公民館の館長及び室長について、指揮命令系統をスムーズに行うためということなんですけれども、どうもその責任と権限が非常にあいまいではないかなというふうなことを今考えています。

一つは、生涯学習課の中に生涯学習係が15分掌もってるんですね。係長以下4名です。公民館においては20分掌、館長以下4名、これ湯布院の公民館ですけども、20分掌あつて館長以下4名で、実質1名はB&Gというちょっと離れたところに体育係としておりますので、3名で20分掌までやられてるということなんです。

この係の分掌を一つとってみても、非常に皆さんの御意見としては、機能が低下された、低下してしまったというふうな感想を持っている方が多いんですけれども、市長、その辺は実態どのように把握されてますか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 機能の低下というよりは、職員そのものがまだ十分そのことを認識していない部分もあるんじゃないかと、そういう声も聞いておりますので、今のところ実態を十分検証していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、そこはやはり職員の力量に責任を転嫁するのは、ちょっと酷であると私は考えてます。だからこそ、私はどういうふうな協議が行われたのかっていったら、結局教育委員会と合議してないんですよ。こういうことをやられるときに、教育委員会の組織

を当たるときに、教育委員会と絶対合議されてないんです。

そりゃ、市長の権限でありますので、勝手にやられるのはもう市長の責任でありますけども、やはり実態把握をされて、どの職員をどういうふうに配置しようか、適正配置を考えるときには、やはり原課である教育長並びに教育委員会にきちっと意見をお伺いして、私はやられるべきだと思いますけど、以前の体育振興課のときにもこういう事例がありました。再度お気持ちをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） おっしゃるとおりです。検討してまいります。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ教育行政の法に沿った運用を私はしていただきたいと思えます。

教育委員会の職員は、教育長から辞令をいただくんですよね。ですから、そういったこともびしっとやっぱり踏まえて、適切に行っていただきたいと思えます。

次は、防衛危機管理室についてですけども、再編でまず防災危機管理室が防災安全課、行財政改革室が行革推進課、都市・景観室が景観推進課というふうに、国体推進室が国体推進課となったんですけれども、唯一室で課に昇格してないのが、この防衛施設対策推進室なんですね。

この事務分掌の中を見ますと、防衛対策の分掌は、もちろん振興局の中に押さえられてますけども、あと総合政策課の中にも事務分掌として入ってるんですね。結局は、責任と権限が明確化されていないから、事業が動いていかないんだというふうに私はとらえているんですね。

以前、旧町、湯布院町の例規集ではどういうふうに押さえられていたかといいますと、建設課の中にも防衛対策事業にかかわることというふうなことがきちっと明記されてるんですけども、今由布市ではそういったことが建設課の中には明記をされておられません。やはり事業を推進していく中で、実施段階でやはり各課の連携が必要になってきます。そうしたときに、事務分掌の中にそういう一言がないと、やはり防衛対策室だけの室の係員が一生懸命一人で動いても、それがなかなか事業実施に結びつかないというのは、そういうところに私原因があるんじゃないかと思うんですけども、市長いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、建設と非常に密接に関連した事業であるということで、防衛の計画が上がってから実施に向かう一連の作業の中で、非常にその建設とか、そういった他課との関係が非常に強いということで、その点の事務分掌のほうも含めて見直してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、早急にぜひこれ見直しをしてください。

それと、行革推進課があるんですけれども、私は議会の行財政改革特別委員会の委員でもあります。説明を何度もいただくんですが、この課の課長に余り責任と権限がないんですね、プランの中で。すべて事務調整をやってるだけなんです。すべては原課で改革をしたものが、それを総務部、副市長をトップとした会議の中で行われているんですね。

それであるならば、総務部の総務係でこれ私はもう対応させたほうがいいんじゃないかと思ってるんですけれども、市長、率直な感想だけお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今のその御質問については、私自身ももう少し考えてみたいと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ今2名体制で行革推進課やられてますけれども、職務権限がはっきりしてなく、あいまいでありますので、非常にもったいないと私は思ってます。であるなら、もう総務部の総務係できちっと副市長と総務部長の権限のもと、そこからの指揮命令系統をスムーズにしたほうが、行革はもっとスムーズにいくと思いますので、早急に検討をお願いします。

それと、国民保養温泉地の分掌がどこにもないんですね。以前旧町のときには、保養温泉課というのもありましたし、総合政策局の中にも、こういった国民保養温泉地についての取り組みをなされてきました。現在事務分掌の中を見ても、この国民保養温泉に関することという事務分掌が一つもないんですけれども、この現状についてどう思われるか、今後どのようにされるか、感想があれば市長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 高橋議員のおっしゃるとおりに、国民保養温泉という課はございません。それで今……。

○議員（2番 高橋 義孝君） 係、係ですね。

○副市長（清水 嘉彦君） 係はございません。私のほうで今すべての法律と事務分掌の関係のやつを今精査をしているところでございます。その中で、国のほうでいけば国民保養温泉に関する所管をしてるのが、以前は厚生労働省のほうだったと思います。環境省もかなり絡んでおりますが、そのあたり、それから県の窓口機関等の絡みも含めまして、事務分掌の見直しを進めてまいりたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 早急に見直しをしてください。

それと、一つは中央公民館機能の強化ということが社会教育委員会の中でも叫ばれておりまし

た。これは、組織の見直しの中で位置づけられるのかなと思ったら、やはりその各公民館、先ほど管理職から補佐になったということがあったんですけども、この中央公民館機能について一言教育長のほうがいいんですかね、どのように思われてるのか、一言だけお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 中央公民館の役割ってというのは、非常に重要になると思います。生涯学習体系ってということが非常に重要なだけに、そのことは大事だと思ってます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 今中央公民館は湯布院公民館というふうな位置づけ、私が湯布院、湯布院と言うと、また地域エゴと誤解を受けるのがちょっと嫌なんですけども、そういったわけではありません。社会教育がやはり大切だということから、やはり中央公民館の機能もちゃんと位置づけをして、事務分掌——組織を見直していただきたいというふうに思います。

私が今感じるのは、合併して4年間防衛施設——体育振興課の廃止がありました。中央公民館機能の今の言われるとおり、まだ位置づけもさだかでない、形骸化されてます。公民館長の降格による社会教育の衰退、保養温泉地のシンボルであった国民宿舎が閉鎖されました。畜産センターも移転、演習場駐屯地立地及び自衛隊との協調である防衛省による調整交付金や周辺対策予算の形骸化ですね。

湯布院がこれまで培ってきた歴史を否定し、伝統と文化を否定するような施策の展開、行政執行と思われても仕方ないというふうに思うんですけども、市長、その辺は率直な御感想どうですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） いえ、決してそういうことではないと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、ぜひそういうことじゃないと思われてるのであれば、こういったことがすべて変わってきてることに対する代替案を早急に私は示すべきであると思いますけども、非常に閉塞感が漂っています。

ぜひこれに、今言ったことに対する市長のリーダーシップを私は期待するものでありますけども、さらに健康温泉館やスポーツセンターも、官から民へという市場原理と合理主義をまた今後行うのではないかという、ある意味恐怖感に湯布院の方たちはおののいてるんですけども、その辺は市長どのようにお考えですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどの畜産センターだとか国民宿舎だとか、そういう点については、やっぱりその情勢の中で畜産の方々の要望でセンターを真ん中に庄内にもってくるとか、そうい

う要望がありました。

その要望に沿って取り組んできましたし、国民宿舎につきましては、湯布院の観光協会、旅館組合等々が指定管理を受けておりましたが、そういう状況はできないということで、今こういう形になっておまして、行政がどうしようということではないわけでありまして、そういう意図はありません。

と同時に、これからそういうことについてそれぞれの地域がしっかり繁栄していけるように、発展していけるように、その思いは全く変わっておりませんので。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） はい。まさしくそのとおりなんですけども、時代の要請や時代の流れといいましても、最終的に御決断なされたのは市長であるんですね。伝統は伝統であるがゆえに尊いんです。それを皆さんが言ったから、じゃあそのようにしましたというふうな責任逃れのようなことは、私は言うていただきたくないと思ってます。

いずれにしても、それぞれが培ってきた土地土地、3地域ありますけども、歴史や伝統を尊重していただいて、地域特性を生かすようなまちづくり、市のあり方ということをやはり一番重きに考えていただければ、非常にありがたいと思いますので、その辺はぜひよろしく願いいたします。

続いて、教育諸問題について再質問をさせていただきますが、まず、皆勤賞、精勤賞については、前向きにということで御回答いただいたように思いますけども。教育長、小さな親切運動を御存じですかね。教育長も理事さんになられてるんですかね。顧問ですね。私も毎年これに行かせていただきます。うちの丹生副議長もこれに深く携わっていただいて、私も行くたんびにああ、努力されてるなど、それをこういった形でやはり表彰される。

そのときの例えば子どもたち、お年寄りの方、皆さん褒めたたえてすごくいい雰囲気なんですね。こういうことの顧問になられてる教育長が、やはり私努力した人が本当に報われる、それはただ毎日学校に通っただけっていうちっちゃいことなんですね。でも、ちっちゃいことなんですけれども、通常は大体表彰される方って決まってるんですよ。やはり一般的に優等生で、読書感想文で賞を受けたり、書道展で賞を受けたり。

けども、この皆勤賞、精勤賞だけは、「ええ、あの子が」っていう、義務教育9年間ですね、「一日も休まず来たのすごいね」って、そういうことを認めてあげるということで、私は非常に大事であると思うんですけれども、教育長御自身、校長先生に御指導していただけるというふうな先ほど御答弁だったと思うんですけれども、ちょっとこの小さな親切運動と関連して、御感想をいただければと思います。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 児童生徒それぞれに持ち味がありまして、よさがあります。そのよさをみんなの前で褒めたたえるということによって、その本人がその面がまた伸びていくっていう、そのいい面があるというのは、もうはっきり言えることだろうと思ってます。

この皆勤賞、精勤賞が今だんだんとなくなってきました。その理由は、先ほど述べたような形の中で、無理をしてまでだとか、これによって弊害的なものっていいですか、いうのが出てきたことに対する今の現状だろうと思います。

それで、やはり一律に全小中学校に対してこれを復活させるような指導というのは、なかなかできにくい面があるかと思います。卒業式の校長式辞の中で、はっきりと触れる学校もあります。

それは、皆勤賞とかいう賞を渡すのではなくて、言葉によって式辞の中で明確に褒めたたえるということもやっているわけで、その辺冒頭言いましたように、一人一人のよさを、いろんな場面でそのよさをたたえるっていうことは、これは基本線としてはいいことだという認識です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ちょっと弱腰な御答弁でありますので、余り期待はしてませんけれども、人にはそれぞれ特性や差があるんですよ。それをないがしろにして、平等な社会をつくらとですね、教育長、それは不公平な社会になるんです。だから、そういう差を認めてあげる公平な社会をやはりつくる。その社会に巣立つ子どもを育ててるのが、今の学校教育ですよ。

そういうことは、やはり毅然とした態度で教育長の哲学を、人づくりという理念を、情熱を伝えるという努力を、まず先に私は考えるべきではないかと思うんですね。やはりそのトラブルがあるからっていう、そういうことがまず重きに置いてますね、今のお考えの中では。こうやったら来れない子どもがある、トラブルがあつたらどうしよう。じゃあ、トラブルを避けるためには、この制度をなくせばいいんだっていうことで、皆勤賞、精勤賞がなくなってきたんですよ。

私全国調べました。やはりいい教育長もいます。教育委員会表彰してるところもあります。PTA会長表彰してるところもあります。やっぱ伝統を何とか残そうと思って、もがき苦しんでる方がいっぱいいるんですね。

だから、私はいつも教育長にお願いをしてますけども、まず「何かあつたらどうしよう」から入るのではなく、子どもたちと真正面からきちっと向き合っていただきたいんです。子どもたちとですよ。その視線をぜひお忘れなく、これはまた期待をしておきます。

次に、学力向上施策についてですけども、市独自でやられてるのを2月にというふうなことがありましたけれども、以前平成18年第3回の定例会で、教育長がこれなぜ2月にやるかっていうと、年度内に成果、課題を明確にした上で、改善を行っていきけるんだっていうことなんですけれども、これ本当に2月で可能でしょうか。分析行って、それからその分析結果を、だってそ

れ小学校3、4、6、中学校1年、4学年あるんです。これを2月に行って、すぐ分析してって
いう。

ちなみに、先ほど教育長が言われましたけども、国の調査結果は8月に公表されますけれども、
大分県教育委員会は、その分析結果を1月に発表するんですね。改善に向けてはこうしてくださ
いってということで、9、10、11、12、1、県の調査でも5カ月かかって、本当に何が足り
ないんだ、どこがどうなんだっていうことを言われてる。

それを市の調査は2月にやって、2月中に指導改善を行うっていうことなら、すごくスピード
感はあるんですけども、形骸化するんじゃないかっていうのが、私一番の懸念なんですけども、
そこは教育長、御感想だけお願いします。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 市の場合は、3、4、中1についてお願いしてるところですが、その年
度内の学習内容についてのテストを受けてるわけです。ですから、学級担任が自分がその年度内
に教えた中身が、定着度がどうなのかっていうことがはっきりわかるために、その年度内のある
程度進んだ段階での量の時期を見計らって、そしてその後、今議員言われたように分析等をやり
ながら、そしてその年度内で解決していく、足らなかった部分については、年度内で補強してい
くと。そして、次年度にバトンタッチするという判断でやっているところなんです。

だから、今のところやって支障がないと今のところ把握してますが、もうちょっと精査したい
と思ってます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） はい、わかりました。教育長、全国学力学習状況調査の結果は公
表されましたけども、ワンペーパー、A4の表裏だけなんです。佐伯市の事例も教育長は御存
じかと思うんです。3パターンつくってるんです。保護者用であるとか、学校用であるとか、地
域用であるとか。教育長はこれを公開するとき、数字だけが一人歩きするのが懸念されると。
数字だけ一人歩きさせてるのは、教育委員会自体、教育長自体ですよ。もっとどのような分析が
行われたかっていう県の調査結果なんかすごいですよ。

こういうふういきちっと分析はされてるんだろうと思います。だけど、それを公表しない限り、
数字だけが一人歩きしてるんですね。この原因をつくってるのは、言われた教育長御自身だと私
は思ってます。

その市のワンペーパー表裏の結果について、その中で家庭学習どうのっていうふうな、先ほど
教育長も答弁されましたけども、県が出した児童の実態調査の中では、小学生もありますけど中
学生言います。数学の勉強好きですか、これ4層に分かれてるんですね、学力順にA B C D。

数学の勉強は好きですか、できない子どもたちは38.7%が嫌いだって。好きですかで、

好きが38.7ですから、嫌いだっていうのが60%近くいるんですね。でも、家で学校の宿題をしていますかっていったら、もうほとんど8割ぐらいの方が宿題はしてるんです。しかし、数学の勉強は大切だと思いますかっていったら、そのできない子どもたちも70%以上が大切だと思ってるんですよ。できるようになりたいかって思ったら、8割以上の方ができるようになりたいと思ってる。だけど嫌いになっちゃったんです。

大事だと思ってるんです。数学の授業は大事であるし、将来社会に出ても役立つんだ。だけど、好きですかって聞かれたときに、できないからやっぱ嫌いになってる子が7割近くいるんですね。

私はこの分析結果から見るのは、やはり個に応じた指導を徹底します、徹底しますというけれども、その実態家庭学習もしてるんですよ。宿題もきちっとやってるんです。だから、家庭学習が大事だ、時間だけ、数字だけを見るのではなくて、その質を私は見ていただきたいと。家庭学習に関してはですね。

あとは授業ですよ。おもしろくないんですよ。授業を聞いててわからないんですよ、これから見ると。これは大分県全体の結果ですから、こういったことを由布市の結果はじゃあどうなったのかっていうことを、私は皆さんに明らかにして、した上で教育長に御答弁いただきたいんですよ。由布市の子どもたちはこういう今状況ですっていうことをですね。結局は数字だけが一人歩きしてる。

まずこの結果と、今その個別の習熟度やられてるとおっしゃいますけど、頻度はどのくらいやられているのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

個に応じた指導、それからその個に応じるためには、能力に応じた指導、しかも少人数にしたほうがいいというのは、もうわかりきったことで、習熟度別の小学校では算数あたりは、少人数に分けてやっています。

実際、今言われるように、御指摘のように、やはりわからないからおもしろくないというのが実態だろうと思いますし、算数とか英語とか、やはり階段を上っていくようなステップの教科ですから、それぞれの学年に応じて、学年で定着させるべきところを、絶対に定着させていくというそれぞれの学級担任の意気込みっていうか、それが一番ベースになると思います。

いわゆる授業力ですね。わかる授業の創造ということが、もう大きなテーマだと思いますし、今後ともその面での指導主事等をさらに動員しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育長、ぜひ授業改善をやってください。差がやっぱりあるんですよ。習熟度の頻度については、今議会中、文教厚生常任委員会に提出を願いたいと思います。

実際どのような形で本当に習熟度が行われているのか、これは文科省のほうも既に御存じだと思いますけども、文科省のほうも習熟度別が底辺を底上げするのに非常に有効であるということは、もう実証済みでありますし、県の調査結果の中にも、そういった言葉が出てきておりますので、実際どのくらいぐらいの頻度でやられてるのか、どういった内容でやられているのか、TTも含めてそこは御報告願いたいと思います。

続いて、教育委員会の学校訪問については、以前も私は質問させていただきましたら、4月年度当初ですね、学校経営案等について要望したり、要望を聞いたりということを行っているというふうな明確な答弁をいただいています。

その中で、学校経営案についてですけれども、まず平和教育、3月のときにも委員会でも触れましたし、この本会議の場でも触れました。2月11日、建国記念の日、5月3日、憲法記念の日、8月6日、広島へ原爆が投下された日ですけれども、なぜか平和を願う日というふうな名前をつけてます。12月8日、太平洋戦争の開戦の日ですね、この4つを平和教育として特設授業を行われてます。

私も学校経営案を見せて、今年度の分を全部いただきましたら、確かに入ってましたね。何でこれ学習指導要領のどこに沿ってやられてるんですかというふうなことをお尋ねしましたけども、その後校長先生のヒアリングがどうだったのか、教育長お答えをいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

学習指導要領の中に、平和教育という文言はありません。ですが、憲法、それから教育基本法の中で平和の大切さっていうのは、高らかにうたわれてることです。やはり平和の尊さを大人である、教師である我々が次代を担う子どもたちに伝えていくというのが、やはり非常に大事な部分だろうと思っております。

そういうことで、今御指摘の4結節点という言葉はよく使ってるんですけども、そういった節目の中でそれぞれの思いを込めながら、子どもたちに学年に応じた指導をしているところです。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 学習指導要領にうたわれてないのを、拡大解釈をしてやられてるとしか私は思えないんです。

教育長も御存じでしょうけど、平成19年2月に教育委員会が各教育長あてに文書通達をします。いろいろありますけども、教育課程の編成実施に当たっては、学習指導要領に示されてる各教科の内容の取り扱いについて十分理解するとともに、地域や学校及び児童生徒の実態に応じて慎重に検討した上で、適正に行うことって書かれてるんですね。まずこれに違反されてます。

平和教育は、取り扱われる題材や内容が児童生徒の発達段階を踏まえることはもとより、児童

生徒が将来に明るい展望や夢を持つことができるよう留意すること。補助教材についても通達が出てます。学習指導要領のどこに載ってるかだけ、教育長教えてください、この4つが。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 今答弁しましたように、学習指導要領の中には載ってません。ですが、一番根本の法規である憲法や教育基本法の文言の中に、平和の尊さは高らかにうたってるという認識をしています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） はい、ありがとうございます。

教育長、法律ですよ。学校教育の目的や目標は、教育基本法及び学校教育法その他の諸法令、これは何かといいますと、学校教育法施行規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律。国が定めた学習指導要領に基づいて行わなければならないとうたわれてあります。

昨年の大分県教職員組合の大分支部の定期大会の資料を私いただいたんですね。この中に、高らかにこの4つの分を組合として推し進めていくんだって、8月6日の登校日は、私たちがつくった登校日なので、これは絶対死守するぞっていうことが書かれてるんですね。これは、一部の方の意見に教育行政が振り回されてるとしか私は思えないんです。一言だけ御感想をお願いします。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 傍聴者は静かにお願いします。（発言する者あり）従ってもらわなければ、退場を命ずることがあります。（発言する者あり）

○教育長（清永 直孝君） ちょっと最後の文がちょっと聞こえませんでした。

○議長（三重野精二君） 静かにしてください。もう一度あったら退場を命じます。高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） やじが飛ぶってということは、私も一人前と認められたんだろうと思うんですけど、いや、私は平和教育の大事さはわかってるんです。でも、なぜこの4つなんですかっていうことをお伺いしてるんですね。これは、私が言いましたように、職員組合の推進されたものではありませんかという疑念がわく。

教育委員会も、こういった通達を出しているということは、やはりこういったことはだめですよっていうことを盛んに言われてるけども、なかなか直らない。地域の声を言っても、それがいいんだっていうことを言われる。それではだめなんじゃないですかっていうことを、私は教育長に言ってるんですね。

そこはいいです。そういったことがありますので、今議会中も、また委員会がありますので、常任委員会の中でもまたしっかりとこの辺は議論をさせていただきたいと思います。

次に、性教育や家庭科の教育についても、昨年の県議会でも知事もコメントを出されて、「ええ、そんなことをやられてるんですか」っていうことでびっくりされてました。家庭科教育にお

ける出産シーンの今ビデオ上映を教育長してるというんですけど、それごらんになったことがありますか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） ありません。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育長、これ補助教材で教育長がやはりきちっと責任と権限でお認めになってる授業内容なんですけれども、非常に保護者の間から、それを男女一緒の部屋で見せるのはいかがなものですかというお問い合わせをいただいているんですね。私も現物見てません。ぜひまだ議会中ですので、あす、あさって委員会の中でまずそれを教育長、まずごらんになっていただいて、常任委員会の中でそれぜひビデオ見せてください。

私は、基本的には余り公共放送に映らないようなものを教育だからといって見せるのは、いかがなものかと思うんですね。それこそ発達段階に応じた適切な教育が行われなきゃいけないと思うんですね。それは調べて見せていただけますか、教育長。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） はい、そのようにします。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） はい、ありがとうございます。

次に、もう一つ主任手当拠出金によるというふうな講演会が教職員組合で行われています。このまず主任手当拠出というものが何なのかということも私も調べましたら、昭和58年にもうちゃんと文科省から通知が来てるんですね。主任制度及び手当支給の趣旨の徹底についてということで、「主任等の一部に、主任制度に反対することを目的とする主任手当の拠出運動に応じて手当を拠出する事例が、依然として見られることは、まことに遺憾であります」と。

これは、当然今回請願も出されてますけども、義務教育国庫負担制度の制度の中から、国庫負担金の中から出されてます。それを制度に反対して、それを拠出していろんなことをやってるという実態が明らかになりました。まず、そのことについて、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 職員組合が職員組合の活動としてこの主任手当を拠出しながら、教育のいろんな諸問題について時期的にタイミングよくそれぞれ講師を招きながら、従来やってきているということだろうと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育長、じゃあこれをお認めになられるんですね。こういったことをやってもいいよということも、というふうに理解させていただいてよろしいですか。

法律上は、ちゃんと主任という制度があつて、それに設けてある手当なので、主任さんがちゃんと手元にもらつて、自分の収入としてですね。主任として役割を果たしてくださいということのために行われてる。これ全国でもほとんど定着してる。平成4年に学制120周年という文科省が出してる。平成4年のときでも、もうほぼ主任制度も定着してきましたっていうことなんですけども、大分県においては、今もテレビ放送、コマーシャルやられてますよね、義務教育費国庫負担制度。

先ほど言いました2008年の大分支部の中にも、抛出をさせてつてあるんですね。そういったテレビコマーシャルなどに使いますよつていうことが言われてるんですけども、これはいいことなんでしょうか、どうでしょう。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 合法的な組合活動としてやられてることだろうと思つていますが、その教育講演会の中身について、非常に組合サイドに云々とかいうようなことではなくて、教育諸問題について例えばいじめの問題とか、不登校の問題とか。

○議員（2番 高橋 義孝君） 制度について。

○教育長（清永 直孝君） そういったことを取り上げているつていう現実を見たときに、これを頭から否定するつていうことはいかがなものかと思つてます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 私は講演会をやられることの内容とかについて何も言つてませんよ、教育長。そういったことを、その制度を抛出させてやることはだめです、遺憾ですつて言われてるんですよ。教育長もやはりあれですか、自分もやはり教師であつたし、組合員であつたので、そういうことがやつぱ言えないんじゃないんですか。

いや、わからないんだと思うんですよ。なぜそれをやったらだめなのつて、今何か首をかしげたらつしやいますけども、それでは非常識なんですよ。通達もちゃんと来てる。それを私去年保護者から言われまして調べたんですね。たら、学校の授業中に、その主任手当を抛出する講演会をPTAの会員を動員させて、勤務時間中ですよ、やられてた。

そしたら、それを言つたら、それは慣例でやつてました。非常に申しわけありませんと、執行委員長初め私のとこに来ましたけども、直つてないんです、でも。だから、私はもう講演会やるのはいいんですよ。組合は組合で一生懸命やつていただいてもいい。けども、そういう組合活動と地方の教育公務員であるということは、きちつと峻別をしてやつていただかないと、これとんでもないことに加担をさせられるかもしれないんですよ、保護者や子どもたちがですね。それに教育長がもう頭にはなマークがあるというのは、私はもう残念で仕方ありません。

いや、もう答弁は結構です。そういうことですので、これもすべて変えてください、教育長。

御指導いただけませんか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 御指摘のとおりだと思います。それで、もう組合活動そのものを学校教育の中に持ち込むってことは、これはあってはならないことですから、児童生徒を通じてそれを配ったりだとか、はっきりとその組合活動とは峻別する中でやっていくように、今も指導し、そのようになっていると思いますので、その辺認識してください。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それと教育長、さっきの58年の文科省の通達、御存じであると思うんですね、私は。だからこういった通達をもう無視してやらないでいただきたいんです。市町村の教育委員会においてはということを言われてるんですよ。

しかし、教育長は自分がもと教職員であり、組合員であった、そういった経緯があるので、言えないんじゃないかと私は大変失礼ですけども、思ってるんです。そういうふうな疑念を持たさないためには、じゃあどうしたらいいかっていうことは、こういったことは禁止されてますよ、やらないでくださいねって教えることから、まず始めないといけないんですよ。わからないんです、もう。同じ狭い環境の中でやられてるから、いいことやってるんだって思ってるんだと思うんですね。

であるならば、正すのがやはり教育長としての職責、責務であります。そこは教育長も先生であった、組合員であったということから峻別していただいて、生まれ変わっていただいて、教育の正常化私はしていただきたいと思います。

それと、県教委汚職からもう間もなく1年がたちます。テレビ報道もありました、新聞報道もやってます。その中で、教育委員会の関与の事実は認められたですね、これ県議会の答弁でも言ってます。小矢教育長も言われてました。でも、何が悪いかと言ったら、やっぱ容認してきた教育委員会に問題がありって言われてるんです、容認してきた。

次に、教育委員会の中にも組合を擁護する人がいるんじゃないかっていうことを言われてるんですね。元号の問題についてもそうであります。これ今中国、ベトナム、朝鮮、元号があったんですけれども、もう60年ぐらい前になくなりましたかね。それで、今全世界で唯一元号をもっている国が、我が国日本国なんです。1つしかないんですよ。ですけども、この元号すら使わせない、使わないにしようじゃないかってことがうたわれて、先生たちから来る文書は、私たちの税金から払われた紙ですけども、全部2009、2008になってます。

私は、伝統や文化、これだけ世界に誇れるものがあるのに、なぜそれを教えないのか、もう疑問でならないんですよ。だったら、両方教えればいいじゃないですか。ついでに皇紀も教えませんか、2669年ということも。なぜそこにこだわるのかっていうことですね。

ですから、そういったことも踏まえて、一体やはりどういった子どもに育ててほしいのかっていうことが、私はもう疑問でならないんです。国旗に敬意も払わず、国歌も歌いません。それで本当に全世界に通用するグローバルな日本人が育成できますかね、教育長。御感想だけ一言。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 元号については、西暦と元号を併記して括弧書きしてるというのが、今だんだんと普通になってきてると思ってます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） はい、それも朝日新聞が始めたんです。結局ですね、元号をなくそうと思って始めたことでありますので、その歴史と伝統を教育長、本当に勉強してください。

結局、日本の伝統や文化を破壊する日常活動が、ずっと日常的にやっぱり学校教育の中で行われてるんじゃないかって私は疑念を持っていますが、その疑念を払拭せひしていただきたいと思えます。

学校の中で今言われてるのが、もう民主、自由、差別、人権、平等とか、これ全部どこの価値観か教育長は御存じでしょうか。これ米国の価値観なんですよ。アメリカの価値観なんですよ。中国もソ連もそうです。近代合理主義の思想なんです。

私は、教育長が「学びの10ヶ条」をことし出されました。福沢諭吉ですね、「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」と、そればかりがクローズアップされますけども、彼の一番望んでたことは独立自尊なんです。やはり我が国の伝統や文化を大事にして、それを全世界にわかってもらおうじゃないかっていうのが福沢諭吉の志だったんですよ。

ぜひそういうことを肝に銘じていただいて、教育行政、人づくりのために御尽力いただくことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

教育長、委員会の中でぜひ提示したことは御回答いただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、1番、小林華弥子君の質問を許します。小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。議長のお許しをいただきましたので、一

般質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今回は、大きく分けて4点についてお伺いをいたします。

先日来の同僚議員の質問と大分若干かぶる内容も多いと思いますけれども、重ねて私の視点から質問していきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

1点目、由布市の公共施設配置計画についてお伺いをいたします。

先日来の一般質問にも出ておりましたけれども、福祉センター建設の概算設計の委託業務の入札が実施されたという報告でありました。この福祉センター建設については、どの規模の福祉センター建設を想定しているのかということと、それを含めてですけれども、今後の由布市全体を見渡した公共施設の配置計画というものは、どのように考えて立てていらっしゃるのかということをお伺いします。

2点目、庁舎問題です。

これも、私を含めて5人の同僚議員が今回の一般質問で取り上げております。一番の市民の関心も高くなっている問題だと思います。

市長は、3地域審議会の答申が出た上で、一定の方針を示して判断したいというふうに再三言われておりましたけれども、その市長の判断というものについて、市民の信というものはどのように問うつもりであるのか、お伺いをいたします。

また、市長は本庁舎方式にしたとしても、地域振興局は充実させると再三発言されていらっしゃいますけれども、それではその振興局の充実というのは、何をどのように、どの程度充実させるつもりであるのか、そういう試案ができていのかどうか、お伺いしたいと思います。

3点目、税収の向上対策について。

市の独自財源となる税収の増加を見込むためには、どのような対策が必要であると考えなのか、特に昨今の厳しい経済情勢の中で、税収の増加というのは非常に厳しいんですが、その昨今の経済情勢を見込んだ上で、どういう税収の増加を見込むために、どういう対策を講じるべきだと考えられるのか。

特に、固定資産税や地方消費税の増収のためには、どういった対策が必要だと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

4点目、屋外広告物に関する県からの権限移譲についてお伺いをいたします。

これについては、さきの3月の定例議会の質疑のときに、私がちょっとお伺いをしましたけれども、県から屋外広告物に関する権限が市に移譲されました。今後市としてはどのような対策を行っていくのか、また、その権限委譲の根拠となるべき屋外広告物条例については、市はどのように考え、どのような対策を行うのか、お伺いしたいと思います。

再質問はこの席で行いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、1番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

福祉センターの規模についての御質問にお答えいたします。

先般5月18日、全員協議会で健康福祉事務所長が報告いたしました概算設計業務は、平成21年2月の「総合福祉センター建設策定委員会」の報告を受けまして、福祉センターの施設形状や建設位置及び概算工事等を比較検討する資料を作成するために委託したものでございます。

この概算設計業務委託で作成した資料をもとに、総合福祉センター建設策定委員会及び作業部会で十分に検討をしていただき、施設配置などを決定してまいりたいと考えております。

施設の規模につきましては、湯布院地域の方々を対象に福祉保健サービスを十分に提供できるような設備と機能を持つものとして、「ほのぼのプラザ」と同じ1,500平米程度で湯布院地域の実情に沿った規模を考えているところであります。

次に、今後の由布市全体を見渡した公共施設配置計画についてお答えをいたします。

公共施設の配置につきましては、具体的な計画はまだ策定はしておりません。しかしながら、公共施設の整備に当たっては、既存施設の有効な活用に努めながら、総合計画に沿って実施することを基本に考えておりまして、それぞれの施設ごとに実施計画を策定する際に、その規模や内容により配置場所等を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、庁舎問題につきまして、3地域審議会の答申が出た上で、市長として判断することのだが、市長の判断に対する市民の信任はどのように問うのかと。また、市長は本庁舎方式にしても、地域振興局は充実させると説明されているが、振興局を何をどのように、どの程度充実させたいかという質問でございます。

また、その試案を示すつもりはないかということでございますが、これまでも幾度も申し上げてまいりましたように、本庁舎方式につきましては、3地域審議会の答申及び市民アンケートの結果並びに本庁舎方式検討委員会の報告を受けまして、また私自身が多くの市民の皆さんから直接意見を聞いた、そういうものを参考にしながら、判断をしてまいりたいと思っております。

各地域審議会の答申によります支所機能のあり方につきまして、さまざまな御意見、御要望を整理いたしまして、市民の皆さんが望む支所機能はどうあるべきかを示してまいりたいと考えてます。

本庁舎方式における組織機構のあり方を含め、支所機能のあり方を慎重に検討する中で決定いたしまして、市民の皆さんに説明を申し上げ、御理解をいただいてまいりたいと考えております。

現在の振興局機能を充実させるための試案につきましては、現時点でお示しはできませんが、各地域審議会等の御意見を十分に尊重して、そして検討を重ね、試案を作成してまいりたいと考えております。

次に、税収の向上対策についての御質問でございます。

最近の経済情勢のもとで、自主財源である税収への期待は年々高まり、税収確保に対する取り組みについても、関心の目が向けられているところであります。

そこで、市の独自財源となる税収の増加を見込むための対策につきましては、市が所有する遊休地の売却と有効活用にあわせて、優良企業の立地促進に努めてまいりたいと考えております。

また、市内商工会と連携して、プレミアムつきお買い物券の販売促進など、地買地消運動の普及に努め、地元消費を伸ばすことによりまして、税収の増加も図ってまいりたいと考えております。

さらに、滞納者への法的措置の強化等を図りながら、職員みずからの徴収能力の向上と、滞納させない納税環境づくりへの取り組みも行ってまいりる所存であります。

次に、県から移譲された屋外広告物に関する権限については、由布市としてどのような対策を行うのかの御質問でございます。

屋外広告物に関しましては、平成21年4月1日より許可申請と違反処理に関する事務が由布市へ移譲されたところであります。許可申請に係る許可基準につきましては、これまで大分県が県内一律に定めていた数値を引き継いでおります。

由布市にとりまして、良好な景観を維持することは極めて重要な課題でありますので、今後は地域の実情に応じて順次許可基準の見直しを行ってまいりたいと考えております。

湯布院地域においては、これまで「潤いのあるまちづくり条例」に基づき、屋外広告物についての行政指導を行ってきた実績がございますので、これを許可基準に盛り込みながら考えてまいりたいと思います。

さらに、湯布院地域には「湯布院地域景観協議会」と「塚原地区景観協議会」が組織されておりまして、良好な景観形成に向けての協議がなされておりまして、湯の坪街道周辺地区におきましては、景観に関する協定づくりが取り組まれているところであります。これらの取り組みの進展に応じて、許可基準の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、違反広告物でございますが、既に大分県から引き継いだ違反物件がございまして、県と協力しながら違反是正の指導を行ってまいりたいと考えております。

簡易な立て看板や張り紙などの違反広告物につきましては、定期的に除去作業を行っていくこととしております。

屋外広告物につきましては、必ずしも周知徹底されていない状況が見られます。5月号の市報でお知らせいたしました。今後も屋外広告物に関する啓発に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。

では、順番に再質問していきたいと思いますが、まず福祉センターの件なんですけれども、ほのぼのプラザと同程度のもので1,500平米ぐらいのものを考えているということでしたけれども、これ確認なんですけど、今度建てようというその湯布院の福祉センターは、あくまでもその湯布院地域のみを対象とした地域の福祉センターであって、市全体の総合的な福祉の拠点という位置づけではないということによろしいのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そのように認識しています。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） これ合併前の協議で、湯布院地域を教育と福祉の拠点として位置づけるということで、その福祉センターも合併前の協議のときの約束だからということだったはずだと思うんですね。

その時点では、多分その市全体としての福祉センターの拠点を湯布院にという話だったと思うんですけども、今聞いてみると、その湯布院地域のみを対象とした地域の福祉センターだと。ここら辺が変わってきたというのは、どういうことなのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 健康福祉事務所長でございます。今の小林議員の御質問にお答えします。

当然、合併協のときにいろんなその議論があったのは、御承知だと思います。そして、それぞれの建設策定委員会が設置されまして、その建設委員会の中で湯布院地域に沿った建物という答申といいますか、設置委員会の意見がございまして、その意見の中で湯布院地域に沿った福祉センターということで計画をしてるところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと誤解していただきたくないんですけど、私は今度建てる福祉センターを市全体の大きな市総合福祉センターにしろって言いたいわけじゃないんです。そうじゃないんです。

私は、その地域地域に必要な、地域の身の丈に応じた福祉センターがそれぞれにあったほうが、どこか1カ所に福祉センターを集めて大きなものをどんと建てて、そこに市内全域からみんな通って来いっていうほうが無理だと思いますので、それはそれでいいと思うんですけど、そういうことであれば、きちんとその公共施設をつくったり、あるいは改築したりしていくときに、どういうふうに総合的に、どの規模のものをどこに配置するのかっていう考えが先にあってこそだと

思うんですよね。

合併当初は、市の中心の福祉センターをつくろうと思ってたけれども、その後検討してみたら、湯布院地域のほうだけでいいと。じゃあ、由布市の福祉の拠点はどこなのかという話になってくるわけですよね。この福祉センターのことだけではなくて、市としていろんな公共施設の配置をきちんと計画的に考えて配置を計画していくのが必要ではないかと。

先ほど市長の答弁では、公共施設の配置計画というのはないと、既存の建物をどういうふうの有効活用していくかということを中心に考えてるということでしたけれども、私はこの福祉センターにしても、先ほどの同僚議員の質問にも出てましたけど、国民宿舎が初期の目的を終えたから、今後何に使うかは今から検討していきたいとか、あるいは廃校になった小学校の跡地を、いまだにまだ跡地利用が決まってなくて、これからどうしようか考えているとか、それから、畜産センターがいつの間にか庄内に集められてきていたとか、要するに目の前に今ある施設や建物見て、それぞれの施設ごとの事情や現状にどういうふうに対応するかっていう、そういう目の前の対応しか検討されてないように感じるんですね。

そうではなくて、本当はさまざまな目的や用途がある公共施設といったものを、由布市は長い目で見たときに、全体を見渡してどこにどんな機能を持ったものを、どのぐらいの規模できちんと配置していくべきかと。そういう長い目で見た計画があって、その上で順番に配置、建設や改修などに取り組んでいかなければいけないと思うんですよね。これは、うかうかしてると、ほとんどいろんな公共施設がこれからそういう目に遭っていくと思うんです。

例えば、消防署も今非常に老朽化してまして、消防署もどこかで建てかえなければいけないみたいな話も出てきてますし、あるいは公民館や小学校だって、大分老朽化してきてますよね。そういうことを、その時々施設の対応として検討するのではなくて、全体を見渡してどういう公共機能をどこに配置するのかっていう、そういう計画が必要ではないかなというふうに思ってるんですが、そこら辺はどういうふうにお考えになってるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 全体を見渡した計画の必要性っていうのは、痛感しております。特に、以前その合併以前の話なんですけど、当時地方自治という話があったときに、ひとつ連携と補完というキーワードが示されました。要は、すべてのまち単位でフルセット型の整備をするのではなくて、いろんな機能を連携、補完しながら進めるというのが、今から十数年前の一つの流れだったと思います。

確かに、合併してもう4年がたとうとしておりますので、当然のことながらそれぞれの旧町単位でもってる施設の耐用年数、それから利用度、そういったやつも含めて、今後全体のことを示していかなくちゃいけないと。

今回の福祉センターの件に関しまして、国民宿舎に関しまして、検討するということはあくまでもその跡地利用を検討するだけなんですけど、検討してではなくて、少し線から面といった形でとらえ直していこうというふうに考えているところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そのフルセット型ではなくて、連携、補完するからこそ、この横に長い由布市の中で、どこにどういう公共施設を置くべきなのかということ、ちゃんと早い段階で計画的に立てて、その上で今ある施設がどのぐらいの老朽化が進んでいて、何年後にはどういう機能の部分を充実させなきゃいけないっていう、そういう計画的な部分が必要だと思うんですね。そうしないと、今ある施設をとりあえず計画もなしにどんどん古くなったから改修してかなきゃいけないっていうようなことを繰り返すと、かえってコストがかかってしまう。

毎回毎回の予算、補正予算今回もいろいろ上がってますけれども、雨漏りがしたとか、耐震補強しなきゃいけないとか、何か古くなったとか、そのたんびごとに決して安くはない費用をつぎ込んでますよね。だけど、その先々は、これは民間に売却しようと思ってるっていうような施設にも、例えば今必要だからって言って予算をつぎ込んだりしてるようなこともあるわけですよね。

それは、どのぐらいの長さを見てそういうものに予算をかけるのかっていうことにもかかってくると思いますので、そういう場当たり的なっていうか、目の前の施設施設ごとの対応ももちろん必要ですけど、それよりももっと根本的に将来を見渡して、きちんとした公共施設の配置計画がそろそろ必要ではないかなと。由布市も4年目になりましたので、そういう計画を立てていく必要があるんじゃないかと思いますが、そういう計画づくりは、お考えはありませんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 確かに、旧3町ともども、総合的にいろんな施設が全部そろっていると思います。それも先ほど副市長言ったように、耐用年数が来ようとしています。そういう段階で議員がおっしゃるように、さあそれで全部また同じものを3つともつくっていくのが、本当に市の財政的にいいのかと。そしたら、どこにどういうふう集積するかとか、そういうことについては、うちの計画、それから市民の皆さん、地域の皆さんの声も十分反映させながら総合的につくっていかねばならないというふうに、今強く思っているところであります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そういう視点をぜひ持っていただきたい。それは、その次の質問に移りますけれども、このことと非常に密接に関係があって、要するに庁舎問題もそのうちの一つです。

庁舎をどういう形で、どういうところに集中させ、または、あるいは分散させるのかっていう考え方は、将来的に由布市をどういうふう設計しようとしているのかという設計図にほかならな

いわけですから、そういう長期的な視野を持った上での由布市の設計図をつくっていただきたいということなんですね。

その2点目の庁舎問題で、まず市長の判断についてどう信を問うのかと。3地域審議会の答申が出て、アンケートが出て、そういうことを参考にしながら市長判断したいということですけど、先日同僚議員が住民投票するつもりはないかという御質問に対して、市長では市長として熟慮する中で、慎重に判断したいというふうに明言避けてらっしゃいましたけど、一方、その翌日の合同新聞の記事には、市長のコメントとして、この本庁舎問題が来る市長選の選挙の争点の一つになると。だから、それまでに示した案で市民の判断を仰ぎたいというふうなコメントをされてるんですけども、要するにこれは今度の市長選の結果が、庁舎問題についての市民の負託の判断結果だというふうに、受けとめようというふうに考えてらっしゃるということなんですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） いえ。それをもって選挙するっていうのではなくて、そういう争点になる可能性もあるけれども、私自身は決めて決定したら、本当に地域に出かけて行って、十分な理解を求めていきたいという考えであります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと安心したんですけど、今度の選挙をこの庁舎問題を問う選挙だということは、私ちょっと適切ではないんじゃないかなと思うんですよね。

もちろん、市長が庁舎問題についてどういうふうに考えてるのかということと事前にきちんと示して、それで選挙に臨まれるというのは、非常に大切なことだと思うんです。しかし、だからといってその選挙の結果っていうのは、何も一つの問題だけで結論が出てくるわけではなくて、特に市長選というのは、まちのリーダーシップを、リーダーを担う人を選ぶという選挙ですから、一つの問題だけで結果が出てくるわけではないわけですよね。

首藤奉文という市長をどういうふうに市民が考えるのかといういろんな要因が複雑に絡み合ってるわけですから、その選挙結果をイコール庁舎問題の市民の結果だというふうには受けとるべきではないんじゃないかなと思ったんですが、市長も今そこまでは思っていないということで安心をしましたが、であれば、市民がその庁舎問題について市長が示す判断について、市民がどう思うのかっていうことだけをきちんと問いたいのであれば、それは私は先々住民投票をするのが、一番はっきりするんじゃないかなというふうに思いますが、再度その点についてどう思われますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 住民投票については、この前後藤議員に答えたとおりでありまして、熟慮していきたい。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 最終的に市民が市長の判断をどこで、どういうふうに評価するかというか、その可否を決めるかということ、ちょっと先だと思えますけど、その前にまずじゃあ、その市長が示すその判断というか、方針というものについてお伺いしたいんですけど、任期中にその一定の方針を出したいって言われてるんですけど、その方針というものはどういうものなのかっていうのがよくわからないんですね。

先日来の質問の答弁いろいろ聞いてたら、例えばどのくらい的人员削減を考えているのかとか、あるいは庁舎改修にどのくらいお金かかるかっていったことは、現時点では示さないと。振興局のあり方なんかも含めて、今後その行政組織のあり方を考えていきたいと。それには、三、四年ぐらいかかるみたいなことを言われてたんですけど、どんな組織をどういう形で、どういうふうにつくるのかといったことは、まだ示せないっていう中で、じゃあ何を方針として言おうとしてるのかっていうことなんです。

何を決めようとしてるのか、市長が示そうとしてる方針という中身は、具体的に何なのかっていうことをお聞きしたいんですけど、本庁舎方式にするかしないかっていうことだけをとにかく言おうとしてるのか、とにかく場所はここだって場所だけを言おうとしてるのか、その任期中に何を言おうとしてるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私が地域審議会に諮問してるのは、本庁舎方式をとって、その位置はどこがふさわしいのかと。それから、そういう本庁舎が決まった段階で、地域振興局は、地域のためのどういう振興局の形がいいのか、どういうところまでできる振興局にしてほしいのかと、そういう意見を聞かせてほしいという諮問をしております。

そういうのを受けて、私自身もどこに決まったという時点で、またそれからいろんな検討を加えていって、発表をしなくてはならないというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっとよくわからないんですけど、その任期中に言おうとしてるのは、まず位置を言おうとしてるんですか。それと、その振興局の形を言おうとしてるんですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 諮問をしてるとおり、本庁舎の位置はどこがふさわしいのかっていうことと、そしてそれが決まって、地域審議会等々の振興局のあり方のこういう意見があると、それを最大限大事にして検討して、その本庁舎に移るまでの間に、住民の意見を最大限くみ上げた振興局をつくっていききたいということであります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） まず、任期前に答申が出て、今回出たアンケート結果とか、いろんな委員会意見を聞いて、場所を判断して決定して、その後決めた場所に本庁舎をつくるまでには、振興局をどういう形にしていこうかっていうことを検討したいっていうことだったと思うんですけど、私は全然順序が逆だというふうに思います。

まず、どんな組織を行政機構としてつくって、どういう権限や機能の配分をして、本庁舎方式にする、するっていても、本庁舎方式っていろんな本庁舎方式があるっていうのは、私再三言ってきたと思うんですね。

本庁舎の機能はこういうもので、それから振興局の機能がこういうもので、ましてやその本庁舎の中でも、本課機能っていうのはどういう機能を持たせるかと、そういった基本的な行政機能のあり方とか、機構。組織のあり方を先に示した上で、だからこういう組織をこういう形でこういうふうにつくりたいから、だから場所はここがいいんだとか、だから大きさはこういうのがいいんだっていうのは、後からついてくるべきものだと思うんですね。

先に場所と形だけ決めてしまって、後でその決まった場所で決まった箱の中でどういう組織をつくらうか、検討していこうなんてのは、私全く順序が逆なんではないかなというふうに思います。

先ほどからも例えばいろんな課が昇格したり、その係がふえたり減ったりっていうようなことについて質問が出てました。今後課の配置や権限機能や、事務分掌をこれから見直していきたいって言ってますけど、私は最初にその見直しがあって、どういう行政組織と行政機構をつくるかという考えがあって、だから形はこのぐらいのもので、だから場所がここだというふうに順番を追って決めていくべきじゃないかなと思うんですけど、先に場所と形だけ決めましょうなんていうのは、私は全く順序逆なんじゃないかなと思いますけど、そこはどう考えてらっしゃるでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 多分箱物の大きさとか、そういったやつは多分後のことだと思います。おっしゃるように、今一番私どもではっきりさせたいのは、今の地域振興局の現状と課題といますか、地域の皆様が合併して4年たって、地域振興局で今実態どうなっているのかと。そんな中で、地域振興局には、こんな権限が欲しいんだといったようなことを、最初にある程度伺いして、もし場合によって一番はっきりしたケースっていうのが、もう地域振興局っていうのは、住民票を出すだけでいいよといった窓口で、あとはすべての機能は本庁舎に集めるっていうのが、多分本庁舎方式の一般的な形だと思います。

ところが、それではやはり3地域の特性を踏まえたまちづくりということにあわないと。先ほ

ど高橋議員のほうから質問がありましたが、やはりその公民館活動一つとっても、湯布院地域の公民館活動の伝統、公民館のほう私も調べたんですが、いろんな行事の開催件数が3地域で全く異なっていると。

そういった実情を少しずつ把握しながら、もちろんのこと行財政改革という一つの大きな縛りがありますので、じゃあその理想的な形をつくろうと思ったら、人数が1.5倍になってしまったということでは、全く意味がないということの中で、そういった大きな方針、振興局にはどんな権限が欲しいのかとか、どんなことを決定するのかといったことを確認した上で、具体的にリストラといいますか、仕事の仕方も振興局の仕事の仕方も変えなきゃいけないということも含めて、詰めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） いや、副市長の言われること最もなんですよ。だけど、それを先にしてから本庁舎にするかしないかを言うべきで、今先に本庁舎にします、場所はどこにしますっていうことを先に言った後でそういうこと検討していこうっていうのは、順番が逆なんじゃないですかって言ってるんですよ。

副市長が今言われるように、そういう振興局の機能だとか、その事務のあり方とか、仕事の仕方、権限、機能、職員の配置、そういったことを詰めていくと、それは結局はそういう振興局をどういうふうにつくろうかっていうのは、じゃあどういうふうな本庁をつくろうかっていうことと、表裏一体なわけですよ。

そういうことが先に決まってないで、とにかく先に本庁舎、本庁舎だ、振興局は振興局で後からだなんて言っても、結局後からそういう目指すべき振興局機能なんていうのは、私つくれなくなると思うんですよ、逆に言えば。むしろ先に本庁舎確定させといて、その後で振興局充実させます、させますつつたって、私無理だと思うんですよ。

だからこそ、先に振興局はどうあるべきかっていうことを考えるんだったら、それを示してから本庁舎議論に臨むべきだと思うんですが、先ほどそういうその地域審議会の検討を受けた上で、振興局機能をどういうふうにしていきたいか、その案も考えていきたいって言われてましたけど、その案っていうのは、具体的にはどのぐらいの時間をかけて、どのぐらいのところで結論を出すおつもりなんですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 仮に本庁舎方式が決定して、そして位置も決まったとしたら、例えば湯布院に来た場合については、そこに本庁が来るとすれば、いろんな組織機構を考えた段階で増改築も必要であろうかと思えます。

また、そういう状況から、本庁舎方式に完全移行するには、少なくとも私は3年か4年は十分

時間がかかると思います。その時点で本当に完成された本庁舎、そして振興局ができればいいんで、その間、時間をかけてやっぱり熟慮していく必要があると考えているから、こういう発言をしてるわけであります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 濟いません。何かあんまり議論かみ合っていないんですけど、その熟慮して振興局機能を考えて、三、四年かけてやっていくことは必要だと思ってるんです、私は。それはぜひやっていただきたい。

だけど、それをやった後に本庁舎をどこにするかとか、本庁舎はどういう形にするかっていうことを言うべきであって、先に本庁舎をどこにする、本庁舎方式にするって言ってしまうと、じゃあどういう本庁舎方式なんですかっていうことを、どういう本庁舎方式なんですかっていうのは、すなわちどういう振興局組織をつくるんですかっていうことと一緒にですから、そういう議論が後になってくるわけじゃないですか。だから、順序が逆だってもう何回も言ってるんですけど、これ私だけじゃないんですよ。

具体的などという振興局をつくりたいか、イコールどういいう本庁舎機能をつくりたいか、どういいう行政組織をつくりたいか、どういいう、さっきの事務分掌の話もそうですけど、由布市の行政というのはどういいうスタイルで、どういいう機能を持たせて、どういいう仕事をする場にしたいかっていうことの素案を先に示して、その上で各地域振興局の人たち——地域審議会の人たちどう思いうんですかっていうのを、私は問うべきだと思うんですね。

その中身も何も市長から試案も素案も出されてないで、ただただ単に方針だけで本庁舎方式がいいか悪いか言えとか、その場所がどこがいいか言えなんて言われても、そんなもの言えないでいるのは、私は当たり前だと思うんです。

3 地域審議会が答申出せないでいるのは、当然だと思いますよ。だって実際にこれおとといか、きのううちの自治分配で配られてきたんですけど、湯布院の地域審議会は毎回毎回ニュースを出してくれてます。前回の地域審議会でこういうことを話されましたっていうことを書いてあるんですけど、いろいろ書いてあるんですけど、この中で答申に対して盛り込むべき意見として出されたという中で、本庁舎方式を想定した具体的な姿や、それを理論づけている数値などの不明確さが感じ取られ、具体的な議論に踏み込めない状況であり、議論そのものに困難さを感じると書いてある。当たり前だと思うんですよ。

市長はどういいう本庁舎を考えてるのかわからないのに、本庁舎がいいか悪いか言えって言われても、そんなものいいかどうかかわからないよという話だと思うんですよ。私は先にそういう試案を出すべきではないかなと、本庁舎方式に移行したいっていうのであれば、こういう機能や権限を持った本庁舎方式をつくらうと思うけどどうだろうか。それを諮問すれば、地域審議会と

したら、いや、そういう機能よりもこういう機能が必要なんではないかと。そういう議論があつてこそ、じゃあ本庁舎方式賛成だ、反対だって答えが出てくるんじゃないかなと思いますけど、そういう素案を先に示すお考えはないのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 本庁舎機能がどこまでもたせるのかと。本庁舎機能と振興局機能っていうのは、本当に非常に対をなすというか、片一方を立てれば、片一方が当然限られた人数の中で決まってくることになると思います。ですから、本庁舎方式は、先ほど言いましたように、完全にもう本庁舎にすべての権限を集めてしまうという形態が一つです。これは逆に言うと、地域振興局のほうはあくまでも窓口機関という位置づけ、これがタイプ1だと思います。

タイプ2としましては、例えば建設と水道とかいったそういった社会資本整備の部分ですね。これの部分がある程度その計画論的に縦・横の調整をするような課をひとつひとつとまとめて、その本庁舎の中に置くと。そういったその関連する福祉の中でも、課を一部まとめて総合的に判断するような課を一つ置くというような形で、ある程度由布市全体を見越した政策決定をする課を本庁のほうに集めると。それに見合っでできない部分、例えば振興局でこの分をやってほしいという部分が出てくると思いますし、そこでの人のやりとりとか権限、それから情報の交換とかいろいろ出てくると思います。

3つ目は、もう本庁舎っていうのは、あくまでも財政と、それと税と、いわゆる大きな総合計画、ある意味では今の庄内庁舎の形になるのかもしれませんが。いわゆる総務関係の部を一つ集めてしまって、振興局にすべて任せるということなんですけど、現状では前にも市長が何度もお話をしていると思いますが、例えば環境の課が湯布院にあって、建設の課が挾間にあると。実は非常に密接に関連した問題が、その2つの課でいろいろ議論されないといけないところがあると。

これは、ITを使えばということもいろいろおっしゃられてますが、なかなか人間というのはITだけではうまくいなくて、図面を見ながらちゃんと情報を交換しながら決定しなきゃいけないという問題もございます。

ですから、あくまでもやっぱり考える中では、振興局と本庁舎、特に今市長が重視してまするのは、振興局っていうのはどうなのかなっていうことを、一番重視していると思います。その中で、じゃあどういった本庁舎、本庁舎の規模とかいうのも、その全体の中で決まってくるということで、いろんな形の中で、やっぱり少なくとも政策決定を迅速にするような組織は、本庁舎の中にいるというのが現在の考え方でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今副市長が3タイプ考えられるって言われましたよね。そういうことを先に示してほしいんですよ。今副市長が自分で口でこういうやり方もある、ああいうやり

方もある、だったらそれをちゃんをつくって、じゃあタイプ1の場合はどこに、例えば庁舎建設するには幾らかかって、人員配置がどのぐらいになって、課の数なんかこうなると、タイプ2の場合は幾ら幾らになって、人数がどのぐらいになるって、そういうきちんとしたものをつくって、数字も出して、タイプ1、2、3あって、こういうやり方があるけれどもどうだろうか。これのどれかの本庁舎方式では、どれが一番ふさわしいだろうか。って、3地域審議会に投げかけたり、いろんな専門家の方に聞くべきだと思うんですよ。

今そういう案があるのであれば、それを先に示すことがやるべきことじゃないかっていうことを言ってるんです。それもなしで、とにかく本庁舎にしたい、したい、早く結論を出したい、方針だけ決めたい、そんなことを言われたって、何を決めるんですかって話ですよ。

だから、地域振興審議会だって、そんなものをいいか悪いか言われても、いいと言った後、自分が思ってたような機能じゃなかったらそれは悪いみたいな、そんな話になるわけですね。先に案をつくって示すべきですよ。

もっと言うと、もう大分そういう今副市長が口頭でも3つぐらいぼぼぼって言われてるんだったら、大分考えられてる形があるんでしょう。あるんだったら、それ示さないと、全く白紙ですよみたいなことを言うんじゃないくて、案をきちんと示していただきたい。

しかも、先日ちょっと答弁の中に、例えば振興局の局長には、できれば1億円か2億円の予算権限を与えたいとかいう発言も出てましたし、あるいはその本庁舎方式どこに本庁舎を置いたとしても、必要最低限の増改築は必要で、それにはその特例債期限前に工事を終えたいって言われてますよね。ってことは、特例債を使うほどの三、四年かかる工事をしなければならぬほどの増築が必要な本庁舎を考えてるっていうこと、裏返しだとそういうふうに取り出れるんですけど、何かそういう形だとか予算の権限だとか、ある程度腹案がもうあるんじゃないんですか。そりゃあるんですか、ないんですか。どのぐらいまで話し合ってるんですか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 正直なところ、本当に詰めた話と申しますか、先ほど言いましたように、事務分掌表、それからいろんな法律関係とか、いろんなことを調べて、結局どういった組織にするのかという本当に具体像っていうのは、まだできてないのが現状でございます。

ただ、先ほど大きなものを建てるから三、四年というのは、これは違いまして、とにかくそういった地域振興局と本庁舎のあり方っていうやつを十分検討する中で、現在の例えば建物の状態とか、そういったことも見ながら、必要最小限の、合併特例債も起債で借金になりますので、もので済ませたいと。ただ、その作業に移るには、もう今ぐらいから初めとかなないと、間に合わないんじゃないですかということで、御提案申し上げてる次第でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 全く庁舎当たらずに本庁舎方式にすることは考えられないんですかね。そういうのもありだと思いますよ。

とにかく、そういうことを何も検討してないのに、とにかく本庁舎にしなきゃいけないからします、します。それを皆さんどう思いますかっていうことだけ先に言おうとするのは違うってこと。だから、ますます今すぐにそういうことを決めさせるなっていうことを、私は一番言いたいですよね。

市長が早く任期中に方針を出したい、出したいっていうけど、中身が決まってないのに方針だけ出そう——方針っていうか、場所と形だけ言おうっていうのは、全く逆なので、私はそんなこと言う必要はないというふうに今思ってます。

もうちょっと言わせていただくと、じゃあ市長は中身の素案がないのに、何を基準に判断するのかなと思ってて、先日来何回も市民のアンケートと3地域審議会の答申——答申だってその中身が決まってないもの答申出せないって言うてるんですから、今度出てくるものがどこまで具体的なこと言ってもらえるかわかりませんが、その審議会の答申と、あとその専門者会議ですか、私はこれはずっと先日来正式な諮問組織じゃないから、こんな会議が何を言ってきたって正式な答申じゃないんだから、あくまで参考意見として扱うべきだと思うんですけど、そういうものを材料に判断するって言われてました。

まず最初に、そのアンケート結果が先に出ています。おととい配られた市報にもアンケート結果の報告書が概要版ですけど出てますよね。それから、概要版じゃなくて、全部の報告書も配っていただきました。このアンケート結果見て、これから市長はどういうふうに判断するんだろうって私は非常に疑問を感じたんですけど、そもそもこのアンケートをやったときに、同僚議員からもアンケートの設問そのものに不備や問題点がいっぱいあるっていうことが大分指摘されますし、さらにその結果を報告書見ると、私はこれはますます非常に疑わざるを得ない結果の書き方だなと思ってます。

ちょっとお配りすればよかったですけれども、先日皆さんが手にしていたので、あえてもう一遍お配りすることは避けましたけど、もしお手元にあったら見ていただきたいんですけど、まずこの報告書の記述そのものが、私非常に恣意的だなと思います。幾つか数字は出してますけど、すべての地域別データを載せてないんですよね。いろんな設問に対して、一番最終的な数字だけ載せてるんですけども、表示にあって数字で示してるは、その全体の結果だけであって、よくその後のこの解説文を読むと、地域別の数値をちゃんととってるわけですよね。

例えば、庁舎を利用した要件については、どういう目的で庁舎を利用しましたかっていうようなことが書かれていて、3町全体では住民票の証明書を取得するためっていうのが63.1%で一番多かったとか、そういう数字は出てます。だけど、その下をよく読むと、挾間、庄内、湯布

院の旧町別に見てみると、挾間地域では住民票の取得証明が一番多いけれども、庄内では税に関することや福祉、保健、年金に関する相談事が多いとか、あるいは湯布院地域ではまちづくりに関することが庁舎目的で多いというようなことが、ちょこちょこ書かれてるわけですよ。

こういうことが出てるんだったら、そういうデータも全部出すべきだと思うんですよね。そういう数字が全然載ってなくて、何かかいつまんでいいところだけ載せてるので、こういうしかも概要版と本編と分けるんだったら、本編はしっかり全部のデータ出すべきだと思うんですよね。

何でちょこちょこ都合のいいとこだけ書き上げてるんじゃないかなって、ちょっと疑いを持ってしまうんですが、そういうことを踏まえながら見てみますと、例えば庁舎を利用する目的には、今言ったように挾間、庄内、湯布院ではそれぞれ全然目的が違うわけですね。それぞれのまちの地域の人たちによっては、庁舎の利用の仕方が違うということであれば、それぞれの地域のニーズにあった庁舎の行政機能のあり方っていうものを検討していかなければならないんじゃないかということが、私は少なくともこういうことから読み取れると思いますし、あと庁舎の利用回数を聞いたりしてるんですね。何回庁舎に行ってますか。

挾間庁舎は、1回の利用がやや少なく二、三回の利用が多いと。庄内庁舎は1回でいいと。湯布院庁舎は10回以上の利用があるみたいなこと書かれてるんですね。これは、地域によって庁舎に足を運ぶ回数が違うのは何をあらわしてるかっていうことを、裏で私はきちんと読み取らなきゃいけないと思うんですが、挾間や何かではその1回で用事が済まない、何回も足を運ばないと用事が片づかずに済んでるっていうことがわかるわけです。

それは、具体的にも庁舎利用の上で合併後困ったことはありますかかっていうことの中に、記述で1カ所で済まなくなったっていうようなことのアンケート結果が多いみたいなことを、これ記述で書いてあるんですね。だから、こういうことをちゃんと数字で出していただかないと、本当に地域地域の市民が今の庁舎方式に対してどういうところが必要なのかと。この結果を踏まえて、どういう庁舎をつくりたいのかっていう検討するための材料にはならないというふうに思うんですが。

あと1点、一番私はこれ読んでえっと思ったのは、合併後その庁舎利用の上で困ったことがありますかっていうことに対して、あると答えてる人が11.6%、ないと答えてる人が65.3%いるんですよね。要するに、市民のほとんどが今の庁舎で困ってることないって答えてるわけですよ。（「そのとおりじゃ」と呼ぶ者あり）

だったら、何で市民は困ってないのに、本庁舎方式にしなきゃいけない、いけないって、そんなに言うんだらうかと。ここまできちんと10人のうち困ってるっていうのは1人か2人で、六、七人は困ってないって言ってるんですよね。なのに、なんでそこまで今すぐに本庁舎方式に移行しなきゃいけないって市長は言い張るんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうからアンケートの件についてお答えいたします。

アンケートにつきましては、実はかなり内部でも協議しました。なるべく誤解を生まないようにというのが第一点で、それで例えば設問3の、この1年でそれぞれ庁舎をどのくらい利用されましたかとかいう質問は、これはあれなんですけど、もともと何人の方が答えられたかというその圏域別の回答人口という頭を書いておかないと、例えば1地域の方だけが答えられて、どこの地域っていうふうに集まってるというふうに誤解されたいけないもんですから、特に設問の自由記述の分については、自由記述の中からこちらで抽出したということを明記した上で、それぞれの地域の人が本庁舎の位置はというふうに答えられたんだということを書いた次第でございます。決して他意はございません。

ですから、市報の中にもちゃんと詳しいほんと1点1点の記述は、市町村のそれぞれの振興局またはホームページの中にすべて見れますということで明記した次第でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） あとで一緒に聞きます。

私その自由記述についても後で言おうと思ったんですけど、先に出たので言っちゃいますけど、本庁舎の機能と位置についてっていうことと、それから支所の機能についてっていうの、これ自由記述で聞いてるんですよ。その結論が自由記述で、回答者は多くありませんでしたと。

それで、機能については回答数が少なかった記述を分類してみたら、現状のままがよいが29.4%、現状のままという意味が、現状の総合庁舎方式のままということなのか、分庁舎方式を維持すべきということなのか、内容がよくわからない部分がありますとか、あと本庁舎方式については、回答が少ないためはっきりとした分析はできませんとかね、これ何のためにこんなアンケートとってるのかって、自由記述にすること自体、じゃあ一番聞きたかったのはここじゃないんですかと。

どういう本庁舎の機能で、どういう場所にしたいのか、支所機能はどういうものにしたいのかを聞きたかったんだけど、自由記述にしたら、書いてくれた人少ないから、あんまり分析できませんでしたみたいな、こんな結果から何を読み取ろうっていうんですかって話ですよ。

本当にこういうこと聞きたかったら、自由記述じゃなくて、ちゃんとした選択肢設けて、回答者全員の意向が図れるような、そういうものを導き出すためにやったアンケートだったんじゃないかなと思うんですけど、この結果からどういうふうに取り取って、どういうふうな判断ができるんですか、市長は。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどの受けての結果の中で、市民の皆さんが今の現状のままでよいと

いう判断というのは、どういう判断かというのは、私自身もこれからじっくりと考えていきたいと思えます。

ただ、それがいいからということではなくて、市として前からもお答えをしてるように、緊急の事態だとか、先ほど言った各課の関連課の協議とか、いろんな市の中核としての機能が今の分散された状態では、本当に円滑にできていないということで、市の機能は発揮されにくい状況にあるということが、最大の大きな状況であります。

例えば緊急の場合でも、さあ招集をかけて、湯布院、挾間から来れる時間帯というのは、30分以上かかると。そういう状況の中で一刻を争うような緊急事態に市として取り組みがやっぱりおこなわれてくることは、あり得るわけですね。そういうことも考えたときに、何が一番大事かという、そういう事態に備える、あるいは日ごろの協議の中でも、先ほど副市長言ったように、関連課が全部——単独課でやれるというのは非常に少ない。やっぱり関連課の協議をしなくちゃならないと。

そういう状況の中で、常に職員が移動しながら1カ所に集まって来ていると。そういう状況の中で、市民サービスは非常におこなわれていると。そのことで市民の皆さんはなかなか気づきにくいんだが、私どもは市の全体のことを考えたときには、やっぱりそういう不効率な点は一刻も早く解消して、本当にいい効率のよい市役所をつくっていくべきだと。そういうことから、私は本庁舎方式を主張してるわけでありまして。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） であれば、どれだけ今効率が悪いとか、どれだけ業務に支障を来しているか、要するに市民は困ってないけど、仕事する職員が困ってるんだってことが理由じゃないですか。だれも今の状況で住民は困ってないけど、職員が困っているから、職員のために本庁舎方式にするんですって言うようなものですよ。

でもね、確かに不効率かもしれないし、それでロスが発生して、それが結果として市民サービスに影響してるっていうのであれば、それをきちんと示すデータをとったらどうですか。市民がどれだけ困ってますかっていうのを聞いたら、市民は困ってない。だけど、職員が困ってるっていうんだったら、じゃあ全職員にアンケートとって職員はどこでどういうふうに困っているのかって、そういうデータも示したらいいじゃないですか。

それぞれのきちんとしたデータや客観的なものが出た上で、だから私はこの数字をこういうふうに読み取って、こういうふうに判断したんですって言うてくれないと、市民は全然困ってないのに、何で本庁舎方式にするのっていったら、職員が困ってるからだ。職員のために本庁舎方式するのかって話になっちゃいますよ。

それで、じゃあ職員のアンケート結果とってみて、業務にこれだけ支障が来されていると、そ

れが業務遂行上こういうふうには支障があつて、それが市民サービスにこういうふうには影響されてるんだっていうようなことをきちんと分析してください。そういうことがないと、何となく感覚で言ってるだけだからあんまり信用できないというか、その受け入れ得がたいという抵抗感が多いんだというふうには思います。

このアンケート結果は、私は非常にここから何を読みとるのかわからないので、こういう数字だけじゃ、これ読んでやっぱり本庁舎方式急がなきゃいけないなどは、だれも思わないんじゃないかなというふうには思いますけども、市長がそれでもこのアンケート結果を参考にするっていうのであれば、どういうふうには読み取って、どういうふうなことを判断するのかっていうことをきちんと示してほしい。

ただ、何回も繰り返し言いますけども、そういう判断を下す前に、まずは自分が目指す由布市の行政機構のあり方、その素案をきちんと先に示すべきです。どういう行政組織を本課に置いて、本庁舎はこういう形にして、そのかわり支所機能っていうのは、これだけの権限と予算を置いて、そのためには人員配置はこのぐらいの規模を考えてると。そのタイプ1、タイプ2、タイプ3をきちんと出して、これをすれば効率化はこのぐらい図れるとか、市民の利便性もこれだけよくなるとかっていったことを示した上で、じゃあ最終的に地域審議会の皆さんとか、市民の皆さんがこの案をどう思うんですかっていうことを聞いていただきたい。その順序が逆で、先に本庁舎ありきで話を進めるべきではないと思います。具体案をつくるまでは、市長は最終的な判断や方針など出すべきではないというふうには思いますので、そこは先に素案を示していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 御意見しっかり承っていきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと時間がないので、税収の向上対策についてはよくわかりました。それで、ちょっと資料をお配りさせていただいております。何か大まかな話になるんですけども、今非常に厳しい経済情勢の中で税収を上げるというのは、非常に大変だと。その中で、収納課が大変な苦勞をされてるということも、私も総務委員会の中に入ってよくわかっております。前の課長さんの時代から、いろいろ取り組みをして、全国で初となるような取り組みも果敢に取り組んでいらっしゃるの、非常に敬意を表するところです。

私が今回聞いたかったのは、そういうことじゃなくて、地方税の収入を伸ばそうとしたときに、どういう政策を打っていくことが将来的に税収アップにつながるのかという部分を聞いたかったんですね。

先ほど遊休地の売却をしたり、企業誘致を立地促進をしたりしたいって言われてましたけど、

両面になって見にくいんですけど、横のグラフなんですけど、これ何を示しているかというところ、ここ30年ぐらいの地方税収入の推移、これ総務省の資料ですけれども、これを見ると、くどくど説明する時間ないんで簡潔に言いますと、バブル崩壊が平成3年なんですけど、そこを境に景気は一気に悪化してますが、それにつられていわゆる法人2税というものの動向が非常に大きく上がり下がりしてる。

法人2税っていうのは、言うまでもなくいわゆる都道府県民税の法人税と市町村の法人税ですね。それに比べて、固定資産税を見ていただきたいんですけど、固定資産税やあつこの地方消費税っていうのは、あんまり景気に左右されずに安定的な税として一定の成果を上げてるわけですよ。

もう御存じのことだと思いますけど、こういうことを見た上で、その法人2税に頼るのか、あるいはどういう税収アップを見込むのかって言ったときに、私はこういう資産課税なんかをきちんと対応していくところに政策を打つべきじゃないかなと思うんです。

その裏っかわで、これももうわかりきったことなんですけど、いわゆる法人税とか所得税っていう所得課税は、ほとんどが国がその税源として持っていて、地方はむしろその資産課税、固定資産税なんてのは市町村独自の税源ですから、固定資産税なんかのほうが市町村としては50%近い税源割合持ってる。

そうすると、市町村の法人課税なんてのは14%しかないわけですね。こういうところを伸ばそう、伸ばそうとして企業誘致をしたりするよりも、むしろ景気の動向に左右されずに、安定的に見込める固定資産税みたいなものに、しかもその税源割合が市町村は多いわけですから、そういうところにきちんと税収アップというのを打っていくっていうような、そういう姿勢が必要なんではないかなっていうことが言いたかったんです。

じゃあ、その固定資産税を伸ばすためには、何をすればいいかというところなんですけれども、そういう意味では、法人税を伸ばすための企業誘致よりも、固定資産税伸ばすためには、例えばその住宅整備ですとか、あるいは下水道整備ですとか、あるいは社会資本整備、住宅環境の整備、あるいは景観対策、そういった政策に力を入れていくべきじゃないかなということも全部言っちゃいましたけど、言いたかったんですけど、どう思われますか。

○議長（三重野精二君） 収納課長。

○収納課長（工藤 敏君） 今私の名前を呼んでいただいたんですけども、議員さんの御質問でよろしいでしょうか。

○議員（1番 小林華弥子君） いや、違います。ごめんなさい、聞き方が悪くて。収納課長がどうしろじゃなくて、どういう政策に力点を入れて打っていくべきかということを知りたいので、これ全体的な視点から副市長でも市長でもお答えください。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

確かに、固定資産税これ大体由布市が21億円ぐらいです。税収の約半分ぐらいを占めているというのが実情でございます。

今回の景気の悪化の中で、幸いのことに由布市には余り大企業がなかったということで、法人税の影響は余り受けなかったということで、大分市とかそういったとこと比較しますと、ことしの予算を組むときには比較的よかったと。これは幸か不幸かなんです。

そんな中で、やはり固定資産税が安定した税源であるのは間違いがないので、やはり特に挾間地域とかは、後藤議員さんの質問にもありましたが、やはり土地利用といいますか、それをやはりある程度決めていって、それに必要な道路整備、その周辺の宅地の開発とか、そういった形にはやはり今後取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えてるところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 余り企業誘致、景気のいいときには企業誘致が何か魔法の杖みたいに言われて、飛びついてましたけどね、その企業誘致が非常に危ないんだと、景気に左右されて今ほとんど企業誘致をしたって効果がないと。そういうことに血道を上げるよりも、私は基本的にこの由布市の土地の価値を高めて、言われたように住宅整備対策ですとか、あるいは社会資本整備をきちんとしていくことにもっと力点を入れるべきだというふうに思うわけです。それを言いたかったので、ぜひそこら辺を重視していただきたいと思います。

もう時間がないので、最後に、屋外広告物に関する権限移譲についてはわかりました。具体的に、今は県の県内一律の屋外広告物条例が基準になってるけれども、今後は例えば湯布院地域に「潤いのあるまちづくり条例」なんかの基準を地域の基準にしていきたいと言われていましたけど、具体的な手続としては、どういうふうにしていくんですか。由布市独自の屋外広告物条例をつくり直すということなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 都市・景観推進課長です。小林議員の御質問にお答えします。

大分県から権限移譲を受けた内容を、由布市の規制の基準という形にするためには、規則の制定ということになりまして、現在許認可権限と違反処理の権限の2点のみ権限移譲を受けております。その他の権限は、まだ大分県にございまして、由布市としては規則を改正することにより、許可基準を設けて屋外広告物の規制をしていくということになります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） わかりました。実は、これ申しわけないんですけど、先日私と同

僚議員3人が湯布院のまちづくり審議会に出席したときに、実は詳しく説明を受けてたんですよ。それをちょっと確認したかったんですけど、県の基準だけでは由布市の、特に湯布院地域はもっと厳しい基準を「潤いのあるまちづくり条例」で設けてたから、そこにあわせないと県の基準だけで今から許可基準をやったら、むしろ地域の実情にあわないから、規則を改正したいと言われてたということがわかって、わざと言わせてしまって申しわけないんですけど、それ規則で改正するんであれば、議会にもかからないわけですよ。でも、中身をちょっと見てみると、随分大幅な規則の改正になりますよね。今までは県は30メートルぐらい広告を上げられるのが、これからは10メートル以下にしなければいけないとか、いろいろ数字も変わってきて、これ規則でいつの間にか変わってたぐらいだと、非常に後で問題が大きくなると思うので、事前の周知徹底を図っていただきたい。

市報とかホームページに出すだけではだめで、むしろ市内に広告や看板を出す業者たちにも直接アプローチできるような、そういう周知徹底の仕方が必要なんではないかなというふうに思いますけど、そこら辺をお聞かせください。（「時間よ」と呼ぶ者あり）

わかりました。じゃあ、そこら辺の対応をしっかりと周知徹底を市内の市民だけではなくて、関係団体に設置する方法を考えていただきたいということを申し上げて、時間が延びましたが、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 以上で、1番、小林華弥子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分とします。

午後0時17分休憩

.....

午後1時09分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、9番、淵野けさ子君の質問を許します。淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野けさ子です。議長より許可をいただきましたので、ただいまより通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

3日目にわたっての一般質問も、私が最後となりました。お疲れのことと思いますが、どうか最後までよろしく願いいたします。

私の質問は、大きく3項目にわたっての質問となります。その1項目目の大きな質問が、子育て環境の充実をとという課題です。この中でまた3つ質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、夜間における小児医療の体制についてお聞きいたします。

大分県医療計画の中に、小児医療については、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化により、子どもの急病時の対応について相談、支援を実施する可能な体制が求められているとあります。

そこで、県としては小児医療圏の設定を東部、中部、南部、豊肥、西部、北部とこの6医療圏となっております。大きく医療体制は整えられているのですが、身近な地域内で日常的に、特に夜間における小児医療のことを実例を通して発言させていただきたいと思います。

夜間における小児医療体系が、由布市の中でまたは広域の中で、また安心できるような対応ができないものかどうか、その協議を医師会とできないものでしょうかということです。

乳幼児は突然に熱を出しやすく、不思議と夜とか週末とかになるんですが、特に夜間ではあわてて病院を探しお願いをしますが、結局大分子ども病院へと遠い湯布院町から駆けつけることがあります。待たされ、診察を終えれば家に帰ったのは朝方5時ごろになるということもお聞きいたしました。仕事を抱えている保護者の方にとりましては、本当に大変な悩みです。

例えば、A病院に電話をしました、B病院にと言われました。B病院からはA病院にと言われました。大変困ったこともあったそうです。このときせめて優しくアドバイスでもしていただければ、どんなによかったかという声も寄せられております。

そこで、由布市内だけでは無理であれば、広域に事業として小児医療は夜間でも安心して行われる体制ができればありがたいとの、子育て真っ最中のお母さん方からの切実な悩みであり、要望です。行政としてできることはないでしょうかというのが質問です。

次の2つ目の質問は、ヒブワクチン接種についてでございます。

さきの議会で請願が委員会で趣旨採択されました。あえて再度ヒブワクチンについて質問をしたいと思います。

いまだ国民の間でよく知られていないこのヒブワクチンですが、最近は広く知れ渡るようになりました。正直言います、私も初めてこの存在を知りましたのは、請願書をいただいたときでございましたが、一人の保護者の方から、合同新聞の切り抜きを持って見せられて、こういうことを何とかしてほしいという声がありました。私たちも委員会で慎重審議に検討した結果が、趣旨採択という形になりました。

現在、国内で販売、供給開始されたのは昨年12月からです。しかし、世界では既に100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられております。

ヒブとは、インフルエンザ菌B型のことですが、毎年流行するインフルエンザとは異なります。菌と名前がつくとおり、細菌にほかならないのですが、このヒブによって細菌性髄膜炎などが発症し、特に抵抗力を持たない乳幼児が命の危険にさらされているのが現在の状態です。

髄膜は、脳や脊髄を覆っている膜で、その中に細菌が入り込んで炎症を起こすのが細菌性髄膜

炎です。国内では、年間約1,000人の子どもたちが自然感染で細菌性髄膜炎になり、そのうち約5%が亡くなり、4人に1人は後遺症に苦しんでいるそうです。

原因となる細菌は、約60%がヒブで、約30%が肺炎球菌です。世界保健機構WHOは、1988年に乳幼児へのヒブワクチンの定期接種を推奨する声明を発表いたしました。アメリカでは、ヒブ感染症の罹患率が100分の1に減少、どの国も定期接種を行うことで、ヒブによる髄膜炎を劇的に減少させております。

我が国では、現在予防接種を受けるかどうかは、各家庭の判断、いわゆる任意接種です。しかし、関心は高まっております。1回接種で約7,000円くらいで、4回受ければ約3万円近くになります。費用が高額なため、接種費用に対する公費助成を行う自治体がふえております。親の経済力や情報の有無で子どもの健康に格差が出る恐れがあります。幼い命を守る迅速な対応が急がれると思いますが、由布市の今後の対応をお聞きしたいと思っております。

次に、新型インフルエンザの予防接種についてお伺いいたします。

由布市では現在季節性インフルエンザの予防接種につきましては、高齢者の方のみが助成をされております。新型インフルエンザが初めて国内で発生しましたが、渡航歴もなく、これまでの患者や停留者との接触もないのに、地域への感染が始まっております。

九州では、福岡に数名発症いたしました。大分、とりわけ観光客の多い由布市にも可能性は大だと思われまます。感染をしても、多くの患者が軽症のまま回復していますが、特に学生や子どもたちのような若い人に感染しやすいと言われております。特に学校など、集団のところは広がる可能性が大きいです。11月ごろには予防ワクチンも生産されると聞いております。つきましては、せめて中高生までぐらいの子どもにも、高齢者同様に対応していただきたいと要望、提案いたします。

この3つの子育て支援についての関係は、すべて市民から、現場から上がった声を参考にさせていただきまして、一般質問に臨みました。

次に、大きく2点目、女性特有のがん検診の検診をとということです。

12月議会において、子宮頸がんの質問をいたしました。がんに対する正しい知識を持ち、防げるものなら、ましてや命にかかわるがんには、早期発見。早期治療で完治もできるのですから、今後も積極的に推進にかかわってほしいと願います。

検診率が低いのはなぜでしょうか。広報でお知らせですが、受診率をアップさせるための対策はどう考えておられますか。これは提案ですが、受診勧奨通知を出すなどの努力はいかがなものでしょうか。また、がん検診には地方交付税が当てられますが、由布市ではどのくらい国から来ているのか教えてください。

その他、女性特有のがんの無料クーポン券などについてお伺いしたいと思っております。

最後に、母子家庭の支援策についてお伺いいたします。

母子家庭の支援策として、2009年度の補正予算で大幅に拡充の予定とお聞きしております。高等技能訓練修業期間における給付の拡充と、より使いやすい母子寡婦福祉貸付金への拡充など、ほかにも地方によってそれぞれ知恵を出し、対応されているようです。

特に、母子寡婦福祉貸付資金については、原則無利子化する内容とお聞きしております。現行制度はすべて連帯保証人を要します。連帯保証人がなくても借りられるよう、使い勝手をよくするとありますが、今後の方向性などをお伺いしたいと思います。

壇上の質問は以上で終わりますが、再質問は自席にて行いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、9番、瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、夜間における小児医療体制についてでございますが、現在由布市地域保健委員会が取り組みを行っている由布市の小児医療体制の現状について申し上げます。

由布市は、他市町村に比べかかりつけ医が充実しておりまして、小児の治療等も行っているのが現状でございます。専門的医療を必要とする者につきましては、大分市や別府市の小児科専門の医師と連絡を密にとり、治療や搬送等の必要な措置を講じているのが実情でございます。

平成18年6月の医療法改正に伴いまして、大分県医療計画が策定されているところでありますが、その計画の中で、小児医療提供体制の整備が図られております。由布市の属する中部医療圏では、大分大学医学部附属病院、大分県立病院、大分子ども病院、大分赤十字病院がございまして、近隣の東部医療圏域では、厚生連鶴見病院、別府医療センターがございまして、これらの病院では小児救急医療を24時間体制で実施しているところであります。

全国的な小児科医の不足という厳しい状況の中ではありますが、由布市といたしましては、大分県医療計画との整合性を図り、由布市地域保健委員会と関係機関と連携を密にして、小児医療体制の充実を図ってまいります。

次に、ヒブワクチンの接種について、費用が高額なために一部公費助成を行う自治体がふえてきている。由布市としての考えについてお答えをいたします。

インフルエンザ菌B型による細菌性髄膜炎は、全国で年間500人程度が発症し、致死率は約5%で、難聴、てんかん、発育障害など、後遺症が20%の人たちに残ると言われております。10年前にWHOがこの病気にきくワクチンを推奨し、日本では平成19年1月に厚生労働省によって製造販売が承認され、平成20年12月に販売されたばかりでございまして、流通もフランスからの輸入に限られております。

全国では、14の自治体がヒブワクチン接種に対する助成を行っておりまして、九州では鹿児島

島市、宮崎市等が費用助成を行っているところであります。

由布市におきましては、ことしの3月議会で助成の請願について趣旨採択がされたところでございますが、趣旨採択に当たりましては、ヒブワクチンの流通の確保、安全性、費用対効果、また予防接種法における定期接種化等知見を収集する必要があると文教厚生常任委員会の意見が付されております。

今後は、文教厚生常任委員会と十分な協議を行う中、国、県の動向も見ながら予防接種費用の助成に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、新型インフルエンザは、若い人に多くかかりやすいことから、今後は中学生までの子どもにも助成の対応をしていただきたいとの質問でございます。

今回発生の新型インフルエンザは、感染者の6割が18歳以下となっております。現在実施している予防接種は、通常の季節型インフルエンザ予防接種でございます。新型インフルエンザの予防接種に関しましては、厚生労働省が7月からワクチンを製造し、年内には完成する予定でございます。

由布市といたしましては、秋から冬にかけて新型インフルエンザの発生が予想されることから、インフルエンザ対策を講ずるとともに、インフルエンザの感染予防対策についても市民に周知してまいりたいと考えております。

なお、中学生までの子どもに対する予防接種への助成につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

次に、女性特有のがん検診の推進についてお答えをいたします。

受診率をアップさせるための対策はどう考えているのか。受診勧奨通知を出してみてもどうかということでございますが、がんは早期発見・早期治療すれば完治できるものでございます。現在由布市においては、女性特有のがん検診として子宮頸がん検診や乳がん検診を実施しているところであります。

平成20年度の子宮頸がん検診者は881人で、受診率は5.6%、乳がん検診率は879人で、受診率7.6%となっております。受診率を上げるために、市民に対して市報、検診日程表等を全戸配布し、周知を図っているところであります。

なお、受診率が上がらない理由といたしましては、がん検診が集団検診で実施されていることが大きな要因として考えられています。議員御指摘のように、個別の受診勧奨通知を出すことも今後検討してまいりたいと考えております。

次に、がん検診に対する交付税についてお答えいたします。

普通交付税には、確かにがん検診等の項目として算入されておりますが、交付税は財政収入額との差し引きで交付されるため、算定については難しい面もございますが、理論的に判断すると、

おおむね2,000万円程度と考えられております。

次に、母子家庭の支援策についてお答えをいたします。

母子家庭の支援策についてでございますが、ひとり親家庭の定義には父子家庭と母子家庭がございます。父子家庭への助成事業には、医療費の助成がありますし、母子家庭への助成事業といたしましては、医療費の助成のほか母子寡婦福祉資金貸付金等がございます。

なお、この貸付金事業の利用者は、平成21年4月末現在では51名となっております。

この貸付金事業は、市が申請を受け、福祉事務所長が認定したものを県が受理し、決定することとなっております。

国が平成21年4月10日に策定した経済危機対策において、「母子家庭への資格取得支援等」が定められたこと等に伴い、大分県においては「大分県母子・寡婦福祉資金」及び「高等職業訓練促進給付金」の充実が図られるようになっております。

御質問のように、現行制度では大分県母子・寡婦福祉資金を借りるときは、連帯保証人が必要とされていましたが、改正後は貸付金の使途により、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は利子がかかるようになるとのことでございます。

今後は、県の資金貸付要項の改正を受け、対象者への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） それでは、最初から一つずつ再質問させていただきます。

夜間における子どもさんの例えば発熱、要するに二次的なものじゃなくて初期の段階ですね。初期の段階でなかなか若いお母さん方は、戸惑うことが多いようにあるんですね。言われましたように、県としては、そういう医療圏を医療計画の中で設定をしております。

その中で、私先日地域医療フォーラムというのが未来館でありましたので、それに参加させていただきました。その前に、保護者の方からそういう要望といいますか、由布市で何とかできないだろうかという質問をいただいておりますので、そういうことも聞こうかなと思って行ったんですけども、ほとんどが高齢者医療のこととか、そういうものにかかわるものだったので、ちょっと私も差し控えたんですが、先ほど市長が言われましたように、由布市は比較的医者のことに関しましては苦情が少ないと。たらい回しもそんなに聞いたこともないし、救急医療体制もできてるほうではないかというようなことを言われておりましたし、私も小さい子どもはいないんですが、聞くまではやはりそういうこともあるんだなという形でちょっと心配したわけです。

それで、フォーラムの中で、地域が一つの総合病院を目指してついでということで、2008年9月にフォーラム、この地域医療のほうアンケートを出したんですね。そのアンケートの中に、

もちろんいろんな不満はでも、しかし5%という低い数字でした。

例えば3カ月ごとに転院しなければならないというのも、苦情の中にあるんですけども、夜間における小児医療の充実っていうのは、やっぱりあったんですね。だから、ああ、やっぱりこれは感じていることは感じてるんだなというふうに、他の人もいるけども、どこに声を上げてるのかなと私は思ったわけですけども、しっかりアンケートの中にも、夜間の小児医療の充実っていうのが上げられておりました。

その中で、私はまた先日「湯布院厚生年金病院と保養ホームの公的存続を求める湯布院集会の開催について」という御通知いただいたんですが、その中に「御承知のように、湯布院を初め各地の厚生年金病院は、民間では担えない小児救急医療などを行う地域医療の基幹病院であるだけでなく」というふうに書かれてましたので、私は早とちりの勘違いかもしれませんが、湯布院の厚生年金病院が緊急小児医療をしてるのかなっていうふうに、今まで知らなかったんですけども、してるかなというふうに受け取ったわけですね。

そうであるならば、緊急——日常は診てあげますよ。しかし、夜間におけるその診療は、いかなものでしょうかというのが、この厚生年金病院のあり方なのかなというふうに私は思っておりました。なので、できればその由布市の中で、輪番制といたらおかしいですけども、大分大学医学部は、第3次的機関になっておりますよね、県から見たときには。第2次でも緊急でも行けないことはないんですけども、しかしやはり由布市の中で地域の中で、熱が出たときぐらいの対応といいますか、初期的な段階の対応ができれば、これはもうありがたいことに越したことはないし、子育てのお母さんも大変喜ばれるという、安心して子育てができると思います。

特に、1人目の子どもっていうのは、お母さんも初めてですし、核家族も多いですし、すごく不安なんです。電話したら、もう冷たく「診られません」と言われると、何か本当にそれだけでなんかがっかりくる、ショックを受けるそうなんですよね。

ですから、そういうことも含めまして、何か由布市でそういう体制ができればいいなと思ったんですが、別府市が子ども医療センターというのがあって、そして、別杵速見で広域で事業として、各市町が、市、町が負担金を出して、その別府の子ども小児科医と連携をして、夜間でも気軽に診ていただくという体制をとっているやに聞きました。

しかも、別府は来年子ども医療センターをなにか新しく総合的なものをつくるらしくて、その中にすべていろんなものを組み込むんだみたいなことを言われてましたけども、そういうのがもし県の計画の中に、国、県の事業で考えてもいいですよではないんですが、地域の実情に応じて県単事業、または国庫補助金を活用した初期、2次の小児救急医療体制が整備されております。というふうに、しかしながら小児科医が少ないことから、十分な小児救急医療体制が整備できていない地域もありますというふうにあるんですけども、多分恐らく杵築、日出はこの広域の事業、

この事業を通じて別府の中に組み込んでいただいているんだと思うんですね。

一応由布市は、県中部の管轄でありますので、大分が主に管轄ですよ。そうすると、例えば別府の松本病院とか、別府のその小児科医に個人的に行ってる方もいらっしゃるんですけども、それが私が思ったのは、由布市がそういう広域事業として、それができないものなのかどうかということと、その厚生年金病院がそういうものであれば、なおさらいいのではないかという思いがありましたので、今回こういう質問をさせていただいたわけです。

こういうことに関しては、事業として小児医療を広域、大分市のみでなく、別府市も含めた中でそういうことが考えられないかどうかっていうことを、ちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。9番、淵野議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、3点ほどございましたけども、まず厚生年金病院の小児科という部分につきましては、県のほうにも確認をとりましたが、小児科専門病院はございませんので、御承知していただきたいと思います。御理解していただきたいと思います。

続きまして、由布市で広域的な事業がとれないかということでございますが、先ほど市長の答弁の中にございましたように、県のほうは18年6月から設定しております。その中で、由布市といいますか、中部医療圏に属する由布市でございますけども、その中で夜間的な部分で取り組みをいたしておりまして、由布市につきましては、2次救急指定が先ほど申しましたようにございまして、小児科を有する病院がございません。厚生年金病院が該当すれば、そういうふうな体制もとれるところでございますけども、小児科を有する病院がないということで、由布市には2次的な医療圏としても設定ができないところでございます。

そして、もう一つは、由布市は中部圏域に属しておりまして、大分子ども病院、大分赤十字病院等が指定をされております。搬送時間等を含めまして、由布市は逼迫している状況にないというようなことで、2次医療圏の中には該当してないというような状況でございます。

それから、ひとつ申し添えさせていただきたいと思いますが、大分県子ども救急電話相談事業というのがございまして、これは24時間体制で現在も実施しております。大分県小児科医師会と連携を密にして実施をしているところでございますので、この辺の活用もお願いをできればと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） はい、ありがとうございます。

今大きくは逼迫はしていないかと思いますが、救急医療では大分大学医学部が近くにありまので、それはあれなんですけども、例えば湯布院から大分子ども病院にやっぱり1時間ぐらいかかるんですね。往復1時間ぐらい。夜間に悪くなります。行きます。2時間ぐらい待たされますね。そして、診て5分ぐらいで終わるんですね。そして、また1時間かけてやっぱり湯布院まで帰る。そうすると、やはりかなりの時間が要る方もいるので、そのときは先ほど言われましたように、子ども電話相談室っていうのが24時間あるんですね。

例えば発熱、軽い発熱とかしたとき、多分そういうものを知らないお母さん方もいらっしゃると思うので、こういうこともやはりお知らせしながら、しかし現実に夜間における小児科じゃなくても、診ていただけるところがあればなっていう、熱ぐらいだったら診ていただいて、そして様子を見て、もうすぐ違うところに搬送しなきゃいけないときには、それで構わないんですけども、全く最初から入口が断られるっていうような状況なんですね。

ですので、これ地域のその小児科以外の病院でも、もし聞いていただけただけ聞いて、相談とかいいただけると、非常にありがたいと思うんですが、その辺の指導とかできますでしょうか。要望をそういう委員会でお話ししていただければうれしいなと思うんですが。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 由布市に由布市地域保健委員会というのがございます。その中で協議、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） はい。どうぞよろしく願いいたします。そういう困ってるお母さん方がいらっしゃるということも事実でございますので、どうか対応のほうよろしく願いいたします。

次に、ヒブワクチンについて再質問させていただきます。

今回の議会の定例会の開会日に、副市長から委員会の意見を尊重してという今後の県、大分市、別府市と県の動向、国の動向を見ながらというようなお答えをいただきました。今、国のほうでもそういう働きかけをしておりますので、そんなに期間的には近い将来ではないかなというふうに思ってるんですが、そうなるまでに、これ対応していただきたいなという思いがありましたので、質問を再度させていただきました。

先ほど市長が、約500人と言ったんですが、私は新聞報道で大体1,000人くらいですね。それで、もう地方自治体が最初のほうは14くらいだったんですけども、今16、17とだんだん対応してる市町村がふえてきております。その中で、私もぜひという思いがありましたので、保護者の方、それから保健所の保健師さん、それから小児科の新先生のところにもお話を伺

ってまいりました。

これをすべて一部負担のところが多いですが、今1回新先生のところでは7,000円だそうです。これ私は任意接種なので、すぐに国の動向もありますので、私は一部負担がいいのかなというふうには考え、思いはあるんですが、もしそうした場合、試算としたら課長、どういうふうになりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 由布市は21年2月28日時点で積算したのがございます。まず、生後2カ月から4回に分けてということでしたので、生後2カ月から7カ月未満ということで、7,000円×4回が130人、生後7カ月以上が12カ月未満ということで、3回で130人該当しております。1歳以上から5歳未満が7,000円×1回で1,176人というふうな概数になっております。

合計いたしますと、1,460万2,000円ほど金額ではかかるようになっておりまして、受診率から見ますと、受診率を30%というふうな見方、3,000円の補助金に対しまして、受診率30%と見たときは187万円ぐらいかかるような積算基礎になっておりますけども、現在先ほど渕野議員さんも申しましたように、6万人しか全国のほうには入ってきておりません。その中で考えてみますと、やはり、当たりが、受診率がずっと下がってくるものではなかろうかと積算をしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） はい、ありがとうございます。先日課長とお話ししたときには、すべて4回というふうな計算をされてたみたいなので、決して4回には限らないということなので、今おっしゃったとおりでいいと思います。

これがお聞きしましたら、保健師さんにお聞きしたんですが、今由布市が考えておられることは、高齢者に対するその肺炎球菌のワクチン、予防も考えているようだということをお伺いしたんですが、その予定といたしますか、それはどうでしょう。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 高齢者の死因の4番目に、肺炎が位置されております。そういう部分を含めまして、検討していったるところでございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） それは、高齢者にとっては大変にいいことだと私思います。まだその予防接種の中で、未対象疾患の中で、やはり肺炎球菌、それからインフルエンザヒブワクチンですね。それとあと2つ、水痘とかいろいろあるんですけども、先ほども私言いましたように、

このヒブワクチン、インフルエンザは、60%がヒブなんです。後の30%は、やはり肺炎球菌なんです。ですから、高齢者に行う肺炎球菌と同じものもあるということ、もう認識していただいて、そしてバランスのとれた施行の仕方を私は切にお願いしたいなと思います。

これからもこれ委員会でも私お話ししていきたいと思うんですが、その肺炎球菌がその中でもあるということ、認識していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 健康福祉事務所長でございます。今の渕野議員さんの御質問にお答えします。

このヒブにつきましては、今委員会のほうでは趣旨採択というふうになってございますので、委員会の方の御理解がいただければ、今後その接種に向けて検討していきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） はい、ありがとうございます。前向きな回答、ありがとうございました。

次にいきたいと思えます。あと新型インフルエンザの予防接種についても、市長が対策を講ずるってということをお聞きいたしましたので、これも市長、前向きな回答といただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、時間も少なくなりましたので、女性特有のがん検診のことについて、ちょっとお伺いしてみたいと思えます。

今、受診率が5.6%から7.6%、子宮頸がんが5.6%、乳がんが7.6%とお聞きいただきましたが、このたび2009年度の補正予算で、無料クーポン券が配布されるようになっていると思えます。そのことを少し課長、具体的にお伺いしたいと思えますが、この事業の目的は、もちろん受診率を上げることもあるんですが、この事業の目的はどのように課長として受け取られておられますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 非常に子宮がん、乳がんが若い人にも多いということでございまして、それらの方が先ほど受診率も申し上げましたけど、非常に低い状況になっております。うちの資料の中では、三十何人、1,000人ぐらいの対象者があって、三十何人ぐらいしかやっております。ですから、そういう部分を含めまして、受診率をアップすること、そして若い人たちに乳がん、子宮がんの部分について認識を新たにしてもらおうという部分が大きな目的だと思っております。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子さん。

○議員（9番 瀧野けさ子君） あと半年しかございませんので、大変な事務事業になろうかと思
います。そして、ちょっとややこしい、具体的に聞きたいこととかいっぱいある方もいらっしゃる
かと思しますので、少しその部分を課長に聞いてみたいと思います。

この事業の内容はもちろん、その事業主体は市町村、市区町村とするんですが、子宮頸がんが
20歳から5歳刻みで40歳までですね。乳がんが45歳から5歳刻みで60歳までですが、こ
としの3月の人口統計表から見ますと、大体2,005人分がこれに該当するかと思うんですが、
その試算的な人数は課長、どのようにされてますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 子宮頸がんにつきましても乳がんにつきましても、20から
40までという部分では1,000人ぐらい対象がおります。その中に5歳刻みという中におき
ましては、ちょっと数字を忘れて来たんですけど、半分以下だったと思っております。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） 20歳の人が175人、25歳が201人、30歳が202人、
35歳が242人、40歳は192人というふうに、子宮頸がんは対象者が1,012人、人口
統計から見ますと、それくらいなんかいたようにあります。もし間違っていましたら、また委員
会のときなどに教えてください。

乳がんが45歳が216人、50歳が195人、55歳が263名、60歳は369名の
1,043名で、あわせて2,055人分と私は思うんですが、もし間違っていたら、委員会のとき
に御指摘いただければありがたいと思います。

この方々にそういうクーポン券なり説明をされるわけですけども、まずは事業の実施に当たっ
て、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備することと、事
業の内容の中にありますけども、この相談員を配置する計画というか、もう配置していただきた
いんですけども、どういうふうになっておられますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 国の指針に基づいて実施をして考えておるところでございま
す。ですから、国の指針がそういうことであれば、相談員も配置するというような状況になろうか
と思っております。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） ぜひ課長、遠慮せずに、人が足りなかったら緊急雇用でしっか
りどなたか雇っていただいて、もう事務がスムーズに行くように、頑張っていただきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

次に、これは普通の定期検診は、健康増進法によるもののがん検診と同じと思っていいのかど

うか、ちょっとお聞きします。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進事業の一環として行われるものです。

○議長（三重野精二君） 浏览けさ子君。

○議員（9番 浏览けさ子君） じゃあ、例えば今度定期検診が10月ぐらいに多分あると思うんですけども、例えばその定期検診にこの人が充当、この方が対象者が充当された場合は、クーポン券のほうで対応するという事で認識してよろしいですか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） そのとおりでございます。

○議長（三重野精二君） 浏览けさ子君。

○議員（9番 浏览けさ子君） 例えば国籍は日本国はないんですけども、もう長年外国人ですね、この由布市にいらっしゃる方も対象となりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 住民基本台帳に記載されておれば、対象になります。

○議長（三重野精二君） 浏览けさ子君。

○議員（9番 浏览けさ子君） 例えば、私は自分のことなんですけども、いつも鶴見病院で人間ドック受けるんですが、市町村で受けなくて人間ドックの中のがん検診を受ける場合にも、対象になりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 対象事業になりますが、ただしその金額的に詳細がわかれば、対象に補助対象になるということでございます。

○議長（三重野精二君） 浏览けさ子君。

○議員（9番 浏览けさ子君） はい、できるだけその対象にさせていただきたいと思うんですけども、例えば仕事を持っての方が、そのクーポン券を持って由布市以外の近隣の市町村に受けに行く、個別に受けに行く場合は、それでも可能でしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 可能です。

○議長（三重野精二君） 浏览けさ子君。

○議員（9番 浏览けさ子君） それと、一つちょっと心配なんですけども、乳がん検診のマンモグラフィーですかね、その検診は1台につき、いつだったかな、保健師さんに聞いたら、44人が限度っていうんですね。

例えば御婦人の方がきょうは仕事の都合がよかったから、乳がんの検診があるから行ってみよ

うと思って、未来館まで来たらしいんですよね。そうすると、いや、もうできません。予約してなかったらできませんって言われたのは、なんでですかって言われたんですね。

それで聞いてみたところが、なんというかな、検診車は44人ぐらいしか検診がもうできない限度があるそうなんです。それで、予約をとってるんですっていうふうに聞いたので、ああ、そうだったのかって、それで初めてわかったんですけども、例えばそのマンモグラフィーに殺到するっていうか、賄いきれるかどうかっちゃうのが、ちょっと心配なんですけども、そのところはどうかでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 検診車は70名が今対象——できるようになっておりまして、先ほど言いましたように予約制となっております。ですから、事前の予約の中で事業を実施しておりますので、余り混雑はないのではなかろうかと思っております。

○議長（三重野精二君） 浏野けさ子君。

○議員（9番 浏野けさ子君） はい、ありがとうございます。私以前なんか44名って聞いてたので、そういうふう書いてたんですけども、70名対応できれば、例えばこの1,043名、約1,043名の方がどこに分散するかわかりませんが、例えば集中的に分散するっちゃうことも考えられるんですけども、その日程の組み方とか、多分恐らくいろんな時間とか日程とか知恵を働かせて、実施しなければならぬと思うんですけども、その検診車は1台だけですかね。借りられるのは1台だけ。

そうであれば、かなりの巡回率というか、そしたら今度は全国でやるわけですから、恐らく他の市町村にも日にちが、日程がダブったりすると思うんですけど、もうそのとき、この日程の設定の仕方とかは心配、何かこの事業に関して、行政としてこのことがもうとても心配なんですけどっていうことはございませんか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 定期検診につきましては、10月以降実施をする予定でございますが、今回の臨時交付金による部分につきましては、また再度検診をするような計画を組んでおります。

○議長（三重野精二君） 浏野けさ子君。

○議員（9番 浏野けさ子君） はい、初めてのことで、受診率を何せ目標が国は50%という高い目標なんですけども、実情は本当に由布市も少ない5.6%、7.6%と低いわけですから、ちょっと戸惑うことがあるかもしれませんので、先ほど言いましたように、相談員をやはりぜひ配置していただきたいと思います。そのいろんな市民からの問い合わせがあったときに、そういう方が窓口になっていただいて、いろんな対応をしていただけると大変助かると思いますの

で、どうかよろしく願いいたします。

ただし、これは21年度の補正予算ですので、3月いっぱいまでと限られておりますね。ですけど、これは5年間続けなければ意味がないですね。たった1年間の補正予算でしたところで、そのときだけじゃ受診率向上につながりませんので、その部分は5年間先のことですが、しっかり私どももそこいら辺は市町村に任せるんじゃなくて、国がきちんとやっぱりみていただきたいということを伝えておりますし、またその方向になろうかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、最後になります。母子家庭の支援策についてです。

今市長がお答えいただいたとおりだと思います。特に今回は、高等技能訓練の修業期間における給付の充実と、より使いやすいというふうになっているんですが、すべて連帯保証人を要しますが、内容によっては、特に子どもの高校の入学とかそういった部分、内容によってはなくても借りられるような使い勝手よくするとあったんですが、本当にそれで県から差し戻しはないでしょうか、担当課長。どうでしょう。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 子育て支援課長です。申請のあった福祉事務所長が受理したものは、ほとんどのものは確定するとしております。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） はい。それが前回、この2009年の補正予算の中で、報道されるまで私も知らなかったんですけども、やはり以前特殊な事情で福祉事務所長が意見書をつけていただいたのにもかかわらず、それが差し戻されて、県からですね。

だから、私、市としてやはり県のほうに本当に困っている、内容によっては本当に困っている人たちに対しては、もう二度とそういうことがないような形を、本当に間違いないんですねというふうに、県のほうに確認していただきたいなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 健康福祉事務所長です。お答えいたします。

この事業はあくまでも県の事業でございまして、市町村が受け付けて、福祉事務所長が確認をして、認定したものが全部県のほうに送付されるものでございます。それで、あくまでも県の主体事業でございまして、そこのところはまた却下されたら、却下された理由を明確にしていきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） はい、ありがとうございます。ぜひ事例によっては、また県のほうにしっかりまたぜひ所長のほうから訴えて、そういうことがありましたら、そうじゃないとい

うふうにもうはっきり言っていただきたいし、保証人をつけた場合は利子がゼロって言ったんですかね。そして、保証人をつけなかった場合は3%、これは間違いないですか。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） お答えいたします。子育て支援課長です。

今、県のほうからうちのほうに通達がこれから来る予定になっておりますが、生活支援と住宅支援、それから転宅、それと結婚、母子家庭の子どもさんの結婚につきましては、今までは3%でありました。それが改正により1.5%に変わるということです。それについては、連帯保証人が必要となります。

あとの分につきましては、利率は0%ですので、連帯保証人は要らないということに変わります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） それでは、その趣旨が子どもの入学に対する奨学金みたいな、そういうものであれば、原則としては連帯保証人を立てなくてよいというふうに理解してよいですかね。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） お答えいたします。

就学支援につきましては、0%ということですので、連帯保証人は要りません。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） はい、ありがとうございます。だんだん市民の生活も複雑化になって、本当に隙間に手の届くような、やはりそういう施策が必要になってくると思います。その中で、こういうひとり親家庭の福祉資金の貸し付けが、どうしてもネックは連帯保証人だというふうにお聞きしておりましたし、また逆に結構滞納もあるというふうに聞いたんですけども、現実把握してるのどのくらいあるんですかね。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） お答えいたします。

総額ではないんですが、今現在で90万円の滞納があります。済いません、最高1人の人の最高の滞納額が90万円、全体で150万円ぐらいの滞納率となっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） こういうときには、必ずやっぱりこういう問題が出てきまして、大変バランスが考え方が本当に大変ですけども、やはり借るときには人間としてきちんと決まり

は決まりで守ってくださいという、そういう厳しさは持って私はいいと思うので、そこはしっかり訴えながら、事によっては緩和していただくというのは、本当に助かることだと思いますので、今後ともそういう相談がありましたら、どうかよろしく対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、9番、渕野けさ子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分とします。

午後2時03分休憩

.....

午後2時13分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

日程第2. 報告第2号

○議長（三重野精二君） それでは、日程第2、報告第2号平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 質疑に関しては、差し替えは後でやるようにお願いしとったにもかかわらず、また差し替えがありました。

報告第2号のかがみの文章とこの差し替えられた議案第1号というのを見比べてください。

土地開発公社の中で理事会にかけるやつと、片方は本議会にかける同じ内容の全くほとんど同じ内容のものなんです。根拠法令が違うのと、差出人とあて先が違うだけでね。同じ書類でなければ、ほとんど同じ書き方でなければならないにもかかわらず、かなり違うんですね。どうしてこういうことになっているかということをやっぱり確認したいんです。

報告第2号のこのかがみは、実にすばらしいというか、すっきり収まっていますね。ところが、なぜか土地開発公社に出されるやつは、そういうふうになっていないということで、そこが苦になるんですけども、一体このかがみの根拠になっているのは何が根拠してこういうふうな書類がつくられるのか、それぞれつくる人の気分や感情によって適当にどんなのもつくっていいのかどうか、その辺をまず1点目に確認したいと思います。

2つ目は、ここに報告の土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類ということで、どういふことかということが法律243条の3項、2項には、継続費を説明する書類ということで具体的なのは施行令等にゆだねられています。それによるのが、貸借対照表、損益計算書、準備金計算書等になっています。

しかし、私が言うのは、そうまでしなくても2ページ目の——土地開発公社でいえば1ページなんですけども、議案第1号にあるように、事業報告書及び財務諸表ということでいいんじゃないかと、1、事業報告書、2、財務諸表、3、いわゆる監査意見書ということでね、そういう提出の仕方でもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、その点、どうでしょうか。

そして、せっかく差し替えていただいたんですけども、差し替えた中で私の通告を聞いてくれたのは7の財産目録、ここ監査意見書と書いてたんですけどね、書き換えたのと提出が2つあった分の土地開発公社提出というのを提出の字を削っただけで、あとは聞く耳持たんちゅうような感じでそのまま書いてるんですけども、提出の分はいいですけども、一番の下の判子ですね、この四角い大きな判子、これは一体何だちゅうことで毎回言ってるんですけども、前の局長も「別に差しさわりのないんじゃないか」みたいなことを言ってました。差しさわりのないじゃなくて、判子を押す必要のないものは押さなくていいと、その市長に対する事業報告及び財務諸表を市長に送るときは、その決裁文書に押ししてると思います。

しかし、こういう議決した文書そのものに、議長印でもない何でもない判子を公社印をどんと押し、何か格好つけるみたいなことをしても意味ないですよ。何しに、何回もやるんかちゅうのを答えてください。（「バランスがいいと思います」と呼ぶ者あり）何がバランスがいい……
(笑声)

さらに、書きかえた監査意見書なんですけども、これを早目に出して、事業報告書の後に、この監査意見書で気になるんですけども、先般、監査については従来の民法による監査からこの何とか公団、何とか財団、何とか——長い法律のやつの中できちっと監査はどういうことをするというのが明記されるようになりました。それによる監査結果の意見書にはなってないんですね、これが、意見書が。

こういうことを、監事さんがてれっとしとってね、そういうことをわからんで走り書きしたやつをこういうふうに清書したんか、それとも事務局がわざとこういう素案をつくって監事さんに無理やり判子を押させたのか、その辺だけを確認したいんですが。

最後に、附属書類いろいろ出てます。附属書類の中で銀行の証明書には欄があって、以下空欄のときは「以下余白」というのを見直してます。要するに、こういう、議会のときでもそうなんですけども、書類——特にこういう金額を入れる書類の場合は、以下余白、または欄をつくらないというのが原則なんです。

ところが、21ページ、24ページ、25ページを見ていただくとわかるんですけども、途中に空欄があったり、下の方に空欄があったりということで、ただ26ページみたいに空欄があっても——空欄ちゅうか、空いてても欄をつくってなければ別にどんなに広くても構わんわけです。これは銀行の証明と同じですよ。

そこ辺で、いつも言いよることなんですけども、私、同じことしか言ってないんですけどね。少なくとも、今回の場合は理事会でそう言われたけども、あえて逆らって出しましたとか、あるいは今後こういうふうにしますとか、いろいろ答弁の仕方あるかと思えますけども、従前は総務委員会で御検討お願いするとしとったんですが、なかなか総務委員会も「理事にせっかくお前を出しとんやからお前がやれ」ちゅうことでね、双方でやるよんですけど、なかなか解決つかないので、この場で御回答をお願いします。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。8番、西郡議員の御質問にお答えします。

まず1点目の議案書の書式及び理事会での議案の書式と今回報告の書式ですけども、報告の書式につきましては由布市の議案提出等手続規程に準じて作成しているものでございます。なお、理事会での議案につきましては、自治法上で特に書式等は定められておりません。ですから、この市議会の議案にならってつくるべきだというふうに認識をしております。

次に、中の項目について1から7まであるわけですけども、これを事業報告と財務諸表と監査意見書と3つにまとめてということでございますけども、中身がよりわかりやすくするために、こういう書式で7まで詳しく書いておりますので御理解をいただきたいと思えます。

それと、議決書に公印をなぜ押すのかということでございますけども、理事会が議決したということをお知らせするために市長に提出するものには押されているということで、そのまま議会の報告にも提出をそのまましたということでございます。これにつきましては、再度、検討させていただきたいというふうに思えます。

次に監査意見書につきまして、規定のとおりになっていないという御指摘ですけども、監査の業務の内容につきましては公拡法によって規定されております。多分、理事の状況等の監査の記述がないということだと思えますけども、その点につきましては今後気をつけて、記述できるものは記述していきたいというふうに考えております。

なお、この意見書につきましては、監査委員さんと協議をした上で作成したものでございます。

それと、添付資料の中の「以下余白」につきましては、議員御指摘のとおりだと思います。今後につきましては、書式が定められているものにつきましては「以下余白」という表示をし、書式が特に定められていないものには空白の欄がないようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 大体、検討するちゅうことなんですけども、その公印を押すやつは、前回は公印を押す、前々回は検討するということで、検討がずうっと続いて同じことを繰り返してんですよ。

だから、全く意味ないんですよ。受け付ける側も、平気で受けとってるみたいですけど、もしかしたらあんやつがああいうこと言うから、もうこのまま押してやろうやちゅうことをたくらんでるんかも知れませんが、（発言する者あり）書式の点で2ページの私がこだわるのは提出と議決の日付と理事長、議長の記載の仕方なんですね。

最初の報告第2号のかがみでは、こういうふうに書かれています。2行に書くにしても、議決の年月日のところは、上の提出に合わせるちゅうのはこれはもう当たり前のことなんでね、名前を2段に分けたってそれは結構ですよ、長くなるんなら、そんなに長いとは思わんけども。

けども、これはこれから後に続く予算関係議案も皆同じなんですね。皆、こういうふうに隅っこの方に皆書いてるんですよ。「準じて」というのは、こういうことを準じて平気でいろいろやっていいんだというふうに理解していいんですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 公印につきましては、決してわざととしてるものでございませんので御理解いただきたいと思います。

書式につきましても、準じてということですので、極力同じ形で提出するようにしたいと思っております。

○議員（8番 西郡 均君） お願いします。以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第3号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、報告第3号平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今、隣から教えてもらったんですけどね、監査意見書では末尾に公印の厳重な管理をすることを望みますというふうに書いてあるわけです。

だから、その公印の厳重な管理がされていないというふうに見られるんですね。公印をべたべたどこにもついてるちゅうことは。要するに公社の理事長が市長に報告するようになってるんですよ。公社が報告するんじゃないんですね。

そういう今度理事会のときに、公印の決裁がどういうふうになっているのか、それも確認した

いというふうに思います。

さて、報告第3号についてですが、これはもう、書式そのものは新しい事業計画についてでありますし、言った内容は先ほどと同じです。だから、基本的にはあなたが先ほど答えた由布市の議会議案等提出手続規程、これに基づいてやるというふうにお答えしたんで、もういいです。次回からはそうしてください。

2つほどお尋ねします。今回、開発公社で一番問題になるのは塩漬けの土地ですね。決算、予算通じてずうっとこれが繰り返されてることなんです。1年ごとに処理しなければならない短期借入金で1億6,000円余も借りて、そして平然としているやり方ちゅうのはこれはもうよくないんで、こういうことをきちっと予算書にのるよというところをお願いは理事会にもして、次回からするという約束もいただいたんで、特にこの中で気になる2つの点についてお尋ねいたします。

販売費及び一般管理費の役員報酬、これが西郡均と監事の某氏に3万円ずつ払われているわけですね。理事会の回数も限られて、出て余り大したことも言わんにもかかわらず、3万円も払うなんちゅうのは、これはもう高過ぎですよ。そういうふうには思わない感覚ちゅうのは私はどうにもわからんのですけどね。これはもう、課長よりもむしろ理事長の方をやってる副市長の方が答えるのが適切だと思うんですけども、2つ目はこのくらいの会計でほとんど動きもないと——にもかかわらず、毎年福岡まで会計処理の講座に勉強に行くという予算を上げてるんですね。みっともないったらありゃしないんですよ、私に言われたら。

なぜそういうことをしなきゃならんかと、その2つの点について、理事長の方からお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 由布市土地開発公社の理事長を兼務しておりますので、お答えいたします。

まず役員というか、理事と監査委員の報酬の3万円の件ですが、確かにここ数年間、この土地開発公社の事業がかなり停滞しているというのは事実でございます。昨年、お金の動きがあったのが、南由布の駅前土地を市に売却するという1件だけでございました。それでも3,800万円ぐらいの土地が、うちとうちの話なんですけど、一応処分できたことによって開発公社の方は支払う利子が若干減ったという格好になっています。

ただ、この土地開発公社そのものは、今後はやはり用地の先行取得とか、いろんな形で西郡理事からもいろいろ御指摘を受けたんですが、短期借入金をなるべく有効に今後の利用をしていくためにはやはりきちとした理事と監査の体制はとっておく必要があると。また、大体よその市町村もこのぐらいの金額になっているということから、一応現状3万円をそのまま踏襲してきた

ような次第になっております。

で、私の方は年間3回ぐらい会議に来ていただきますし、それほど過大ではないというふうに認識しております。

それともう1点の研修の件でございます。担当者が2年に1回ぐらいかわるという事情がございますが、実はこの土地開発公社の会計っていうのは完全な複式簿記会計になっております。ですから貸借対照表、損益計算書、それからキャッシュフロー会計と、この3つをつくるということで、普段、我々は単年度会計の公会計をずっとやってるものですから、このキャッシュフロー会計はやっぱりきちっと身につけてもらいたいと、これは将来的にも非常に職員に役に立つものということで研修を今回計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） やっぱりきちっと見ないと、予算にも上げてないにもかかわらず会計ソフトを入れたり、パソコンを入れたりちゅうことを平気でやって、事業報告の中でしかわからなかったとかねえ、あるときは25万円の食糧費の予算を組んで平気で5万円も使って平然としてるとかね、ほとんど会計の動きはないにもかかわらず、そんなことをいとも簡単にやっている経過があるんですよ。

そういう点では無駄なものを省いて、それでなくっても塩漬けの1億3,000万円の借金して、利子を払ってるわけですから、そういう立場で理事会あるいはそういうのを引き締めてやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第4号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、報告第4号平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これはもう、先ほど言った書式、いわゆる由布市議会議案等提出手続規程に基づいてつくられているかどうか、そのことを最初に伺いたいと思います。

2つ目は、逡次繰越額を5月31日までに調整しなければならないという規定になっております。5月31日までにつくったかどうかというそれを証するものが何か必要じゃないかというふうに私は思うんですけども、口頭でそれを報告するだけでいいのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

さらに、その5月31日を過ぎた一般会計の補正予算を上げる場合に、継続費の変更がある場合は――変更ちゅうか、逡次繰越額がある場合はそれがわかるように事項別明細書の説明欄で継続費の調書にそのことが反映されなければならないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点はどうでしょうか。

そして、この表を見てほしいんですけども、2ページ目ですか、翌年度への逡次繰越額がってます。しかし、ここのところにはその隣の繰越金と同じように金額に「円」の単位がないんですね。ほかのところは全部、円を打ってるんです。

こういう場合は、円をべたべたこういう書くんじゃないなくて、右肩に「単位・円」と書けば済むんです。どこが悪いかいうたら、これは地方自治法施行規則が悪いんですよ。私はああいう上から来たのが全然信用ならんのですけどね。どういうふうにするべきか、1つしかないものにこういう合計というのが要るんかどうか、それも書式では合計となってますけどね、いずれにしても、これはつくった担当者よりも、課長あるいは議案を提出するまでに決裁を行う上司の方々のチェックがずさんだというふうに思うんですけども、以上の点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、8番、西郡議員の御質問にお答えします。

まず報告第4号の継続費の繰越計算書、この中で由布市議会議案等提出手続規程、これにのっっているのかどうかということでございますが、この規程には条例その他一般議案の様式を示しておりまして、予算書の様式についてはこの規程を適用してございません。この様式につきましては、地方自治法施行規則第14条の規定に基づいて作成をいたしておるところでございます。

それから2点目の5月31日まで調整云々ということで、日にちが入った書類になってなければならないのではないかとということでございますが、これにつきましても、同じく地方自治法の施行規則第15条の3の規定に基づきまして策定をしております。その様式には、調整日という項目はないということでございます。

それから3点目の5月31日以降の一般会計の補正、これに事項別明細書ということで説明書を後ろの方につけるべきでなかろうかという御質問でございますが、これ当初予算、これにはちゃんと説明書を最後のページにつけておるところでございますが、補正予算についてもこの調書を添付するかどうか、これにつきましては県内他市の状況を調査した上でどうするのか判断していきたいと考えております。

それから、様式の中で「円」が抜けてるということでございますが、もうおっしゃるとおりでございます。この分は私どもの間違いでございます。ただ、この様式につきましてはさっき言いましたように施行規則にのっって、その分は各項目ごとに「円」がそれぞれ入っているよう

な表示になっております関係上、それに基づいてこの様式を作成している次第です。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 施行規則には入っているんですけど、その施行規則が間違ってるんですよ。

施行規則の「円」を入れるべきところは、その上の欄です。（「表の上の覧です」と呼ぶ者あり）そうそう、欄の一番上のね、それぞれの、右上ちゅうのはそれは私の提案なんですけどね、正しいのは。しかし、施行規則が間違っているのは、継続費の総額あるいは予算計上額、前年度逡次繰越額、それぞれ書いたところに「円」を書くのが本来なんです。こんな欄の中に全部円を書くなんちゅう施行規則そのものが間違ってるんですよ、これ、国が。あほな役人の人が考えたことなんですよ。だから、そういうことは見習らわんでいいんですわ。（発言する者あり）いえいえ、書式の施行規則14条の書式を見ると、由布市が制定した議会と提出手続規程に定める書式と大差ないんです。ほとんどかわらないんです。

あなたが言っていることは、何を言わんとしようとしているかちゅうのはわからんですよ。施行規則が定めた書式というのはね、由布市がこの規程で決めてる書式と大差はないんです。ただ、ないのは議決を「由布市議会議長三重野精二」の部分がないだけでありますね、書式にないのは。

だから、準じてないちゅうことを私は言いよるのだから、どうするのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） さっきお話しましたように、御回答しましたように、この提出手続の規程ですか、これにこの規程を適用してないということで、地方自治法の施行規則の第14条の規定に基づいて作成をしているということですので、その辺が8番さんが言われているのとちよっとよく内容がわからないんですが。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） だから、施行規則14条には継続費の繰越計算書についてはこういう書式で出しなさいというのがあるですわね。

○財政課長（長谷川澄男君） ありますね、はい。

○議員（8番 西郡 均君） だけど、それは表の中だけなんですよ。

かがみという部分は、かがみの部分は一般議案と同じなんですよ、かがみというのは。財政課と調整するちゅうことであなた言ってますけども、主管課がね、それは中の部分の金額がどうかということ調整するのは確かに必要があります。

しかし、議案書のかがみを、一般議案と違うんだからどんなかがみでもいいんだなんちゅうこ

とは成り立たんのですよ。それは、議案提出手続規程に基づいたつくり方をしなきゃいかんということを言ってるわけですから、何を開き直ってるんですか。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 予算議案ですね、私どもは予算議案にかかわる分ということで、この一般会計の当初予算なり補正予算もありましょうし、継続費、それから繰越明許費等ございましょうし、その予算に関連する分についてはこの手続規程にはのっとってないということを私は言いたかっただけです。（「3回」と呼ぶ者あり）

○議員（8番 西郡 均君） だから、それを言えるのは、（「3回」と呼ぶ者あり）えっ……

○議長（三重野精二君） 終わりです。

○議員（8番 西郡 均君） あ、そうですか。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

○議員（8番 西郡 均君） 言わせんの。

○議長（三重野精二君） はい。（「この後で言うわ」と呼ぶ者あり）

日程第5. 報告第5号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、報告第5号平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） まあ、これ一目見て、繰越計算書の書式が定められた様式にしてるんだということを、ページ見たらわかるですね。

1ページと2ページをちょっと開いてみてください。この書式が1ページ、2ページがあるにもかかわらず、ページを打ってないのがまず最初の欠落ね。

そして、1ページ目、一番下が切れてるですよ。（笑声）1つの表を半分に分けたらこれでいいんです。しかし、2つの帳簿に別々に記載している以上は、一番下に線がないなんちゅうのはこれもおかしいのはだれが見てもわかるわけですよ。

だから、そういうことは施行規則にのってます。しかし、1枚目の表紙、かがみの分はこれは施行規則以前の話なんですよ、一般議案の。一般議案であるにもかかわらず、これは予算議案だから、うちの勝手につくっていいんだちゅう論法は成り立ちません、かがみの分は。

あくまでも、提出年月日は最初から2字空けた分からはじめますよ「首藤奉文」の末尾は下の数字から4字空けた部分に収まりますよちゅうのが由布市の議案提出手続規程ですよ。それを守りなさいちゅうのをどうして聞けんのですか。以上の点についてお答えをいただきたいと思いません。

先ほどの「円」についても、ついでに書式がこういうように「円」になってるから、欄の中に「円」を書いているんだと、そして国の決めたのに全部に欄に「円」が書いてないからこれだけ一番上だけに「円」を書くんだというつもりなのかどうか、「円」についても教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 先ほどから予算書は別ですよというのは、これはまあとらえ方にもよるかもしれませんが、議案提出等手続規程、これの第2条の2項に予算議案は云々ということで書いてますから、私どもとすれば「条例その他の一般議案とはまた別」というような考え方をして、先ほどから「予算関係については別ですよ」ということで申し上げてきたところですが、頭の表題部分ですか、報告第何号というところからこの分について、これが本来の提出等手続規程、これにのっとるべきではなかろうかということの御指摘でございますので、これについてはちょっと時間をいただいて検討させていただきます。

それから、線の分について、様式の分ですが、これはもう確かにおっしゃるとおりで、ついでに昨年度の繰越明許費の計算書を見ましたけど、ちゃんとやっぱり2ページにわたって、1ページ目は線が引かれてたということで今回は単純な間違いだろうというふうに思っております。

「円」につきましては、先ほどの継続費の計算書で答えたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 単純な間違いはね、だれしもあることですから何度も言いません。

ただ、予算議案について、これはかがみの分についてはあなたのせいじゃないんですね。文書管理をする総務課あるいは総務部長がこれでいいと認めたものですから、総務部長あるいは総務課長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） 総務部長でございます。議員御指摘の分は、今後、精査をして検討してまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第6. 報告第6号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第6、報告第6号平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 繰越計算書の説明欄を読んでも、これ事故繰越しというふうにとど

うしても認められないんですよ。これ年度末に繰越明許費で上げればいいものを、なんでこれを事故にするかと。年度末にできないちゅうのがわかってたんなら繰越明許費できちっと上げるべきじゃったんじゃないかというのが率直な感想なんですけどね。そこ辺はどういうふうを考えて事故繰越しにしたのか、教えていただきたいと思います。

それと、これも書式で余り気に入らんと、太い線が幾つも使ってますね。何でもこういうことをするんか私にはよくわからんですけども、何か根拠があるんですか、これ。

先ほど「円」のことについて、最初のは全部「円」をつけて、2番目のは一番上だけつけて、今回は皆「円」をつける。言うことが一貫してないですよ。みっともないったらありゃしないんだ。これはもう、国の書式にのっとらんで、右肩に「円」をつければ済むだけの話ですよ。

実は、以前の挾間町議会では全部そうさせていただけでした。そのとき、余り文句も言わず、「ああそうですね」ということですぐそういうふうにしてくれたんですけどね、どうしてこういうふうになるんか私にもよくわからんですけども、ぜひ御検討をお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。8番議員の御質問にお答えします。

まず、地域情報通信基盤整備事業の事故繰越しにした理由ですけども、これは国から交付金をいただいて行う事業ですけども、地域情報通信基盤整備推進交付金というもので整備するものです。

この交付金の性格上、「年度内での実施・完結が原則で」ということがございまして、それとそこに理由に書いてありますように、「許認可の手續に想定外の時間を要した」ということで、そういった理由によりまして事故繰越しという形をとらせていただきました。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その年度内に使うことが原則だから繰越明許にしてはならないということですか。

だから、年度内に使えなかったら繰越明許になるんですよ。事故繰越しちゅうのは、もう万やむを得ない、もう年度末までに繰越明許にもできなかった、それで事故繰越しになるんですよ。何か理解がおかしいんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。国から来る交付金の性格がどうしてもそういった「年度内に最後まで実施するように努める」ということがございました。そういった関係で、万やむを得ず事故繰越しという形をとらせていただきました。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 何回も言ってしつこいようですが、「円」について一言。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 先ほどのとちよっと同じ答弁になりますけど、ちょっと時間をください。検討してまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第54号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第54号平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 7番です。議案の最終ページですね。落札を13社で行われたこの同価格くじ引きですけれども、どういうタイミングでどんな方法で、このくじ引きが行われたのか、その中で応札結果の発表とくじ引きまでの時間差ですね、タイムラグがどうなってるのかという、ちょっと細かいんですが、それを教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。7番の溝口議員の御質問にお答えさせていただきます。

くじ引きということでございますけれども、本来この入札の事務に関しましては電子入札による要件設定型の一般競争入札という方法でございまして、今回議員御指摘のとおり開札をいたしましたところ13社の同額の業者がございました。

通常の指名競争入札における電子入札でございますと、開札をした後に同額の者であればくじ引きをしてそのまま落札者が決定されるというシステムになってございます。

しかしながら、この要件設定型の一般競争入札につきましては、開札をした後に要件を設定をさせていただいた仕様の内容についての審査を行うために、その落札候補者の審査の資格順序をさきに決定するようにシステム上になってございます。

今回は15社の応札がございましたけれども、御案内のとおり1社については予定価格未満で失格と、14社のうち13社が同額でございました。それぞれこの電子くじの処理が発生することをあらかじめ想定いたしまして、参加をさせていただく業者につきましては応札と同時に3行までの本人が好む数字を事前に提出させていただいてございます。この数字を、今回13社がございましたので、13社それぞれから出た数字を足しまして、単純に業者の数で割ると。そして余った数字が、入札の参加の申し込みをした順序の番号に照らし合わせて順位を決定するということになってございます。

また、第1位の候補者のみではございまして、それぞれ2、3、4と13までの順位を同じ

ような形で電子くじで行うようになってございまして、2位の方の順位の決め方は1位の方の番号を抜いた12業者の番号で同じ手順で行われると。この方法につきましては、電子システムの中でくじによる処理をしていただいております。そういう方法になってございます。

またタイミングというのはそういうことで、あくまでも落札候補者の資格の順序を決めるためにくじをしたというふうになってございます。

また、応札結果発表とくじまでのタイムラグはどうでございましたかというふうにはございますが、最終的には業者の要件の内容を確認した上で落札者が決定をした後に、最終的には入札事務が終了いたしますけれども、終了をすると同時に、入札結果の情報を開示するための処理をその場でいたします。その処理をすることによって、業者の方、それから一般の方も入札結果を閲覧できるという情報のシステムをすることによってございます。

結果的には開札をしまして最終的な処理が終わるまで、約50分程度だったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） そうしますと、もう入札の段階で既に3桁の数字を入れておいて、同価格の場合にはその数字によって順序を決めていくというくじになるというふうに理解できました。それが20分で済むということなので、その間に何か入るといふ余裕はないというのはいくわかりました。

ただ、ここでちょっとずれるという指摘があるかもしれませんが、先だつての議会で私、市内の業者さんにシェアリングで公共事業の発注はぜひともすべきであるというふうに訴えましたが、この今度の由布川の幼稚園の場合には、額が大きいのでということもあるでしょうけれども、そういう意味合いでのシェアリング、これは副市長の方にお伺いしたいんですけども――の準備とか用意とか構想とかいうことがございましたら教えてください。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 3月議会でも御指摘を受けましたが、非常に今いろんな由布市内景気の悪化で厳しい中で、分離分割発注、それから早期の発注ということで私の方から各所属長あてに工事の早期発注と地元由布市内の業者の参加機会をなるべく確保するようにということで、大きな長い工事であれば可能であれば2工区に分札するとかいうことも含めて、地元の参加機会の確保に努めるように、また工事の完成後には速やかに検査を行ってなるべくキャッシュフローを地域の中にやるようにという3点について各所属長あてに連絡をしたところでございます。

以上でございます。

○議員（7番 溝口 泰章君） はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと、根本的に単純に聞きたいんですが、入札結果を見ますと、15社中13社が同じ価格で入札して電子入札でやったということなんですけど、これを見て「不自然だなあ」と私は思ったんですけども、担当課としては15社中13社が同じ価格で入れていることについてどういうふうに思われたんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。1番の小林議員の質問にお答えいたします。

通常、工事の発注につきましては、当然、応札される業者の方はその工事についての設計図書の閲覧をいたします。当然、単価抜きのものを提示してございますけども、通常はそういった設計に必要な単価とか、労務歩掛り等につきましてはほとんどが大分県の土木工事費の標準歩掛りとか、公共工事の設計労務単価等を使用してございますので、今回応札された業者の方につきましては、特に県内でも特のAといった大きな会社でございますので、その辺についての積算が十分されたのだらうというふうに思っております。

また、13社が並んだということで、特に目につくのが最低制限価格という御指摘があらうと思います。最低制限価格につきましては、大分県など、由布市も含めまして、すべての自治体が導入いたしてございます。

また、由布市におきましては、この最低制限価格の算出方法を公表してございます。これは賛否両論ございますけども、逆に最低制限価格の公表を事前に行っている市町村もございまして。そういうことで、13社が同額で応札されたものというふうに判断をいたしてございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 積算単価から積算すれば15社のうち13社がみんな同じ計算したと、そう言えばそうなんですけど、そのことに不自然さを担当課として感じなかったのかということと、あと最低制限価格は公表せずに積算方法だけを公表したということなんですか。

であれば、積算方法を算出すれば最低制限価格が15社のうち13社がみんなぴたっと予測できるという状況の中で、これ一番安価で入れているというところ、後藤建設さんは最低制限価格未満で落ちてるわけですよ。これも非常に不自然ですよ。だれでもが計算できるような計算方法で最低制限価格がわかりきっているのに、最低制限価格に満たないところが落ちてて、その15社のうち13社が同じ計算方法をして同じように何か見事に当ててきているというのに、言われてみれば、そう言われればそういうふうに判断しましたとか言えないんでしょうけど、これ純粋に素人感覚では一般市民感覚では、「えっ、変だな」と思うんですけど、例えばこういう結果を見たときに担当課としては事前の談合の疑いを持ったりして調査をしたりはしなかったんで

しょうか。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 議員の御質問にお答えします。

本来、今御指摘いただきました談合についてというお話がございましたけども、これは私どもの担当としては逆に理解をしてございます。

といいますのは、談合がなされたという結果の応札の内容でございますれば、逆に予定価格に近い価格で落札されるのではないかというふうに認識をしてございます。というのは、それだけ非常に厳しい状況下の中で最低制限価格でも応札をして、やはり落札をして業務をしたいという業者の方の考えだろうというふうに担当課としては認識してございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 最後です。ということは、この結果を見たときに担当課としては一切談合の疑いを持たずに、そういう調査もせずに、これが適当な落札結果だというふうに認識したというふうに受けとめていいんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） そのとおりでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 建設工事の落札率で平均が80何%ちゅうときに、90%の最低入札価格を設定すること自体が、これはいわば暴挙なんですわな。

そして、ましてやその90%の数字がずうっと並ぶということは、明らかに天の声が事前に業者に伝わっていると。そんな馬鹿な話はないだろうと、多分これは8割でいいだろうとして、最低で応札したところがはねられてるんですね。もう筋書きがずうっと目に見えるようにくっきりこれ数字にあらわれているんですよ。その、あくまでも私の主観ですけども。

私の聞きたいことは、この仕様書をつくった主管課が契約管理じゃなくて、契約管理は契約をするだけで、主管課そのものがこの工事契約についていろいろ問われるべきだと思うんですけども、教育委員会ということで文教厚生、歯を研いでたら、急遽、建設水道にこれが付託が回ったんで、あわてて通告を出したんですけども、何で主管課じゃなくて契約管理がこれを扱うんかちゅうのを私には、契約を扱うのは確かに契約管理課ですよ。しかし、事業が農林事業であれば農政課、あるいは建設であれば建設課がそれぞれ対応するのが筋だというふうに思うんですよ、いわゆる仕様書についてわかるところが。

しかし、これは議会の中でどういう取り扱いになったのか私にはよくわからないうちに、所管がかわって、当局から圧力をかけたんじゃないですか。それが第1点。文教厚生には変なのがい

っぱいいるからと。

2つ目は、要件設定型の電子入札について、いまいちよくわからんですよ。だから、それはどういうことを指してるかというのがわかりやすいように教えていただきたいんですが。

13社が並ぶということについては、先ほど言ったとおりです。それに、何も感じないという、その管理課長の答弁に物すごい私は違和感を1番議員同様、覚えます。

残余のことについては、7番議員が質問したんで、もう取り下げます。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（島津 義信君） 教育次長でございます。提案理由の詳細説明につきましては私の方で行いますが、あと委員会の所管の問題につきましては、そういう私の方というより議運の方で決定されましたので承知をしておりません。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

どのような内容のものかということの御質問でございます。実は、この入札方法につきましては、昨年20年度の給食センター新築工事の工事を発注した際に、この電子入札による要件設定型一般競争入札を採用いたしてございます。

どういうことかということでございますが、発注しようとする工事につきましての参加していただける業者の方たちに、あらかじめ必要な要件を私の方で設定をさせていただきました。その要件に該当し、なおかつ由布市の入札参加資格を有する業者の方が参加をできるという入札の方法でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） あらかじめ必要な要件を設定して、応じたのがその15社なんですか。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 要件を設定させていただきまして、告示をしております。その告示を見て、応札を申し込みをしていただいた業者が15社ほどあったということでございます。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第8. 議案第55号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第55号由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の設定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） ちょっと担当にお尋ねしたいんですが、3条の2項ですけども、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実なかつ有利な、この有価証券っちあるんですけど、この有価証券、今で、例えればすることができると書いとるから、せにやせんでいいんですけど、する場合に例えばどういうところを、この今の不況時点ですけど、どういうところを銘柄といういろ考えておられるんか。その辺があればお聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 特に銘柄とか、そういうことじゃなくって、この有価証券というものは自治法において株券、社債券、それと地方債券、それと国債、こういったものがこの有価証券とされるということになっておりますので、これは会計管理者の責務になろうと思うんですけども、そういったものの確実であるということと、有利であるということが確実な場合に、そういうものにかえられるという規定でございます。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） すべて行政の条例っちゅうのは、何でもあるから引つつけりゃいいちゅうもんじゃねえで、例えばこういう2つぐらいの自動販売機で20%ぐらいの金額で、そう大きな金額あるとは別に思わんですけど、それでもこういう条例が必要なのかどうか再度お聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） そういう御意見もありますけども、由布市でいろんな基金の条例を持っております。

その基金条例に沿った形で、いわば統一的なものとしてこういう条文を入れております。

○議員（17番 利光 直人君） それはわかんのやけどね——はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その下の下、第5条ですね、繰替運用、今般の監査委員の例月報告の冒頭にも2月の報告の中で、県からのお金が入らないから財政調整基金を繰り替え運用したいという表現がありました。繰替運用について具体的にどういうことなのか、わかるように教えていただきたいというふうに思います。

それと、下の方に第7条で委任事項、必要な事項は別に定めるという「必要な事項」とはどのようなことを想定して現に準備されてるのか、委員会に出すつもりなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。8番議員にお答えします。

繰替運用につきましては、そこに書いてあるとおりで、確実な繰り戻しの方法、期間、利率等

を定めて、市長が必要があるという場合は運用することができるという規定でございます。

それと、もう1点の「必要な事項については別に定める」という条件ですけれども、今の現在では特にありませんで準備等もいたしておりません。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 直近の例として先ほど2月の例月の例を出したんですけれども、会計管理者はもう年がかわって会計管理者になったわけなんですけれども、自分の想像の範囲でいいです。こういう運用の仕方をしようとしてたんじゃないかという自分なりのあれがありましたら出してほしいんですが。「俺はもう知らんぞ」と言われればそれまででいいです。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤 利幸君） 繰替運用についてでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、本来なら運用面は、私の方は管理の方でございますが、例えば基金を取り壊して、それを市長が必要と認めれば取り壊して一時運用すると。そしてまた、もとに戻すというようなことであろうというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り壊しちゃいかんのですよね。現金勘定に振り替えるだけでね、まあ、もういいです。大体もう、改めてまたお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤郁夫です。今までの議論を聞いてましたが、私もこの条例制定の必要性の経緯をちょっとお聞きしたいのと、その特定事業にやっぱりこういう基金を充てていくのかと。まずそこだけちょっと教えてください。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） この基金の経緯について、5番、佐藤議員の御質問にお答えします。

この経緯につきましては、特に湯布院地域に通常の自販機というものが市内に多く設置されております。そういった物が湯布院の特に景観に害をしてるんじゃないかというようなことで、その辺がコココーラの方で湯布院らしい自動販売機のデザインにかえていただけないかというような協議をした経緯がございます。

その経緯の中で、コココーラとしては一遍にはできないけれども、今こういう事業に取り組んでいるというのが、その市にふさわしいデザインにした物を設置して、その販売金額の20%をその町のまちづくりの支援として寄附をするという制度があるんで、そういった物の設置を図って、そういう景観の保全とか、そういったものに市として生かしていただけたらどうかというよ

うなお話で協議がありまして、その過程でずっと協議をしまして、「公共施設の中に」ということで湯布院公民館に第1号の機械を設置することになりました。

そういうことで、この自販機の寄附金については由布市のまちづくりに活用するということに限られておりますので、先ほどもありましたけども、一遍に何百万円も入るわけではありません。年間大体今1台で20万円ぐらいは入るのではないかということを見込んでおりますけども、それを基金として積み立てて有効に活用したいということで基金の設置をしたということでございます。

ですから、この特定の事業にということですけども、これにつきましては景観保全だとか、そういった由布市のまちづくりに広く活用できるものというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） それは経過がよくわかりました。

通常ならば、こういうことは例えば120円が100円になればそういう契約をすれば済むことであろうと思いますし、これまでも剰余金含めて、一般会計は2分の1積み立てるという形になって、その柔軟性というのは財源の使い道ちゅうのは融通がきいたと思うんですよ。

今、聞きますと、20万円がほんなら10年すりゃ200万円、1業者だけでこういうことでいいんだろうかなあと、そういうことも考えて、全町的にそういう問題があればそういう形の基金でも結構なんですけども、もうこの提案の事由を読んでもらえば寄附金ですからね、あくまでも、この寄附金にする必要があったんかなあと。まあ、そこ辺の疑問はかなり感じてますんで、やはりそれぞれの基金をして、それに当たれば金がためていかれるちゅうのはそれよくわかりますが、全体的な全市のことを考えたときにはやはりそこ辺のところの契約の仕方というのが考えていった方が今後はいいではなからうかなあと、そういうことを思ってますので、これはもう参考にしてください。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は15時30分といたします。

午後3時19分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

.....

日程第9. 報告第56号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、報告第56号由布市学校給食センター設置条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、3点、お尋ねをいたします。

まず1点は、第4条の学校給食センターに所長その他必要な職員を置くことありますが、大体何人置く予定なのか、それから続きまして、2点目は第5条の給食センターの運営委員会を設置するとあります。その運営委員会の人数と、それから構成内訳ですね、どういうふうに委員の構成を考えておられるのか、お尋ねをします。

それから3点目は、私が聞いた範囲では1日当たり3,600食と聞いておるんですが、小学校、中学校20校だったと思うんですが、幼稚園が入っておるといような話を聞いたんですが、幼稚園を含めての3,600食なのか、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（三重野精二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長でございます。23番、山村議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、由布市学校給食センターの設置に伴う職員につきましては、現在の3名の事務職員の配置をもとに所長ほか必要な事務職員が配置される予定でございます。またこのほか、県の職員の栄養士が3名、それから臨時嘱託職員として嘱託調理員と代替調理員、それから臨時調理員、こうした方々を人員確保する予定でございます。

次に2点目の給食センターの運営委員につきましてですが、これにつきましては本条例が制定された後に規則等を設け、これにより定めてまいる予定でございます。

運営委員の構成につきましては、現在、学校、幼稚園の代表者、それから保護者の代表者、そして市議会の代表者、教育委員会代表者等の方々で構成していただいておりますと検討しているところでございます。

次に3点目の幼稚園給食につきましては、議員のおっしゃるとおり、幼稚園を含んで3,500ないし3,600の予定でございますが、幼稚園につきましては各園ごとに給食を受けるかどうかを、園ごとに決定をいただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 2点目の運営委員の構成の内容を今伺いましたが、人数についてははっきりは言いませんでしたけれども、この人選についてはやはり食の安全、それから子どもの健全育成にかかわる非常に給食センターというのは大事な職域であろうと思います。

そういう中の運営委員ということですので、偏った委員の選定にならないように、切にお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第57号

日程第11. 議案第58号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第57号及び日程第11、議案第58号を議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第12. 議案第59号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第12、議案第59号由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 下湯平・蓑草の共同温泉管理組合の規約をお願いしてたところ、いただいたんですが、この規約を見ると、理事長さん以下それぞれの——あ、組合長っていうんですか、組合長ほか副組合長がそれぞれの自治区の区長さんで構成すると。

見ますと、理事の方が幸野と蓑草の人たちというふうになってんですけども、地形がよくわからないんですけども、大体その辺にその共同温泉があるということで、その運営主体もそういう人たちが、近くの人を中心になってやるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（佐藤 和利君） 湯布院振興局長です。8番議員にお答えします。

先ほど言われました対象自治区としては、幸野を中心にしまして畑、小平、水地、蓑草の5地区でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 10番、太田です。これに予算書等がありますが、料金の根拠と大体想定される組合員数の数と役員構成についてわかればということと、現実に私、温泉に行ってみましたけど、料金の徴収方法に若干疑問があるんじゃないかと思いました。

それと、料金が市内者と市外の方の1回の料金が一緒ということがちょっと、何でこういう方法にしたのかということと、もう1点、資金の管理体制について会計管理者等の役員構成のそういうわかるものがあればお知らせ願いたいと。

それと、この様式の予算書の中に、売り上げが135万円ですかね、清掃手当が36万円あり

ますが、毎日掃除するとすればあそこが多分2時間はかかると思うんですね。そうすると、これでいくと月額3万円の清掃手当で、日にすると1,000円ということ、2時間にすると時間当たり500円の手当になると思うんですね。その辺のことまでしっかり精査してこういう表に上げたのかということと、先ほど8番議員が質問した下湯平・蓑草地区共同温泉という名前を打つと、例えば先ほど言った小平とか畑、淵の人が利用しにくいことはないのかというのがちょっと疑問に思うんですが、その辺もちゃんと検討されたのか、以上お伺いします。

○議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（佐藤 和利君） 湯布院振興局長です。10番、太田議員にお答えいたします。

料金の根拠でございますが、由布市下湯平共同温泉条例第14条によりまして、料金を今のところ100円ということで設定をしておるところでございます。

それから、徴収方法につきましては男女各浴室の入り口に設置しております料金箱から料金を回収すると、それから資金の管理体制でございますが、毎日午後9時に閉館後、会計担当者が料金箱から徴収し指定口座に入金するという方法をとっております。

それから、収支計画でございますが、21年度に関しましては7月から指定管理を受けて月15万円の9カ月で135万円を設定いたしております。

それから、清掃につきましては、金額的にはもう微々たるものですが、こういった36万円ということで人件費として計上いたしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 最初の点の利用地域に下湯平・蓑草共同組合と銘打つと利用しにくいんじゃないか。小平とか、淵の人たちも利用できるものが利用しづらいんじゃないかという配慮はされたのかということなんですが。

それと、実際のこの36万円の清掃を、人を雇ってする、毎日するわけですが、果たしてそれでやってくれる人があるんかというのは疑問に思うんですが。

それと、先ほどの徴収方法、私も現場に行ったけど、あれではお金を入れてくれないんじゃないかという疑問が残るんですが、その辺の改善をせんと、いわゆる運営自体が指定管理者に出したわ、結局赤字が出て市にまた補てんをとというような状況にならないようなしっかりした協定にしてほしいと思いますが、どうですか。

○議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（佐藤 和利君） 湯布院振興局長です。先ほどの下湯平・蓑草ということで、今までちょっと休館いたしておりましたが、4月の23日に再開いたしまして、下湯平の幸野、畑、小平、水地、それから庄内地域の蓑草という5地区で共同温泉を管理していくという管理組

合も規約もできまして、それに基づいて行うということでございます。

それから、この指定管理を受けますと、今のところ協定書案は作成中でございますが、地元と協議をしてみたいと思います。

それから、料金の徴収に関しても、もう少し検討したいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 想定される組合員数を何人ぐらいを思ってるんですか。

○議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（佐藤 和利君） 湯布院振興局長です。自治区の世帯数からいきますと、230人ぐらいが世帯数であります。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第60号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第60号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 乙丸温泉館設置目的は、第1条に市民の療養、休息及び治療相談並びに入浴等市民の健康増進への寄与を目的として由布市乙丸温泉館を設置するとなっております。

どうして、これが建設経済に入ってるんですか。それが1点。

2つ目は、それと同じことですね。当然、以上のような設置目的なら、健康増進課になるべきだというふうに思うんですけども、どうしてこういうことになっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。8番の西郡議員さんの御質問にお答えをいたします。

確かに議員の御指摘のとおりでございます。今回の条例改正につきましては実は合併後、公共施設の維持管理の削減のためにほとんどの施設を指定管理をするということで導入をした経過がございます。そのときにこの乙丸温泉館につきましては事務担当が契約管理課に割り振られてございました。

で、それに基づきまして、地元の乙丸区と協議をいたしまして、協定書を交わして指定管理者として今管理をしていただいているというのが経過でございます。その協定書に基づきまして、

今回一部改正の協議がございましたので、協議内容を精査いたしまして議案を提案をしたということが経過でございます。

確かに私も条例を見まして、設置目的から言うと確かにこれも議員の御指摘のとおり解釈と思われま。関係すると思われる課等と協議をいたしまして、議員の御指摘の趣旨を踏まえまして協議をいたしまして、公有財産管理委員会で検討をし早急に改善したいというふうに思っております。

○議員（8番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 料金の改定の理由として、利用者が減少してきて入浴料の収入が減ってきたのでちょっと値上げをするということだと思うんですけども、値上げの中身を見ますと、入浴料というのが1世帯ごとの月極めの入浴料しか設定されていないんですね。

それで、実態はあそこ私も時々行くんですけど、この月極めで入っているのは地区の家族の人たちなんかが入ってて、この入浴料を払っているんですけど、それ以外の人たちはほとんど、外来客とか観光客とか地区外の人たちは1回100円払って入ってるんですね。

私は、あれ入浴料だと思ってたんですけど、入浴料としては設定されてなくて、これ見ると何か集会室利用料っていうような形で何か徴収しているようなんですけども、利用客が減少して収入が減ってきているのは、むしろその月極めの加入者よりも、1日ごとに来る入浴者の方が減ってるんじゃないかなと思うんですけど、こちら辺を上げるといことじゃないと意味がないんじゃないかなあと思うんですけど、この入浴料の引き上げの中身についてはどういうことだったんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。1番の小林議員の質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおりでございます。実は今回の条例改定に伴いまして、私ども、条例の中身を、大変申しわけありませんが今回初めて精査させていただきました。その中で、現況は議員御承知のとおりでございます。私もこの地区の出身でございますので、内容については十分知っております。実はそういう方々については本来は個人入浴者の入浴についての何らかの規定等が本来はなされるべきではなかったのかなというふうに解釈をいたしてございます。

その辺につきましての取り扱いについて、管理者の方に一応管理についてのその辺の協議をといますか、確認をさせていただきました。その結果、そういった方々たちにつきましては、お賽銭という形で任意で入れていただいているということございまして、その後、何かの形で明確にしてるものは何かということをお話をされたところ、実は毎年協定書に基づきまして年度ごと

の事業計画なりし、収支決算報告を提出していただいております。この中で、収入にお賽銭としてその数字がきちっと載っているということで、説明は受けてございます。

しかしながら、御質問のとおり、本来は観光客等そういった方々の入浴回数が減少しているというのも事実でございます。当然、由布院地域につきましては類似施設等がたくさんございまして、そういったこともございまして、年々利用されている方が減っているということも事実でございます。その個人入浴料の料金についての取り扱いについては指定管理者と協議をして何かの形で明確にしたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） いや、お賽銭としてというので大体いつも何かお賽銭箱みたいなところにいつも入れるんですけど、それは個人入浴料として規定し直してちゃんと1人100円とやって、その部門を100円を例えば120円に値上げした方がいいのかどうかとか、お賽銭をお賽銭のままでお賽銭を値上げするってのもちょっと変なので、ただ私が言いたいのは今回ね、この個人入浴料の部分がそういうふうにはちゃんと規定されていないので、そこが当たれない中で、売り上げが少ないからこの月極めのを値上げしても余り効果がないんじゃないかなあっていうところが疑問だったんです。

委員会の方でもきちんと調査してくださると思うので、この月極めを上げた場合にどのぐらいの収入が見込めるのか、この月極めで払っているのはほとんど地区の家族の方々なので、そこから上げるというのがどうなのかというのを、ちょっと委員会の方の審議に託したいというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第14. 議案第61号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第61号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、これより全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第61号については委員会付託を省略し、全員による審議とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三重野精二君） 起立多数であります。よって、議案第61号については委員会付託を省

略し、全員による審議とすることに決定をいたしました。

これより審議に入ります。議案第61号について、質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ここはどういう市議会じゃろうかというふうに常に疑問に思っております。

契約事項は契約管理課の仕事だから、契約管理課を所管する建設常任委員会が契約を扱うとかね、提案したところは教育委員会なのに、何でこういうふうになるのか私には全く理解できないのが、これも同じですよ。

提案者は行革特別委員会ですね、メンバーです。だから、これを審議するところは議会運営委員会なんですよ。議会のいろんな報酬についても、何にしても、にもかかわらず議会運営委員会は所管事項もしなくて、これを放棄すると、所管事項は当たらなければならないところは何かいじくってしまって、ようわからんような議会運営委員会でありますけども、私の言わんとするところは報酬審議会の経過いろいろ聞かせてもらいました。

第1回、第2回とも報酬の引き上げに慎重な意見が多いんですね。第3回の冒頭の意見を見ると、こういうふうに書いてるんですね。前回までの意見として減額する理由がないと、いわゆる減額が議論になってるんですね、減額が。現状維持ではどうかという意見が多かったということで、減額以外は現状維持の意見がほとんどだというふうに言ってるわけですね。

ところが、この第3回のこの審議会で、何とあろうことか1万円の引き上げが答申されて、第4回の答申書にそれがきちっと、答申書案ですか、それになる述べられています、その経過について、あるいは根拠について。

この第3回でなぜそういうふうになったのか、私には全く疑問なんですけども、そこに参画しておられた総務課長並びに総務部長ですか、どうしてそういうことになったのか、第1回、第2回では減額のことさえ出とったのにね。第3回で急遽それが現状維持から一挙に1万円引き上げなんてなったちゅうのは私には理解できないんですけども、その辺をつぶさに教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長です。8番、西郡議員の質問にお答えをいたします。私が最初から審議会に出席をいたしております。

当初、審議会委員を委嘱をいたしまして審議をお願いいたしました。そういう点では、情勢の報告等といたしてきたんでございますが、その経過の中で、議会においてもみずから26名の議員を4名削減をし22名にするという条例改正等も昨年の12月議会で議決をいただきました。

そういうことを受けまして、再度、ことしになりまして開催をしてきたところでありまして、

そういうときにおきまして、委員さんから県下の状況の詳しい状況とか、そういった資料を提出を依頼をされまして、そういった資料を提出をし、必要について説明をしてきたところでありませす。

そういったことを受けまして、県下の状況もつぶさに審議委員さんも理解をいただきまして、この第3回の状況になったというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 県下の状況や全国的なものは、第1回、第2回の際に既にもう提示して、それらの結論が減額でもいいんじゃないかといった意見があったけども大半は現状維持となったというのが第3回の冒頭なんですね。

もっとはっきり言えば、第3回に現三重野議長や副議長あるいはまた行革委員長が行って、切々と議会の窮状を訴えて、お願いして、ほど当局の方も、まあ議会の方は3万円ちゅうだけでも2万円はどうじゃろうかというような話の中から、やむを得ない、ほなら1万円でも引き上げようかと、あんたたちの顔を立てようかちゅうことになったちゅうのが正直なところじゃないかと思うんですよ。

いわばね、会議の雰囲気をやっぱり不当にリードして、そうして値上げ案を設定したちゅうこと自体が私は問題だというふうに思うんですけど、これは後の討論に譲ります。指摘だけにとどめておきます。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

本案については、本日はここまでにとどめ、19日の本会議にて、討論、採決を行います。

日程第15. 議案第62号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第15、議案第62号を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第63号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第63号平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

それでは最初に、歳入全般について質疑を行います。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 歳入の9ページを開いてください。16款の県支出金で9目――

今度新たに設けられた目なんですけど労働費県補助金ということで、これは一般質問でも言いましたけれども、ふるさと雇用創生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、それぞれが各款の中で歳出、あとわかれますけれども、基本的にこの中でも随分議論になりますけれども、役場の臨時職員の雇用や、役場の中でいろんな議論をされてますけれども、基本的には由布市内の事業所を対象にした、そういう事業をやっぱ考え出すというのが本来の役割じゃないかと思うんですけども、その辺についてどういうふうに理解したらいいのか、その辺を教えてくださいと思います。それだけです。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、8番、西郡議員の御質問にお答えします。

ふるさと雇用再生の特別交付金、それから緊急雇用の創出事業の臨時交付金、由布市内の事業所を対象としたものではないのかという御質問でございますが、2つの交付金につきましては前回もちょっと概要を御説明いたしました。国から県に交付される限度額は都道府県の非正規労働者、これの数や有効求人倍率等に基づきまして配分するとされております。

県は、この配分された交付金を基金造成し市町村の要求に応じて交付するという流れになっておりますことから、由布市内の事業所を対象としたものではございませんが、たださっき議員おっしゃられますように、私どもも2つの交付金事業を実施するに当たっては極力由布市内の市民の雇用をお願いしますと申し出ておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） これで、歳入についての質疑を終わります。

次に歳出について、款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について、最初に8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 11ページの一般質問で申した一般管理費13節委託料の訴訟弁護の費用50万円です。当初で、顧問弁護士料50万円ですね、同じ弁護士にこういうように対応するというのには私にはとても理解できません。

もともと顧問弁護士そのものの役割ちゅうのが、いろいろ係争事件がある事案に対して懇切丁寧に対応していただくと。裁判に発展するようなものを顧問弁護士にいろいろ聞いて、訴訟費用を嫌が上に払うちゅうのはこれはもうあってあり得ない話と私は思うんですけどね。これがずうっと合併以来続いてんですよ。ちょっと異常じゃないかと思うんですけども、そういう感覚にならないというところが私には理解できないんです。

もともと、これは庄内に顧問弁護士、湯布院に顧問弁護士ということで、顧問弁護士をずっと置いとったところの発想なんでね、私たちには理解できません。私にはそういうような制度はありませんでした。ただ、しつこくいつも相談する弁護士ちゅうのありましたけどね。

弁護士の仕事ちゅうのはもちろん相談されて事案について法律的に対応するということがあります。しかし、1経営事業所なんですね、そこは。私たちから考えても、ああこんなこと裁判しなければよかったに思うことが何度でも裁判に持ち込んだりすることが、持っていかれたりちゅうことがたびたびありました。

だから、そういう意味で言えば、私ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、もう一度お尋ねします。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。8番、西郡議員の質問にお答えいたします。

この訴訟の費用につきましては市長も答弁したところでございますが、顧問弁護士とまたこの訴訟はちょっと分けて考える必要があるかと思いますが、これまで顧問弁護士につきましては、いろんな形で法律問題等を生じた場合、あるいはそういった可能性がある場合にも早目に顧問弁護士に相談をし、問題が大きくなる前に解決をする、法的なアドバイスをいただくといったことでこれまで対応をしてきております。

今回の分につきましては、訴訟を提起をされて由布市長が被告になったという立場の中で、これには当然、答弁書の記述等もありますから、作成をし、代理人を立てて訴訟を遂行していく。司法の場において、この問題を決着をしていくという形になってくるわけでございまして、決して顧問弁護士を儲けさせるためにしてるわけでもございませぬし、顧問弁護士につきましては、これまでこの件につきましても相談をし、アドバイスももらってきているという状況もありますし、このまま訴訟に移行しても——もう移行しましたが、またこれらの経過もあり、有利に訴訟展開ができるというふうに認識をしているものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 湯布院の防災無線にしても、庄内の何とか園にしても、弁護士がついとった割りにはもう雑なんですよ、やり方が、極めて。一体、これで顧問弁護士と言えるんかちゅうような対応なんですね、私に言わしたら。そんな人を後生大事に抱えて、そして嫌が上、訴訟まで依頼するなんちゅうのはもってのほかですよ。

ましてや、今回の事案はもう監査委員も例月で指摘しているように早くからこれ知ってて、そして対応を、事情を聞いたというようなことを言ってるんでね、それなりの対応の仕方はあったと思うんですよ、訴訟に持ち込まないために。

しかし、今考えれば、わざわざ訴訟を起こすために彼が立ち回ったんじゃないかと疑わざるを得ないんですよ、前の経過を考えたら。そんな、私たちから疑念に思われるようなこともうやめてくださいよ。来年から顧問弁護士制度をきっぱり廃止して、年にたった1、2回しか相談せん

ような顧問弁護士料に50万円も払うような馬鹿げたことやらんでくださいよ。相談したって、どうせ訴訟に持ち込まれるなら訴訟費用であげりゃいいだけの話で、相談に行くだけなら5,000円、1万円で済むんですよ。

ちょっと何か人の錢じゃと思うて、いい加減に考えとるんじゃないかと思うんですけどね、これはもう苦言だけにしておきます。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（8番 西郡 均君） この後があるのに。

○議長（三重野精二君） えっ、早くしてください。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その下の地域活性化コミュニティ助成事業で、これ疑問に思うところは県支出金のところなんですね。

電源立地対策交付金がマイナスで、石油貯蔵周辺何ですか、これが4万4,000円の追加で合計がマイナスの17万3,000円ということで、コミュニティ助成事業そのものについて、特にこれは諸収入で上がってるんですけども、電源立地等もついてどういうことなのかということも教えていただきたいと思います。

コミュニティ助成事業、自治総合センターですか、それがどういうものなのか、もう少しわかりやすく教えていただきたいというふうに思います。

いずれにしろ、宝くじで両方何とかんとか言ってたんですけど、そこらの意味がよくわからないんですけどね、地域活性化センター助成金についても。もう少しわかりやすいように教えていただきたいんですけど。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。8番議員の御質問にお答えします。

まず地域活性化センター助成金につきましては、財団法人地域活性化センターからの助成金でございます。この地域活性化センターは、活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり地域産業起こし、それと地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与するというを目的として、昭和60年につくられた財団法人であります。

この法人の事業として、これまで地域再生実践塾ということで地域再生の担い手育成する事業、あるいは特産品のブランド化を進めるための特産品クラブというようなものを開設しての特産品開発、またスポーツの振興を図るためのスポーツ拠点づくり推進事業、こういった事業を取り組んでおりましたけども、今年度から新たに合併市町村における地域資源の活用をする事業に対する助成というのが始まりまして、それに対して今年度応募を川西地区の資源活用地域活性化事業ということで、竹を主題に、竹による地域づくりを勧めるということで応募しまして、それが採択されたということでございます。

一方、コミュニティ助成事業につきましては、財団法人自治総合センターの助成事業でございます。この財団法人自治総合センターは住民の自治意識の向上を図るとともに地方公共団体の行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じて宝くじの普及広報に関する活動を行い、もって地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与するというもので、宝くじを原資とした事業をこれまで展開しまして、その中の助成事業の一般コミュニティ事業として今回2つのものを申請し、採択されたものでございます。

なお、さっき、前に説明しました地域活性化センターにつきましても一部この自治総合センターからの助成金も受けて、市町村への助成を行っているということで、事業によっては宝くじの原資を使うということもあるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今聞いてみれば、24年前からずっとこれやられてるちゅうんですけど、事業の内容がかわっているちゅうことなんですか。前にこの地域活性化センター事業ちゅうのを受けた事例があるんですか、由布市内で。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 自治総合センターの宝くじの部分は、幾つか受けておりますけれども、地域活性化センターについての助成は今回初めてでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 全く今8番議員と同じような質問内容です。後で、課長、資料の方でちょっと詳しくと思いますので、物をください。今のメモできなかった。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 12ページの財産管理費の委託料の中のごみ収集処理業務が新規で25万円上がってるんですけども、補正予算の私の質疑は何で年度途中で新規とか増額をするの、減額をするのかという観点で聞きたいんですが、こういうごみ収集処理業務みたいなことが何で年度途中で新規で委託されるのか説明してください。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。小林議員の質問にお答えします。

実は、ごみ収集業務につきましては、昨年度まで——20年度まで御指摘のように当初予算で計上いたしてございました。ところが、事業実績が余り数字がなかったということで、逆に落とした経緯がございます。したがって、実績重視をいたしまして、当初予算ではなくて、年度中の数字等の動きを見て補正で上げさせていただいたというところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと具体的に言ってほしいんですけど、今までじゃあこの半年っていうか、4月からごみ収集はどうしてたんですか。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） この計上をいたしてますごみ収集業務でございますが、これは各庁舎ごとに通常収集しないごみ、例えばパソコンとかテレビとか冷蔵庫とか、そういった物が出てくることを想定して私どもの方で計上いたしてございました。

先ほど言いましたように合併以来、毎年年度当初に同額の金額を計上させていただいておりますけれども、実績がなくというか、数字が少なく減額をせざるを得ないと。その数字の方が目だつてございましたので、当初予算では上げなくて、数字、実績が発生する段階で数字を上げさせていただいたということでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、3款民生費について、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 済みません、3款、17ページ、これも年度途中の新規ということで簡単に説明をしてください。

児童福祉総務費の委託料、事業計画策定業務100万円、次世代育成地域行動計画というのを策定するらしいんですが、こういう計画はなぜ今どういうことで策定しなきゃいけない計画なのかということと、あと、その下の過年度精算国費返納金というのが上がってますが、これも簡単に説明していただければと思います。

あと、3款、もう1点は18ページ、小松寮の事務費の中で工事請負費が308万7,000円増額になっています。この内訳、せっかく詳細な資料を配ってくれたんですけど、詳細な資料にも施設整備という説明しかないんで、これでは詳細がわからないので、どういう工事なのか教えてください。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 子育て支援課長です。1番議員さんにお答えいたします。

次世代育成行動計画の策定の新規ということですが、これは次世代育成支援対策推進法の規定に基づきまして、5年を1期とした市町村行動計画を策定するというものであります。

計画の時期といたしましては、平成17年3月、合併する前の旧町村ごとのエンゼルプランということで、前期の計画を立てておりました。その見直し及び平成20年度に実施をいたしました後期行動計画策定に関するニーズ調査、その調査を踏まえたものを平成21年度に策定したいと思っております。

それから、次の償還金の分ですけれども、国費の返納分です。これにつきましては、児童扶養手当の返還ということで毎年8月に児童扶養手当申請の方の現況を調査いたします。そのときに、調査したときに申請をなかなか出てこなかったんで、その後調査をした結果、婚姻ということが

わかりましたので、その分の返還ということになります。

続きまして、国費の返納金284万3,000円ですけれども、これは児童クラブの平成20年7月に休止をした児童クラブが1児童クラブあります。その分の国、県の全額返還ということです。

それから、1児童クラブにつきましては、障がい児の加算分を私の方が委託料を出しておりましたけれども、実績報告の中で障がい児の子どもさんがいなかったということですので、その分の返還になります。

それから、次の7万5,000円の返納金ですが、これは母子家庭の方の資格取得に対するもので、パソコンだとか、それからヘルパー資格、介護士資格を、母子家庭の方の自立のためにする資格取得への希望調査が当初は1名ありましたが、年度途中で希望がないということですので、この分の返納ということになります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小松寮長。

○小松寮長（菅 正則君） 小松寮長です。1番、小林議員の質問にお答えします。

4件ほどございます。まず1点目が、重度棟の関係ですが、教室用トイレの設置工事、これは静養室の使用を含むものでございます。金額で129万2,000円、それから温水施設の設置工事、これはトイレの給湯設備を含んでおります。2カ所で70万6,000円、それから教室の床の張り替え工事に27万円、それから野外テラスの設置工事、これは洗濯の干し場でございますが、81万9,000円となっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） わかりましたが、私が聞きたい質問の一番の趣旨は年度途中の補正で上げることの意味なんですよ。

過年度の分はわかりましたけど、例えばこの計画策定はこれは今年度策定するっていうのが決まっていた計画ですよ、今聞かせていただくと。であれば、当初で上がってきてもよかったんじゃないかなあというふうに思うのと、あと小松寮の施設整備もそれだけの4件の工事を今年度途中で増額までしてやると。しかも、小松寮を今後どうするのかというのは、今、多分検討課題だと思っておりますが、先ほどの午前中の一般質問でもしましたけど、施設を今後どうするかという検討がされた上でこれだけの、300万円というは決して私は安い額、お金ではないと思うんですけど、どういうふうな決定を、それも年度途中で判断してるというのはどのぐらい緊急性があるのかということなんです。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 子育て支援課長です。1番議員さんにお答えいたします。

確かに、年度途中でこの計画が上がってくるのはおかしいのではないかという御指摘ですけれども、県下の状況を見まして、実際に計画をする中で、どれぐらいの計画策定の金額はどれぐらいかというのがわかりませんでしたので、県の方のニーズ調査もおこなっているという段階で、最終的には4月の初めにおおよその金額を私の方でつかめましたので今回補正をさせていただくということになりました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小松寮長。

○小松寮長（菅 正則君） お答えします。このたびの補正に至りましては、インフルエンザ等の関係、それから利用者の利便等を考慮してのこととありますので、十分な御理解を賜りたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 次に、4款衛生費について、まず17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 6目の環境対策費の、20ページをお願いします。7節の賃金を、ちょっと私説明したかと思うんですが、よく聞いてなかったもので、298万2,000円、この作業員、新規分ですね、これをちょっとどういうもんかを教えていただきたいと。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。17番、利光議員の御質問にお答えいたします。

この作業員の賃金、これ2名分計上してございますけれども、今年度、昨年引き続きまして花いっぱい運動を展開していくということで計画しております。これについては、今現在、緊急雇用の方を申請いたしております。昨年同様に、各振興局単位で、それぞれに実施をやっていきますけれども、この庄内が以前から推進協議会ということで、いろんなコスモスだとか、いろんなことをやっておりまして、そのノウハウが十分、庄内が一番詳しいということで、庄内振興局をリーダーとしまして、湯布院と挾間、横断的に連携をとりながらやっていこうと。

この中で、花いっぱいの中で、一応それぞれ、庄内には一応それぞれの事業母体がありますがけれども、挾間、湯布院にございませんので、各振興局、とりあえず湯布院と挾間に1名ずつ雇用いたします。それに庄内から庄内の地域振興課の職員とその花いっばいに携わっております作業員2名で、合計で4名でのこの由布市内の花いっばいにいろんなノウハウを現地で指導しながらやっていこうということで計画いたしております。現在のところ、湯布院1名、挾間1名、雇用予定の作業員2名を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） これは10月までですか。その2名の期間は、3月までですか。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 今現在、主に花をしておりますけども、緊急雇用を使いまして、花だけに限らず各振興局に1名ずつ配置しましたので、あわせてその中でできるものということで、7月から一応3月まで、一応213日間ということで一応予算は計上いたしております。

○議員（17番 利光 直人君） ありがとうございます。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 済みません。その上の19ページの環境衛生総務費の中の19節 施設整備事業補助金110万7,000円増額、何かどっかの給水組合の事業費の補助金を増額したというようなことをちらっと言われてますけど、具体的な中身をもうちょっと教えてください。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。1番、小林議員の御質問にお答えいたします。

これは由布市水道施設整備補助金交付条例に基づきまして、給水施設への補助金ということで今回計上いたしております。今回の交付先ですけれども、湯布院町の畑倉自治区にあります鬼ヶ畑水道組合の施設整備に対する補助金でございます。

内容につきましては取水柵の整備、あるいは6棟の貯水タンク、それから配管ということで要望が出ております。

補助率は60%ということでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、7款商工費について、まず8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 22ページ、商工総務費をごらんになってください。

財源更正で一般財源マイナス480万6,000円で繰入金が100万円、あわせてマイナスの380万6,000円ということで、消費者行政活性化基金を年度途中で基金を壊してこっちに充当するという意味が私には理解できないんですけどね。どういうことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。8番、西郡議員の御質問にお答えします。

年度途中での財源更正ということでございますが、議員御承知のように消費者行政活性化基金、これの条例の設置、これと3月のときの当初予算でございますが、いずれも3月のときに上程したということで、この時点では繰入れが困難であったということで今回6月で繰入金を財源更正したということでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 21ページの一番下ですね、観光費の御説明でこの447万6,000円が塚原と湯ノ平のふるさと雇用対策であるというふうな説明を受けましたけれども、もう少し詳しくその対応内容をお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。7番、溝口議員にお答えをいたします。

一応、塚原、湯ノ平の事業でございまして、塚原高原観光案内委託業務というのが塚原でございまして、一応、塚原の塚原高原観光協会と委託契約を結びまして、情報発信に力を入れるということで、現在事務員がおりませんので、ふるさと雇用を活用しまして、事務員を雇用して情報発信の充実を図りたいということを行います。

それと同時に、観光動態の把握をしたいということで、この事業につきましては23年度までの継続事業として実施をいたします。その後は、この協会が正規職員として雇用するというところで、やってもらっていきます。

それからもう1つが湯平温泉情報発信委託事業ということで、これは湯平温泉観光協会と委託を結んで行います。

同じように、ここも情報発信をしたいということで、現在事務員がいませんので、ふるさと雇用を活用しながら事務員を雇用して、一応これも3カ年事業ですので、事業終了後は正規職員として雇用するというところで事業を実施をいたします。

以上でございます。

○議員（7番 溝口 泰章君） はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今と同趣旨なので、結構です。

○議長（三重野精二君） 皆さんにちょっとお諮りをしたいんですが、ちょっと見ましてもあと1時間は十分かかりそうにあります。このまま行けと言われるのか休憩をやれというのか、ちょっとお諮りをしたいんですが。（発言する者あり）このまま行きますか。（発言する者あり）（「休憩して」と呼ぶ者あり）休憩しますか。（発言する者あり）はい、それじゃあ、ここで暫時休憩をいたします。10分間、16時40分から再開します。

午後4時30分休憩

.....

午後4時40分再開

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま議会運営委員会を開き確認をいたしました。会議規則第9条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第2項の規定により、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

会議を続けます。なお、質問者、答弁者ともに、質問と答弁は簡潔に要領よく、答弁、質問等をお願いをいたします。

次に、8款土木費について、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 通告取り下げます。

○議長（三重野精二君） 次に、9款消防費について、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これは財政課長にお尋ねしたいんですけども、その他手数料というところで上げてますのが、例えば消防でいいますと役務費、25ページのその他手数料12万3,000円ということで増額というふうになってます。

その他手数料の考え方をちょっと教えていただきたいんですけどね。その他で、私は他の手数料の金額よりも高い金額を「その他手数料」と上げるのにどうも納得がいけないんですけども、いわゆる基準があって「その他手数料」にしているものか、それとも過去に細節ですっと「その他手数料」の名目を上げてるけども、もう過去に上げてなかった分は金額はどげえ高かろうが「その他手数料」で上げるんじゃないということなのかどうか、その辺を教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 8番議員にお答えします。

「その他手数料」の取り扱いについてでございますが、これたしか以前も御質問あったかと思えます。実際にこの予算書に手数料の名称が詳しく出てくるという分につきましては、使用頻度、これが高いものについては個々に名称を登録しておるところでございます。

それ以外のものについては、この手数料自体の範囲がサービスの提供という対価ということもありまして、広範囲に及ぶ関係もございまして、「その他手数料」という扱いの表示をさせていただいてるところでございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） できれば、頻度じゃなくて、金額の多寡でそれをあらわすような仕方ができないものかどうか、御検討いただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 検討してまいります。

○議長（三重野精二君） 次に、10款教育費について、まず20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 32ページ、保健体育費の7節賃金、今回嘱託職員126万円増額ということなのですが、当初予算で臨時職員144万2,000円、嘱託職員912万4,000円と当初予算があるわけですね。

それに加えて、今度はこの臨時職員をまた雇用するということではありますが、その仕事内容をこれをちょっとお聞かせいただきたいというのと、もしかしてこの嘱託員が8月、例年湯布院町時代実施しておりましたスパマラソンの何かその辺のための職員かなあというふうな思いもするんですけども、そのスパマラソンどうなってるかなあということもちょっと心配ですから、あわせて御報告をお願いしたいと思います。

それから、今回の補正で、緊急雇用ということでこのように嘱託職員、臨時職員が予算化されてるんですけども、これ役場の職員をふやせという緊急雇用なんでしょうか。その考え方がどうも私は納得がいかないので、このいわゆる嘱託職員が今何人おるのか。臨時職員が今何人おるのかということをお知らせしていただきたいと思います。

それから、臨時交付金に対する考え方ですね、私は市内の業者が大変困っておると、そういう人たちが雇用するとき、これだけのお金が来たので事業所に対して雇う人がおるんならばこれだけの補正の余金がありますよということを市がPRするべきじゃないかと思うんですよ。それが何か役場の職員の数を増員させて、正規職員の仕事が楽になるような、そういう思いをさせるような臨時職員の雇用形態がいいのだろうかということも、ちょっとぼやきにもなりましたが、ど一つずつお答えください。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 吉村議員の質問にお答えいたします。

まず、保健体育費の嘱託職員の増額なんですけども、今回湯布院B&G海洋センターの管理として嘱託職員1名をお願いいたしました。実は、ことしの3月までは職員1名、臨時職1名という体制でしたけども、体育振興係がそれまで2名体制だったんですが、残念ながら体育振興そのものが非常におくれているということで、体育振興を充実するという事の中で、B&Gの職員を体育振興係の方に課内異動いたしました。

それで、湯布院公民館の体育担当がこれまではちょっと4月以降、兼務をしていたんですけども、公民館業務にちょっと影響が出てきましたんで、今回嘱託職員の配置をお願いいたしました。

また、当初予算の保健体育総務費の計上している臨時嘱託職員数ですけども、臨時職員1名、嘱託職員5名というふうになってます。これは、職務内容については、挟間、湯布院の体育施設の管理に充てています。

それからスパマラソン事業ですけども、これまでは山下池周辺という形で実施してきましたけども、ホテルの閉鎖等によりできなくなったというのが現状です。本年は塚原で実施しようとい

うことで検討していますけども、1つは時期です。

塚原というと、リックを周辺にしたところで、リックと塚原の本村を周辺にしてやりたいというふうに考えてるんですけども、休憩場所そのものがないために、残念ながら8月じゃ非常に暑いということで、塚原高原の最もいい時期になる10月、第2週あたりを予定して今月中に実行委員会を開催し準備をしていくようにしています。

以上です。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、吉村議員の質疑にお答えいたします。

臨時嘱託職員の人数をお知らせいたします。一般と教育委員会に分けてお知らせいたします。一般でございますが、臨時職員が75名、嘱託職員が32名でございます。合計107名。これには、定額給付金の緊急臨時雇用等も含まれております。

教育委員会が臨時職員が12名、嘱託職員が116名、合計128名となっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 副市長でもいいんですけど、この緊急雇用創出事業の国からのお金の解釈ですね、これどのようにすればいいんかちょっと教えてください。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 緊急雇用につきましては、先ほど御説明しましたように、臨時交付金とふるさと交付金と、この2種類がございます。

ふるさと交付金につきましては、3年間という期間の雇用という形になっております。基本的な考え方は、やはり今いわゆる有効求人倍率が0.5を下回るような状況になっていうということで、少しでも働く機会をとということになっております。

これについては、行政が直接働く場を提供する方法と、委託に出して、例えば庁舎の委託等に対して、その委託先が新たな雇用を生むと、例えば道路のいろんな台帳の整備をしたいからということで地元の委託業者に発注して、その委託業者の方が新たな雇用を何人か生んで、そしてその効果を上げると、この2つの方式があります。

ふるさと雇用につきましては、先ほどちょっと説明がありましたが、塚原の観光協会、湯平の観光協会、そこが事務員がないということで、新規に雇用をするということで、今までの人の代替としてそのお金を充当するということは認められないと。基本的には募集に当たっては、ハローワーク等、そういった公募によって募集するという規定がつけられております。

そういった形で、有効に使いたいというふうに考えています。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（２０番 吉村 幸治君） 役場の正規職員の仕事がちょっときつから臨時職員を雇いますというふうなイメージがどうもしてならなかったもんですから、ちょっとこの点をお尋ねしました。

それから、先ほどの今度の１２６万円の職員の仕事内容がわかったんですけど、どうもやっぱり今考えてみると、市長にも反省していただきたいんですけども、やっぱり社会体育という部分が非常にここに来てパンク寸前にあるんじゃないかなあというふうなことを感じますので、ひとつ、この辺も検討していただくことを要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、１番、小林華弥子君。

○議員（１番 小林華弥子君） 私の質問はこれで最後ですので、３０ページですが、３０ページの社会教育総務費の１１節需用費の中の修繕費１９１万１,０００円の新規で上がってますゆふの丘プラザの何か外灯を修繕するとかいうような説明でしたけど、指定管理者に出していると思うんですが、これ指定管理者との協定に沿った内容の修繕費の支出なのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 生涯学習課長です。小林議員の質問にお答えします。

ゆふの丘プラザの管理に関する協定、管理運営業務仕様書の施設の修繕については見積額１件１００万円、また備品については１件５０万円という形で契約されてます。今回、非常灯のバッテリーとランプの交換ということになってます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（１番 小林華弥子君） これ、非常灯っていうのは備品になるんですか、これ。施設費になるんですか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 施設というふうに考えてます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（１番 小林華弥子君） これ何基分ですか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） ６３基になってます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（１番 小林華弥子君） これね、ちょっとわかんないですけど、指定管理の規定で備品だと５０万円以上で施設だと１００万円以上だったら市が負担すると、そこで何か６３基集めて全部で１００万以上にすれば市が出すからみたいなことを感じてしまうんですけどね、やっぱり指定

管理に出した以上はこうやって何だかんだ言いながら市が経費を負担してたら何のための指定管理かというところもあるので、多分委員会の方でもちょっと精査していただけたらと思いますけれども、その63基を一気になぜ今この時期にというようなことを、これ委員会の方でしっかり調査していただければと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、その他について、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 37ページの次には何もないのかという質問ですけど、一応、国の施行規則では、予算に関する説明書はずうっとあとについてそれぞれ変更があればその都度補正でしなさいというふうになってるんですけども、38ページ以降は本当につくらなくていいものなのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 8番、西郡議員さんにお答えいたします。

御指摘の分につきましては、今回変更はございませんでしたので、変更があったら直近のときの議案に理由をつけたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 実は、その38ページが昇級の欄なんです。昇級の変更があるのは人数なんです。300何十人から390人になるという部分が抜けてるんですね。

だから、38ページだからここを何回見てもわからんですよね。38ページにあるべき昇級の欄のところを言ってるんであって、それと先ほども言ったように継続費やその他予算上変更措置した分があるんならば、それは逐次載せるべきだというふうに思うんでね、その辺は、改めて御検討をお願いいたします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（三重野精二君） これで議案第63号についての質疑を終わります。

日程第17. 議案第64号

日程第18. 議案第65号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第64号及び日程第18、議案第65号を議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第19. 議案第66号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第66号由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 基本的には文書管理の総務課がチェックすべきことだったというふうに思うんですけども、監査委員条例の議案そのものかがみは今まで出る言ったように、提出手続規程にやっぱりきちっとのっとしてやられてないということで、どうしてかというのが第1問です。

それと2つ目は、特別な理由を掲げてます、ただし。しかし、その特別な理由は市長や監査委員が判断してもらっちゃ困るんですよ。議会がチェックするために60日以内ということをやっ、それでどうかということ言ってる時期に、特別な理由を挙げたからそれでいいんだなんちゅうこと考えてもらっては困るんですけども、ここで想定している特別な理由を認める人は一体だれなんですか、お答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 監査委員事務局長。

○監査・選管事務局長（佐藤 忠由君） 監査委員事務局長です。8番、西郡議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の質疑につきましては、今後注意してまいりたいと考えております。

また、2点目の質疑につきましては、市長、議会がするものではなくて、2名の監査委員が判断、決定をいたすものと考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その2名の監査委員が条例も守らずこういうことをやったんで、「改めてきちっとしろ」と言ったら条例の方をかえてしまったんですね。

そういう監査委員の言うことは聞けないので、今度やかましく言いたいと思います。答弁要りません。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第67号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第67号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議案のかがみとしては、これだけが唯一きちとしてたんで救いですわな、最後の。

私の聞きたいのは、850円を31キロで分けた理由ですね。どういう根拠なのか教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。8番、西郡議員の質疑にお答えいたします。

今回、通勤手当を是正をするために見直しをいたしまして、30キロ——31キロで合併後、由布市内、湯布院から挾間、挾間から湯布院に通勤をする職員の平均といたしますか、距離を考えたときにはおおむね30キロでカバーできるということで、そこにほぼ9割の職員がいるということで、そういうことで一応31キロまでを850円ということで、31キロを超えるものにつきましては800円という形に今回議案として提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それは、議案見ればわかるんですよ。なぜか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えをいたします。

現行の通勤手当が若干低いということがありまして、これをどこまでどういう形で上げるのかということも私どもといたしましても慎重に細部検討したところでございまして、30キロまで一応是正ができるというふうに考えたわけでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 県下の基準が統一されていないんでね、総務委員会の中でやっぱりきちっとまた議論をしてほしいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑が終わりました。

なお、先ほどの8番議員の議案第61号の質問の中で私や副議長、行革委員長らが報酬審議会に出席をしていたかのような質問でしたが、審議会の開会に先立ち、委員に議会の実情について説明のみして、退席したものであります。

なお、本件は行革特別委員会の協議を踏まえての実情の申し出の説明をしたもので、報酬審議会そのものには出席したものではありませんので報告をしておきます。

○議員（8番 西郡 均君） 報酬審議会の出席者に書いてある。

○議長（三重野精二君） それでは、報告第2号から報告第6号まで、及び議案第54号から議案第60号まで、並びに議案第62号から議案第67号までの計18件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いいたします。

なお、ここで執行部より発言の申し出がありますので、これを許可します。副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） それでは、1件、御報告いたします。

由布市湯布院町の川北浄水源の周辺の森林の伐採が——あそこは保安林でございましたが——ずっとなされておりました。この件を受けまして、ちょうど佐藤正議員ほか地域の人と協議をいたしました。その伐採がまた不法に続けられるということで、先々週の土曜日、日曜日、現地を立ち会いました。

その結果、現在伐採はストップさせて、とにかく水源に近い地域でございますので、早急に土砂対策を講ずるように県の方から強力な指導を行っているところでございます。

今後はとにかく梅雨の時期が近いものですから、水源が埋まらないように、また生活に支障がないように早急に対応策を講ずるとともに、その後の植林、それから水源の安全措置について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は6月19日午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会をいたします。慎重審議、御苦労さまでございました。

午後5時04分散会
